

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

兒島 宏和

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. テーマを選定した理由及び監査の視点	1
4. 主な監査手続	2
5. 監査の実施期間	2
6. 包括外部監査人及び補助者	2
7. 利害関係	3
8. その他	3

II. 監査対象の概要

1. 子ども・若者を巡る現状	4
2. ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020 について	13
3. 監査対象とした事業等について	19

III. 監査結果及び意見

監査結果及び意見の件数一覧	24
---------------	----

◆ 個別の事業に関する監査結果及び意見

■ 1. 総合的な少子化対策推進	25
■ 2. 児童福祉施設指導監査	32
■ 3. 私立学校教育振興（私立学校教育振興費補助）	34
■ 4. 私立学校教育振興（私立学校教育振興費補助を除く）	37
■ 5. 児童手当	43
■ 6. 子ども・子育て支援	45
■ 7. 児童会館運営	53
■ 8. 子どもの貧困対策推進	65
■ 9. 保育施設支援	72
■ 10. 保育事業振興	76
■ 11. 保育資質向上	79

■ 1 2. 児童養護施設等対策	83
■ 1 3. 家庭児童福祉推進	93
■ 1 4. 児童相談・一時保護	101
■ 1 5. 母子保健対策	105
■ 1 6. 女性の健康支援	113
■ 1 7. 母子家庭等自立促進対策	119
■ 1 8. 児童扶養手当支給	130
■ 1 9. 青少年育成推進	138
■ 2 0. 青少年保護指導	145
■ 2 1. ぐんま学園運営	149
■ 2 2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	153
■ 2 3. 中央児童相談所	160
■ 2 4. 東部児童相談所	172
■ 2 5. 西部児童相談所	182

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1） 監査テーマ

子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

（2） 監査対象

「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」（令和2年3月）に掲げる事業及びその他の子育て支援施策関係事業を対象とする。

（3） 監査の対象期間

原則として、令和3年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

本県の出生数は昭和48年の第2次ベビーブームのピーク以降、一貫して減少傾向にあり、令和3年は11,236人（昭和48年の32,507人に比べると約65%の減少）と過去最少となっている。少子化に至る背景の一つとして、核家族化、地域のつながりの希薄化など子どもを育てる環境が大きく変化しており、家庭での親子だけの空間・時間が多くなるなど孤立化が進み、精神的不安が増大していることがある。少子化の進行は人口減少や人口構造の変化により、生産活動や社会保障など社会全体にも影響を及ぼすため、現在の子育て世代のさらなる環境改善は喫緊の課題であると考えられる。

このような認識の下、群馬県においては少子化対策、青少年の健全育成、子育て支援、子どもの貧困対策等、子どもを巡る課題に対応した各計画に基づき、出生数の減少に歯止めをかけるため、家族形成支援や子育て支援、仕事と子育ての両立支援等に力を注いできた。

子どもを巡る課題は複雑に絡み合っているため、これまで個別に対応してきた「子ども・若者への支援」「大人（家族）への支援」「困難な状況に応じた支援」を一つ

に束ね、「社会全体」で包み支え、一体的・効果的な課題解決を図るとともに、新たな課題にも各施策を連動させながら対応させるべく、新たな県の計画として「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」が令和2年3月に策定された。

子ども及び子育ての問題並びに上記計画は県民にとって非常に身近な内容であるとともに、現代の子どもを巡る課題は多様であることから、その実態等を把握し必要な課題に必要な予算が使用されているかを検討する必要があると考える。また、計画に伴う各施策が有効に機能することにより、子どもを育てやすい環境を作ることが将来の県民増加につながることも予想される（少子化の進行に歯止め）。さらには、他の自治体（都道府県）などの施策を取り入れることでより良い子育て環境にできる可能性があると考えたため「子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」を監査テーマとした。

監査では、実施されている各事業がぐんま子ども・若者未来ビジョン2020における各数値目標の達成に向け進められているかを中心として検証する。また、子育て支援施策の中の委託・補助事業において公平性や効率性が損なわれていないか、さらにはデジタル技術の活用等により業務の効率化が図られているか等を検証する。

4. 主な監査手続

- (1) 子育て支援施策所管所属からの概況聴取
- (2) その他関係所属から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 児童相談所等の現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和4年7月28日から令和5年3月24日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人

公認会計士 児島 宏和

- (2) 補助者

公認会計士 田中（北原）陽子

公認会計士 塚原 督成

公認会計士 南雲 拓也

公認会計士 立見 嘉章

弁 護 士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

8. その他

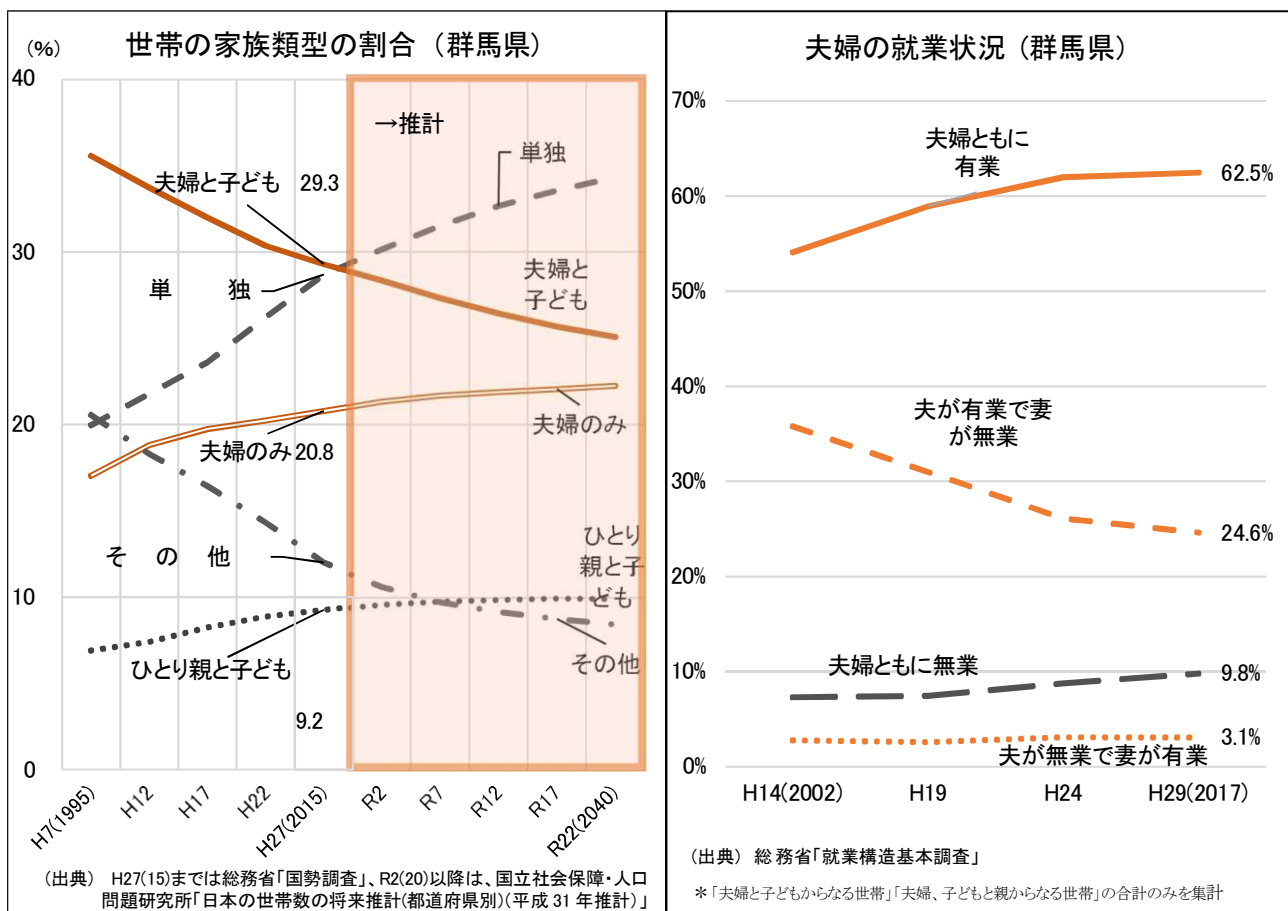
- (1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。

II. 監査対象の概要

1. 子ども・若者を巡る現状

①標準的な家族形態の変化

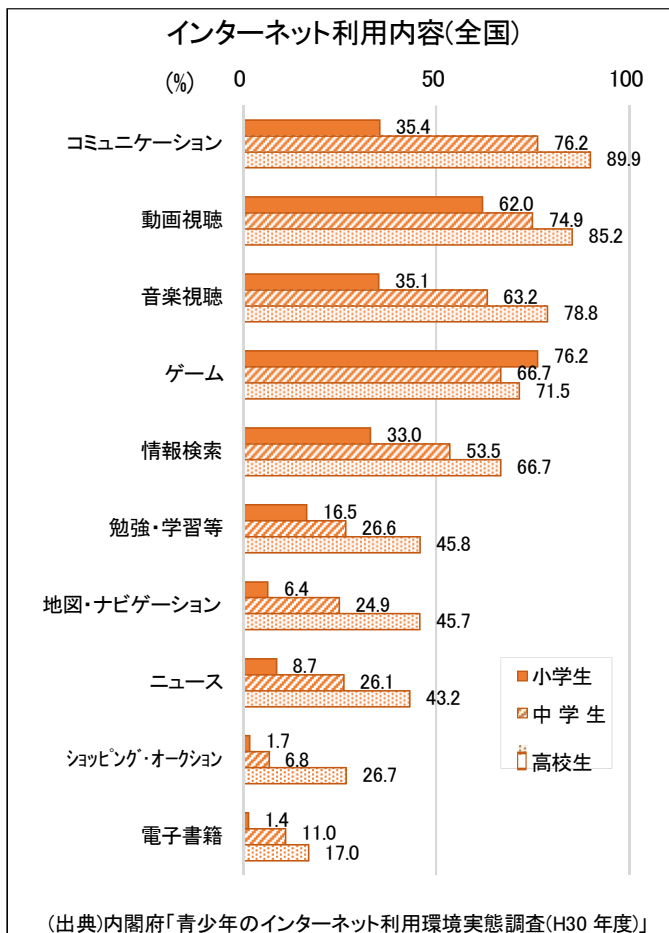
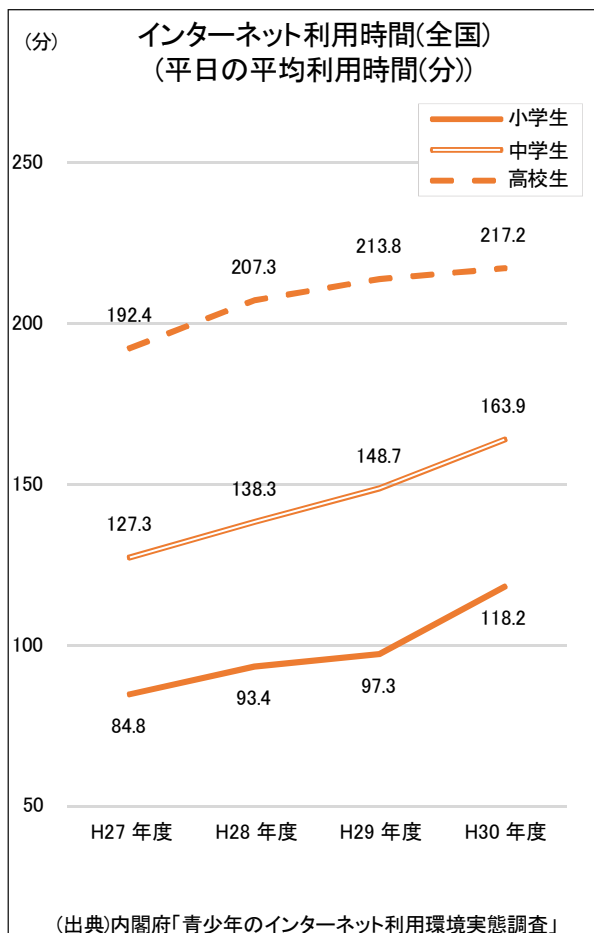
かつて、日本の標準的な世帯のモデルであった「夫婦と子ども」という家族は減少しつつあり、今後は単独世帯の構成割合が上回ると予想されている。また、子どものいる家庭のうち、現在では、専業主婦世帯の割合は全体の約4分の1にまで減少し、共働き世帯が6割を超えている状況である。



②インターネットの利用状況

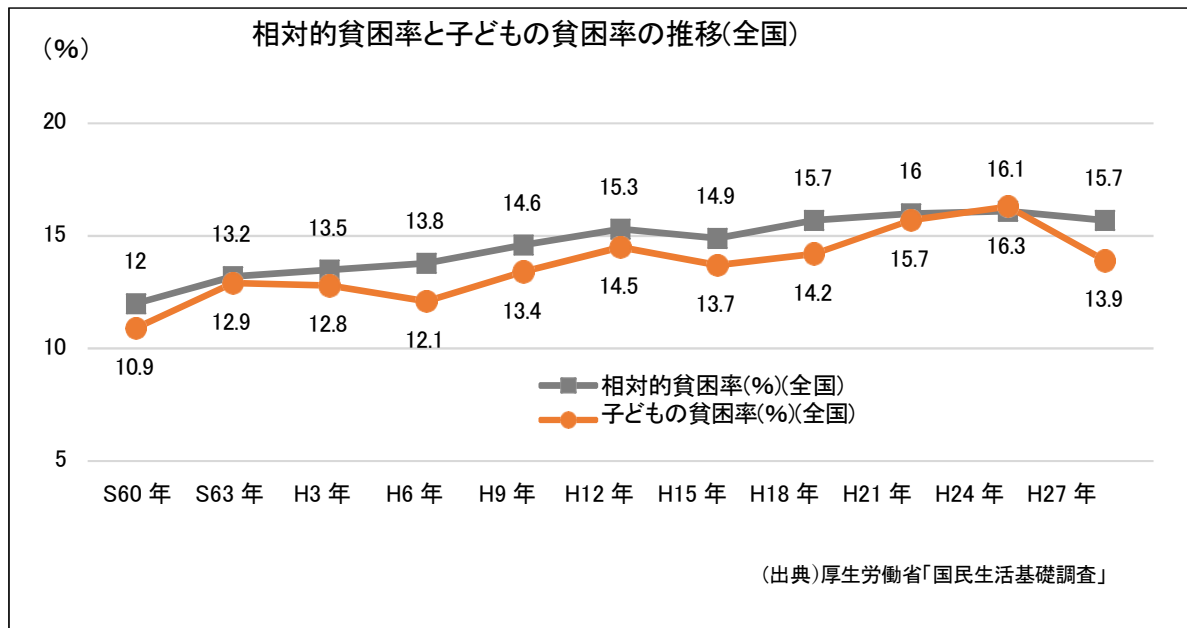
インターネットの利用時間は各年代とも増加している。

インターネットの利用内容は、「コミュニケーション」「動画視聴」「音楽視聴」「ゲーム」の割合が高く、特に高校生は「コミュニケーション」としての利用割合が高くなっている。

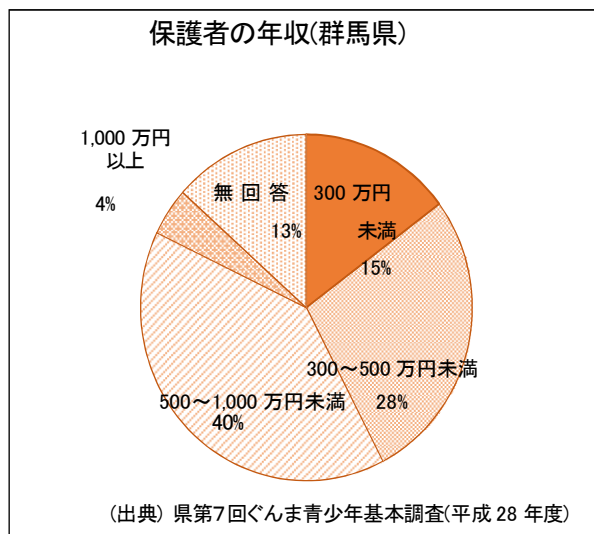


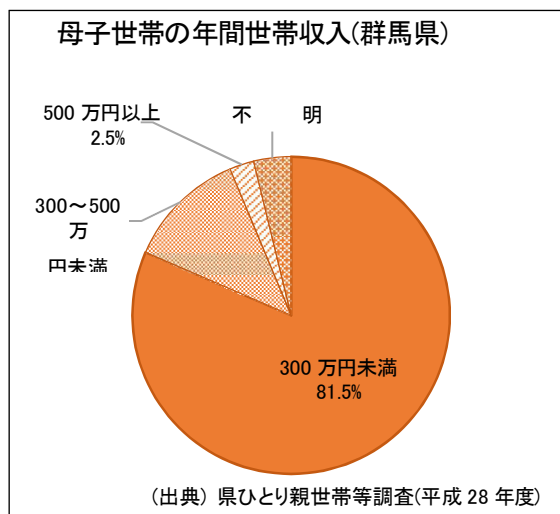
③子どもの貧困に係る状況等

我が国の相対的貧困率及び子どもの貧困率は、平成 27 年にそれぞれ 15.7%、13.9% であり、ともに前回調査時に比べ、低下しているものの、およそ 7 人に 1 人の子どもが平均的な所得の半分以下で暮らしていることになる。



平成 28 年度に県が実施した「ぐんま青少年基本調査」及び「ひとり親世帯等調査」では、世帯全体の約 15%が年収 300 万円未満であり、ひとり親世帯にあつては、8 割以上が年収 300 万円未満であることが分かっている。

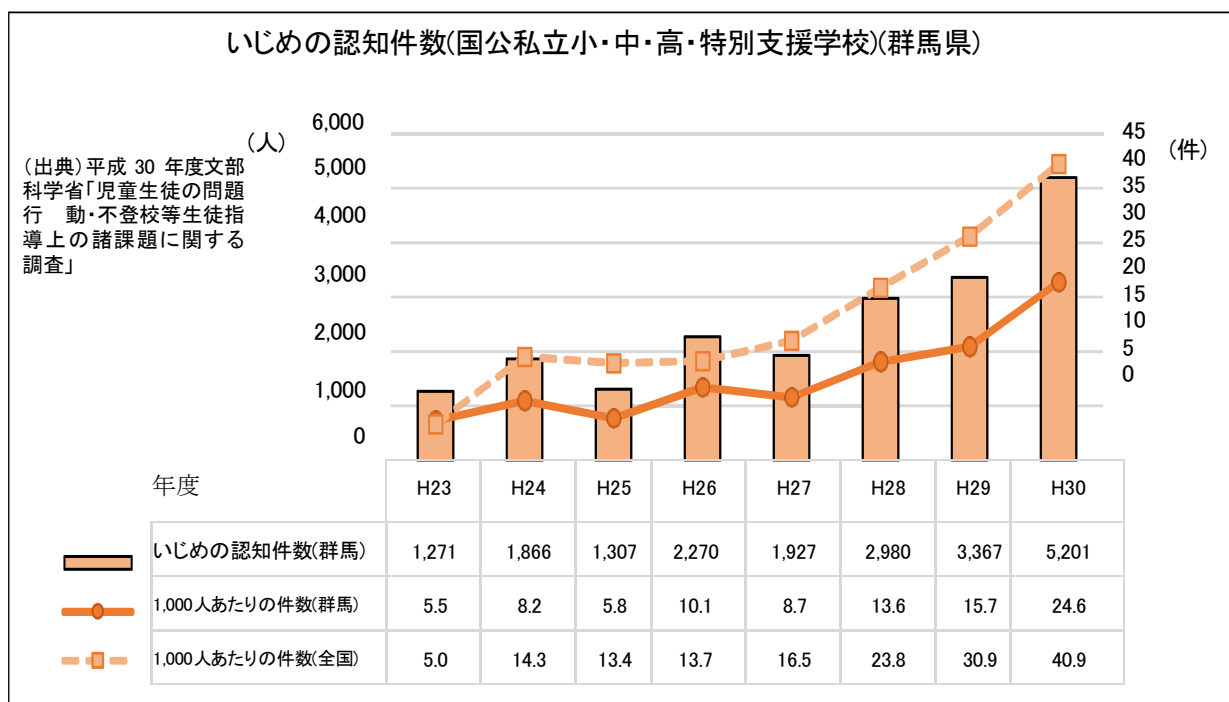




④いじめの現状

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす要因ともなる深刻な問題である。平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法では、いじめを正確に認知するとともに、学校はいじめ対策組織を中心とした組織的な対応を徹底することが求められている。そのため、いじめについては、被害性に着目して初期段階のものを含めて積極的に認知し対応している。

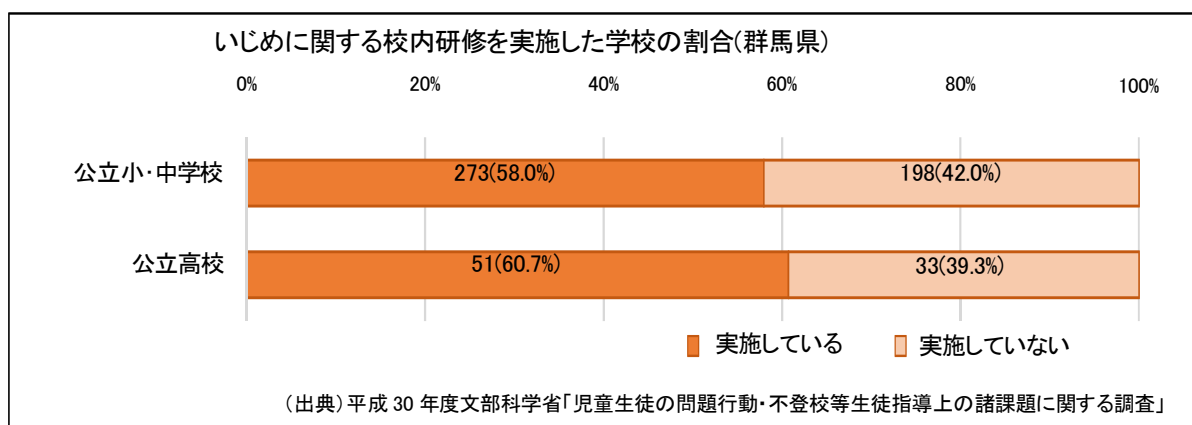
さらに、SNS を使ったいじめなど、大人の目が届きにくいところで発生しているものもあり、早期発見のための取組や相談体制の整備を更に推進することが必要である。



⑤教員の指導力や学校による組織的対応の必要性

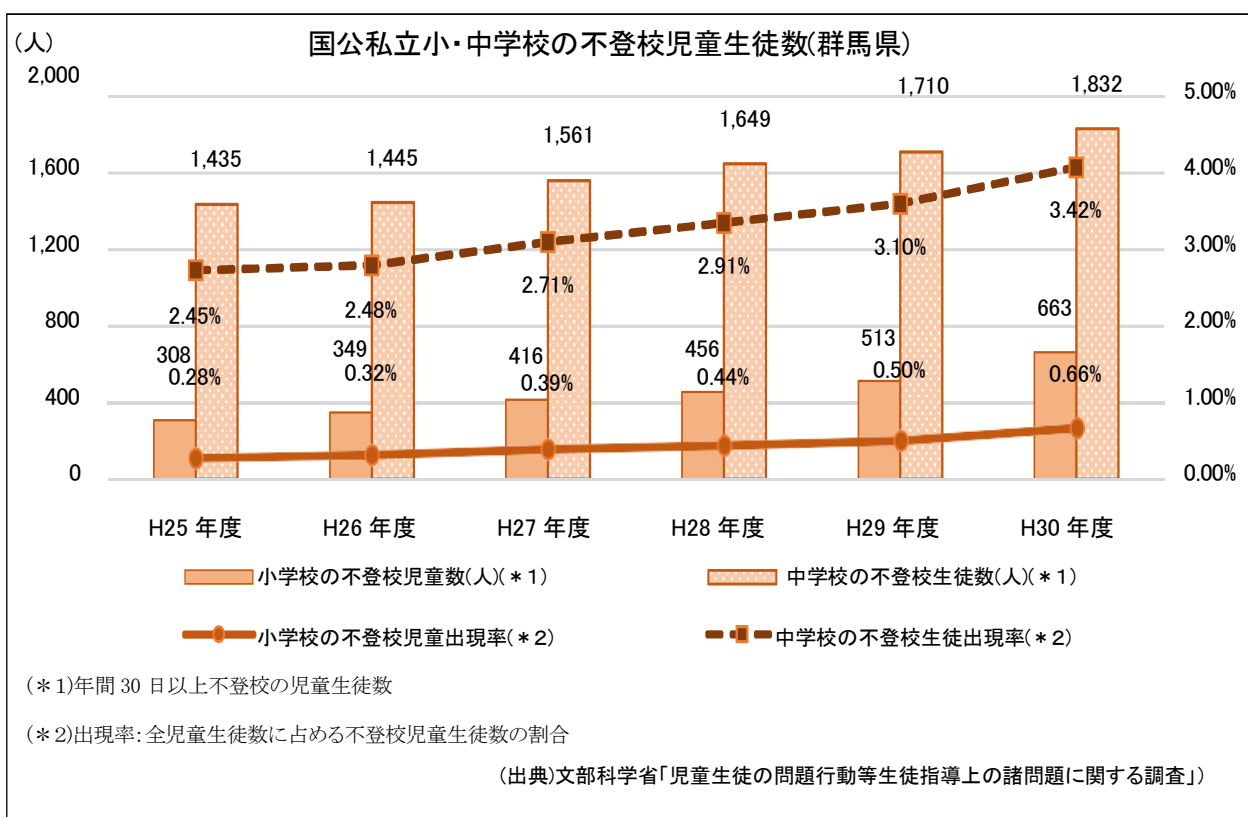
学校や教員によって、いじめを認知する基準にばらつきがあるなどの課題があることから、いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう、教員の指導力向上や学校による組織的な対応の充実が求められている。

平成30年度にいじめ問題に関する校内研修を実施した学校は、前年度に比べて増加しているものの、全体の約6割にとどまっている。職員会議等の諸会議でいじめに対する認識の向上を図ることに加え、いじめをテーマとした校内研修により、共通理解を深めることが有効と考えられている。



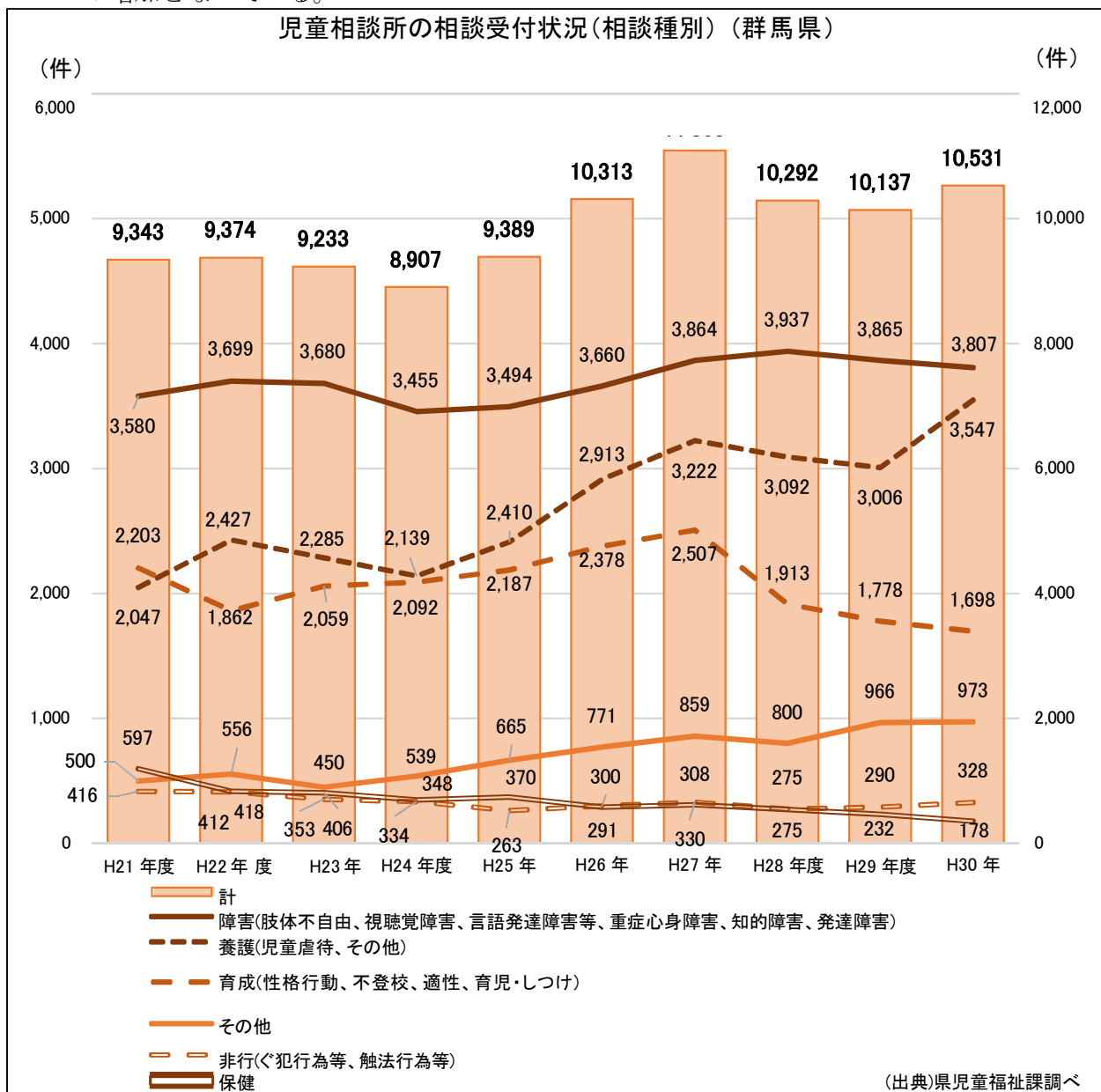
⑥不登校、高校中退者、中学校卒業時進路未決定者の状況

県内の 30 日以上の不登校児童生徒数は、近年、小学校、中学校ともに増加傾向である。高校中退者数については、横ばいの状況が続いているが、中退の理由として、「学校生活・学業不適合」や「進路変更」が多くなっている。また、進学も就職もせずに進路未決定のまま、中学校を卒業する者も減少傾向ではあるが存在する。支援を必要とする青少年の数は依然として多いことから、引き続き学校現場や市町村、関係機関が連携して、相談体制等の充実を図っていくことが必要である。

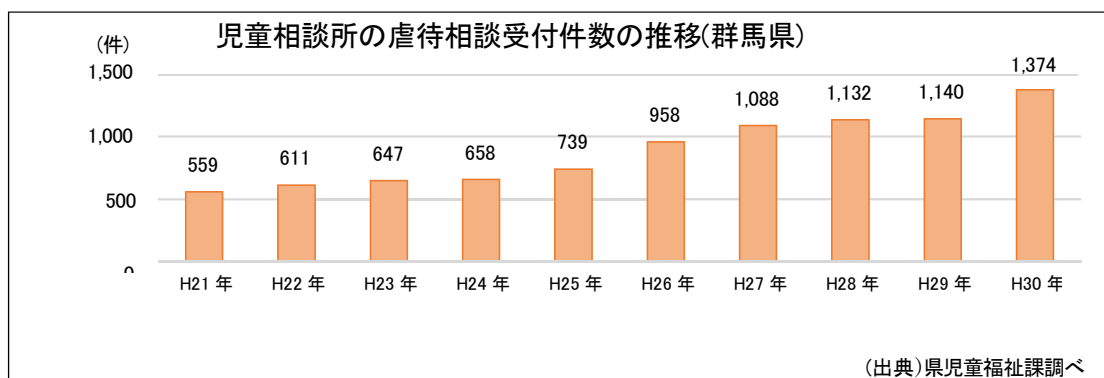


⑦児童相談所の相談受付状況

平成30年度の県全体における相談受理総件数は10,531件で、対前年度比394件(3.9%)の増加となっている。

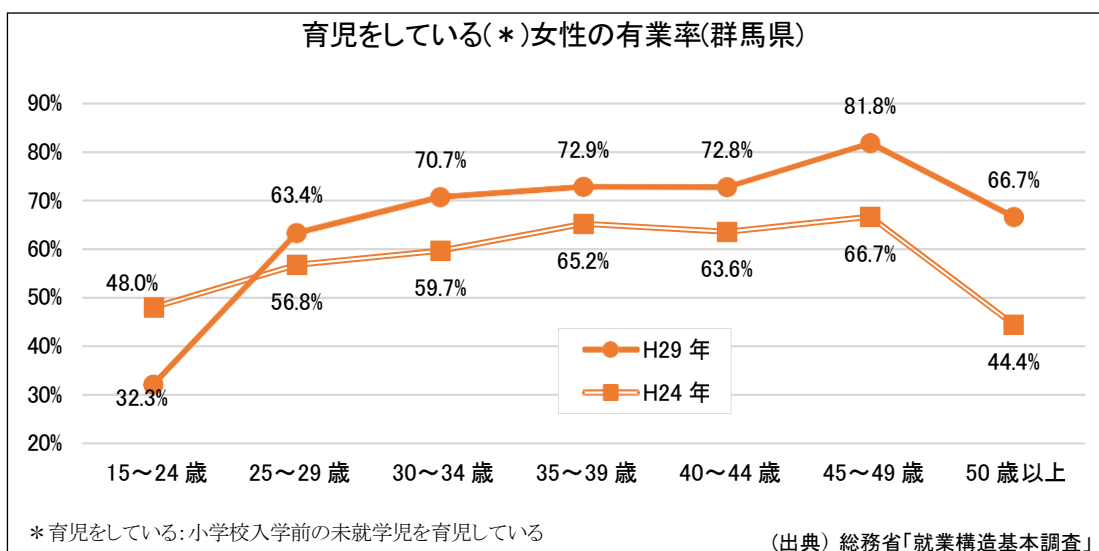


相談受理総件数のうち、虐待相談受付件数は、関係機関の啓発活動、事件報道等による県民の関心の高まり、関係機関との連携強化による警察や保育所等からの相談増加等を背景に、増加している。

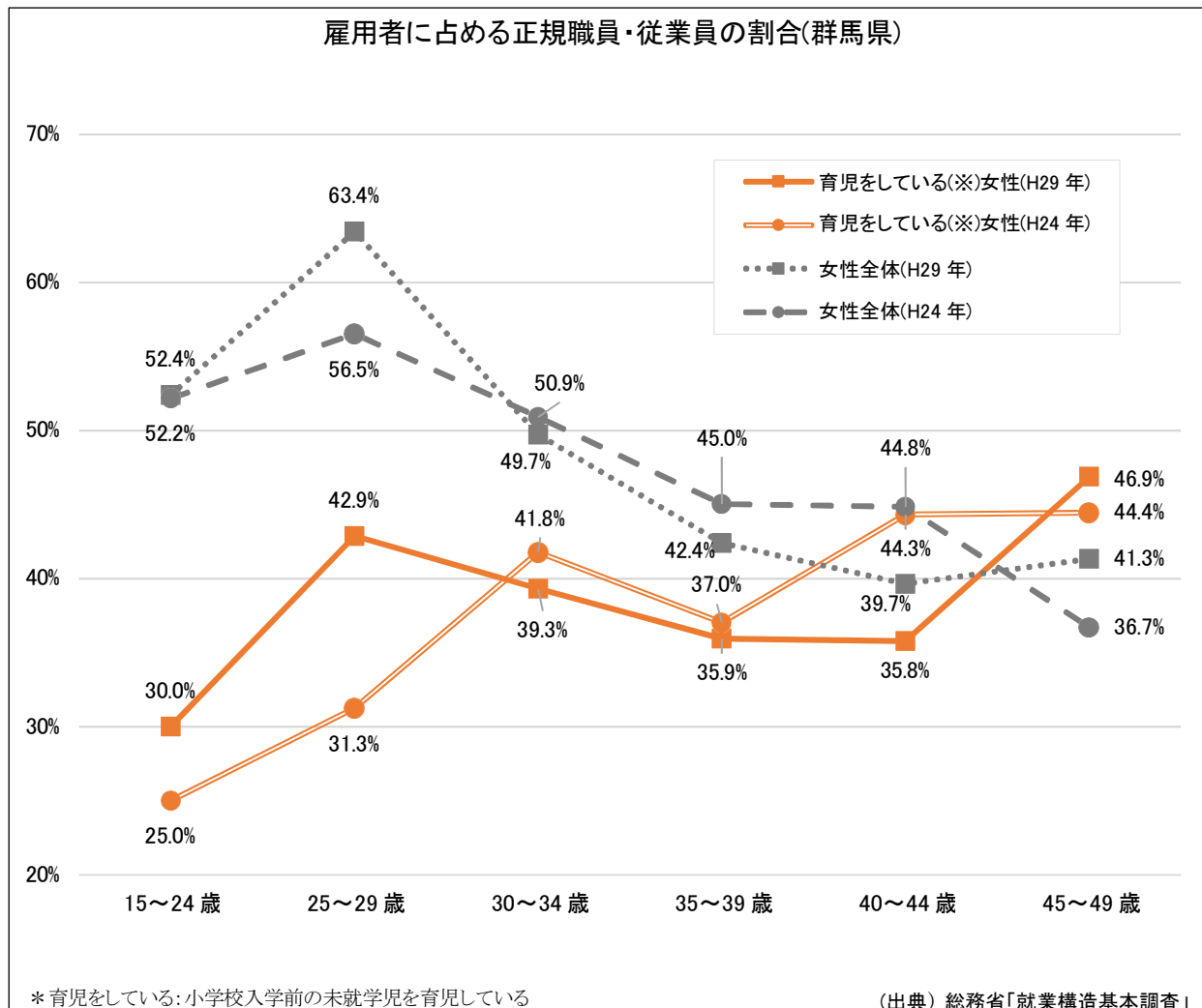


⑧女性のキャリアの現状

本県の育児をしている女性の有業率は、全体的に上昇している。



一方で、雇用者に占める正規職員・従業員の割合に上昇傾向は見られない状況である。また、女性全体に比べ、育児をしている女性は、全体的に、雇用者に占める正規職員・従業員の割合が低くなっている。



2. ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020

①概要

県では、上記で記載した子ども・若者の現状を踏まえ、過去より少子化対策、青少年の健全育成、子育て支援、子どもの貧困対策等、子ども・若者を巡る各時代の課題に対応した計画に基づき、出生数の減少に歯止めをかけるため、家族形成支援や子育て支援、仕事と子育ての両立支援等に力を注ぐほか、子ども・若者の健やかな育ちや自立に向けた取組を進めてきた。特に、喫緊に対応すべき課題として、子どもの生活支援や保護者の経済支援等子どもの貧困対策を進めるほか、児童虐待の防止や早期対応など、子どもの生命を守るための取組を強化してきた。

この結果、保育施設整備や地域子育て支援拠点の整備等の子育て支援サービスの充実、児童虐待対策、「子どもの居場所」の普及等、様々な取組について一定の前進があった。

しかしながら、昨今では子ども・若者を巡る課題は複雑に絡み合っているため、それぞれの課題ごとに計画を策定し、課題ごとに対応するよりも、子ども・若者のライフステージを俯瞰して対応することで必要な支援を効果的に届けることができると考えた。

そこで、これまでに個別に対応してきた「子ども・若者への支援」「大人（家族）への支援」「困難な状況に応じた支援」を一つに束ね、「社会全体」で包み支え、一体的・効果的な課題解決を図るとともに、新たな課題にも各施策を連動させながら対応させていくための県の新しい計画として「ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020」を策定している。

従来からの各基本計画における課題と新計画（ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020）での対応は以下のとおりである。

基本目標	従来計画の実績を受けての課題	新計画での取組
子どもの健康と発達を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ○なくなるしない十代の自殺 ○出生から大人になるまでの切れ目ない医療・保健体制 	<ul style="list-style-type: none"> ■いのちの大切さの理解促進 ■出生から大人になるまでの切れ目ない医療・保健体制の整備
自立に向けた基礎をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○愛着形成・地域との関わり不足 ○「直接体験」の不足 ○いわゆる「非認知能力」の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの体験活動の充実 ■幼児教育・保育の充実

社会的自立を促進する	○キャリア以外の生活（結婚・子育て）についてのイメージ欠如	■若者の人生設計の支援
家族形成を支援する	○結婚・子育ての希望の低下 ○子育て世代包括支援センター未設置市町村の存在	■安心して結婚、出産、子育てができる相談体制等の強化
子育ての不安や負担を解消する	○幼児教育・保育ニーズの拡大 ○女性キャリアの形成	■保育人材の確保 ■男女の家事分担の推進
虐待・被害を根絶する	○児童虐待の根絶 ○子どもの権利擁護	■児童相談所の体制強化 ■子どもの権利擁護の仕組づくり（児童虐待防止条例の制定） ■予期しない妊娠への対策強化
貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	○子どもの居場所の地域偏在	■各地域での子どもの居場所の充実
いじめ・不登校・高校中退・ひきこもり・ニート等を支援する	○いじめ認知件数、不登校児童生徒の増加 ○必要とする人全てに支援が行き渡らない状況	■いじめの予防、早期の把握と支援開始 ■不登校・高校中退者等への支援拡大
様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	○外国人の子ども・若者の増加 ○里親登録世帯数の伸び悩み	■外国人の子ども・若者への生活・学習・就学支援 ■里親支援体制の推進
支え手、担い手をつくる	○企業や個人の支え手の不足 ○個々の団体の活動の連携不足	■里親やボランティアの増加 ■担い手同士の連携・協働
子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる	○次世代を育む希望を持ちにくい社会 ○子育て家庭の孤立	■結婚・子育てが「楽しい」「幸せ」と思える環境づくり

従来からの基本計画の実績から出た課題に対応する形で新計画での取り組みを決

めている。

②計画の骨子等

「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」では従来の各基本計画を包括し、子ども・若者の未来のために目指す社会の姿を展望しつつ、1つの基本理念の下、4つの基本方針を掲げ、基本方針のそれぞれについて各種事業（施策）を計画・実行している。

その骨子部分は以下のとおりである。

【子ども・若者の未来のために目指す社会の姿】

子どもたちが幸せに育つ中で、群馬で成長していくことに喜びを見だし、次世代を育みたいと思える社会へ

【基本理念】

子どもの生命を守り、全ての子どもやその家族を支援します。

【基本方針Ⅰ】子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる

全ての子どもが、それぞれの発育・発達に応じて必要な医療・保健サービスを受けられるよう、体制の整備と充実を図ります。また、自立のための礎を育み、自ら人生を描き、円滑に社会に参画・共生できるよう、質の高い幼児教育・保育の提供、体験活動の推進、社会・職業を考え体験する機会の提供に取り組みます。

【基本方針Ⅱ】大人（家族）を支える

社会全体が次世代を育むことに幸せ・喜びを感じる事ができ、希望する人が家族を持つことができるよう、結婚支援や安心して妊娠・出産できる体制の整備を行います。また、子育てに係る不安や負担を解消・軽減できるよう、相談・交流の場の整備・充実や経済的負担の軽減を図るとともに、キャリアと子育ての両立支援や子育てに優しいまちづくりを推進します。

【基本方針Ⅲ】困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える

子どもが生き、育ち、守られる権利を実現するため、虐待や犯罪による被害を防止し、被害の早期発見、安全確保、早期対応を行うほか、貧困の世代間連鎖を解消するため、子どもの生活・学習支援や保護者への経済的支援を行います。また、いじめの防止・早期対応を図るほか、不登校等により困難な状況にある子ども・若者の状況に応じたきめ細かい支援を行います。さらに、多様性の理解を促進し、障害・疾病の有無、言語や文化の違い、性的指向や性自認等に関わりなく共生できる環境づくりに努めます。

【基本方針Ⅳ】社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える

地域社会の中で脈打つ人々の支援の力が子ども・若者の支援に結びつくよう、人材

の発掘・養成を図り、地域、行政、学校等による連携のネットワークづくりを進めます。また、社会全体で子ども・若者を見守ることができるよう、地域・企業と連携した取組推進、県民運動の展開により、社会全体で取り組む機運を醸成します。

③目標指標等

県では4つの基本方針に対してそれぞれ従来からある基本目標に応じた指標（目標数値等）を設定し、当該指標（目標）に向かって各種の事業を実施している。

以下は、県が設定・公表している各種の指標（目標）である。

項目	現状	目標
基本方針Ⅰ 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる		
基本目標1 子どもの健康と発達を支援する		
乳幼児健康診査未受診児の状況把握期限を定めている市町村数	25 市町村 (H30 年度)	35 市町村 (R 6 年度)
朝食を全く食べない小学生の割合（小学6年生）	0.9% (R 元年度)	0.0% (R 5 年度)
朝食を全く食べない中学生の割合（中学3年生）	1.4% (R 元年度)	0.0% (R 5 年度)
10代の自殺者数	12 人(H30 年)	0 人(R 5 年)
基本目標2 自立に向けた基礎をつくる		
体験したことがある自然体験の種類数の平均（小学生）	5.9 種類 (H28 年度)	6.2 種類 (R 3 年度)
保育所・認定こども園等における待機児童数	21 人 (R 元年度 4.1 現在)	0 人 (R 7 年度 4.1 現在)
基本目標3 社会的自立を促進する		
公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	41.4% (H30 年度)	60.0% (R 5 年度)
基本方針Ⅱ 大人(家族)を支える		
基本目標1 家族形成を支援する		
結婚しやすい社会と考える独身者の割合	8.1% (H30 年度)	26.0% (R 5 年度)

合計特殊出生率	1.47 (H30年)	1.50 (R6年)
子育て世代包括支援センター設置市町村数	15市町村 (R元年度末)	35市町村 (R6年度末)
基本目標2 子育ての不安や負担を解消する		
保護者の「理想の子どもの数」の平均	2.66人 (H30年度)	3.00人 (R5年度)
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	23.5% (H26年度)	44.5% (R2年度)
一時預かり事業(幼稚園型を除く)の実施箇所数	160箇所 (H29年度末)	202箇所 (R5年度末)
病児保育事業の実施箇所数	82箇所 (H29年度末)	116箇所 (R6年度末)
基本方針Ⅲ 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える		
基本目標1 虐待・被害を根絶する		
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	6箇所 (R元年度末)	35箇所 (R4年度末)
児童虐待死亡件数	4件 (H30年度)	0件 (R6年度)
基本目標2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる		
生活困窮世帯等への学習支援実施市町村数	33市町村 (H30年度末)	35市町村 (R6年度末)
子ども食堂がある市町村数	15市町 (H30年度末)	35市町村 (R6年度末)
ひとり親(母子世帯)の正規雇用率	43.3% (H28年度)	45.0% (R3年度)
ひとり親(父子世帯)の正規雇用率	64.6% (H28年度)	69.0% (R3年度)
基本目標3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する		
子ども・若者支援協議会に寄せられた支援希望者のうち、本人又は保護者と接触できた割合	84.3% (H30年度)	100.0% (R6年度)

基本目標4 様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する		
児童発達支援事業所利用者数	900人 (H30年度)	837人 (R2年度)
放課後デイサービス事業所利用者数	2,644人 (H30年度)	3,067人 (R2年度)
特別支援学校高等部の一般就労率	30.6% (H30年度)	40.0% (R5年度)
小児等在宅医療に対応した医療機関数	28箇所 (H30年度末)	30箇所 (R5年度末)
外国人生徒の進学率と全体の進学率との差	-3.8% (H30年度)	0% (R6年度)
里親等委託率	17.4% (H30年度)	42.0% (R6年度)
基本方針IV 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える		
基本目標1 支えて、担い手をつくる		
里親登録世帯数	153世帯 (H30年度末)	222世帯 (R6年度末)
子どもの居場所地域ネットワーク数	3箇所 (H30年度末)	13箇所 (R6年度末)
基本目標2 子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる		
子どもを産み育てやすいと感じる保護者の割合	77.0% (H30年度)	85.0% (R5年度)

3. 監査対象とした事業等について

(1) 対象の選定（選別）方法について

ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020は県として「子ども分野」における最上位計画と位置付けており、少子化対策、子育て支援、青少年健全育成、児童福祉、母子保健等を所管する関係部局が一体となって施策を推進するものである。

よってその計画及び具体的な施策は以下のとおり、全庁横断的、かつ、相当数に及ぶため、今回の包括外部監査では以下の点を考慮して対象範囲を絞っている。

- 子育て支援施策に対してもっとも利用者に近い部局はどこか
- 子育て支援施策として施策数の多い部局はどこか
- 横断的に子育て支援施策を手掛けている部局はどこか
- 対象範囲を絞ることで監査資源（工数等）をより有効活用するにはどの部局の施策を監査するのが良いか

基本方針		施策総数 (事業数)	所管部局	各施策数 (事業数)
I	子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる			
	基本目標			
1	子どもの健康と発達を支援する	38	健康福祉部 生活こども部 教育委員会 警察本部	19 9 8 2
2	自立に向けた基礎をつくる	45	生活こども部 教育委員会 地域創生部 環境森林部 地域創生部 スポーツ局 警察本部 健康福祉部 知事戦略部	15 11 10 4 2 1 1 1
3	社会的自立を促進する	18	生活こども部 教育委員会 産業経済部 総務部 健康福祉部	7 5 3 2 1

II 大人（家族）を支える					
基本目標					
1	家族形成を支援する	27	生活こども部	16	
			教育委員会	8	
			健康福祉部	3	
2	子育ての不安や負担を解消する	65	生活こども部	27	
			教育委員会	11	
			県土整備部	11	
			産業経済部	10	
			健康福祉部	6	
III 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える					
基本目標					
1	虐待・被害を根絶する	45	生活こども部	32	
			警察本部	11	
			教育委員会	2	
2	貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	38	生活こども部	20	
			健康福祉部	10	
			教育委員会	6	
			産業経済部	2	
3	いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する	23	教育委員会	14	
			生活こども部	5	
			警察本部	2	
			健康福祉部	1	
			産業経済部	1	
4	様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	63	健康福祉部	25	
			生活こども部	18	
			教育委員会	14	
			警察本部	3	
			産業経済部	2	
			地域創生部	1	
IV 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える					
基本目標					
1	支え手・担い手をつくる	14	生活こども部	10	
			教育委員会	2	
			健康福祉部	1	

				知事戦略部	1
	2	子ども・若者とその家族 に温かい社会をつくる	11	生活こども部	10
				教育委員会	1
合計			387	生活こども部	169
				教育委員会	82
				健康福祉部	67
				警察本部	19
				産業経済部	18
				その他	32

上記表からわかるように「生活こども部」が主体となって実施されている事業(施策)が【ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020】で具体化されている事業(施策)の大半を占め(4割を超える)、かつ、各基本計画に対しても横断的に展開されている。

よって、生活こども部の事業を今回の包括外部監査の対象とすることが最も効果的、かつ、効率的であると考えた。

(2) 監査対象とした事業

以上より、「令和3年度当初予算 予算附属説明書」から、今回の監査テーマに該当する事業を選定し、監査手続を実施した。

① 令和3年度 生活こども費に関する事業

(単位：千円)

番号	事業名	所属	担当係	予算額
1	総合的な少子化対策推進	生活こども課	少子化対策係	47,575
2	児童福祉施設指導監査	生活こども課	児童施設監査係	309
3	私立教育振興(私立学校教育振興費補助)	私学・子育て支援課	私学振興係	5,749,725
4	私立教育振興(私立学校教育振興費補助を除く)	私学・子育て支援課	私学振興係	4,632,612
5	児童手当	私学・子育て支援課	子育て支援係	4,256,272
6	子ども・子育て支援	私学・子育て支援課	子育て支援係	2,765,428
7	児童会館運営	私学・子育て支援課	子育て支援係	150,802
8	子どもの貧困対策推進	私学・子育て支援課	子育て支援係	22,893

		支援課		
9	保育施設支援	私学・子育て支援課	保育係	12,457,631
10	保育事業振興	私学・子育て支援課	保育係	608,752
11	保育資質向上	私学・子育て支援課	保育係	72,910
12	児童養護施設等対策	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	3,453,555
13	家庭児童福祉推進	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	75,895
14	児童相談・一時保護	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	215,617
15	母子保健対策	児童福祉・青少年課	母子保健係	65,277
16	女性の健康支援	児童福祉・青少年課	母子保健係	659,914
17	母子家庭等自立促進対策	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	62,059
18	児童扶養手当支給	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	867,501
19	青少年育成推進	児童福祉・青少年課	青少年育成係	24,824
20	青少年保護指導	児童福祉・青少年課	青少年育成係	5,057
21	ぐんま学園運営	ぐんま学園	総務企画係	112,235

② 特別会計に関する事業

特別会計に計上されている事業のうち以下を監査対象として選定した。

番号	事業名	所属	担当係	予算額
22	母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	278,847

③ 監査対象とした児童相談所

また、【14. 児童相談・一時保護事業】を所管する県内の全児童相談所（中央児童相談所の支所である北部支所を除く3箇所）についても往査を実施した。

番号	事業所名
23	中央児童相談所
24	東部児童相談所
25	西部児童相談所

④ その他

【7. 児童会館運営事業】における指定管理者である、「公益財団法人群馬県児童健全育成事業団」及び【21. ぐんま学園運営事業】では同学園に対しても該当施設往査時にヒアリングを実施した。

事業内容等は【7. 児童会館運営事業】【21. ぐんま学園運営事業】の項にて記載している。

III. 監査結果及び意見

各事業に関する監査結果及び意見の状況は次のとおりである。

【監査結果及び意見の件数一覧】

番号	事業名	監査結果 (指摘事項)	意見	計
個別の事業に関する監査結果及び意見				
1	総合的な少子化対策推進		1	1
2	児童福祉施設指導監査			0
3	私立学校教育振興 (私立学校教育振興費補助)			0
4	私立学校教育振興 (私立学校教育振興費補助を除く)			0
5	児童手当			0
6	子ども・子育て支援			0
7	児童会館運営		7	7
8	子どもの貧困対策推進		1	1
9	保育施設支援			0
10	保育事業振興			0
11	保育資質向上		2	2
12	児童養護施設等対策		1	1
13	家庭児童福祉推進		3	3
14	児童相談・一時保護		1	1
15	母子保健対策	1	1	2
16	女性の健康支援			0
17	母子家庭等自立促進対策		3	3
18	児童扶養手当支給		2	2
19	青少年育成推進			0
20	青少年保護指導			0
21	ぐんま学園運営		1	1
22	母子父子寡婦福祉資金貸付金		2	2
23	中央児童相談所		5	5
24	東部児童相談所		5	5
25	西部児童相談所	1	2	3
計		2	37	39

◆ 個別の事業に関する監査結果及び意見

■ 1. 総合的な少子化対策推進事業

(生活こども課 少子化対策係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	60,908	27,536	33,372	
令和2年度	57,407	40,984	16,423	
令和3年度	47,575	23,134	24,441	

(2) 事業目的

結婚から妊娠・出産、子育て、教育まで含めた総合的な少子化対策を推進することにより、社会全体で少子化問題に取り組む機運を醸成する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法第9条第1項
-------	--------------------

(4) 事業計画及び内容

- ① 若者のライフデザイン支援事業 6,341千円
高校生・大学生が協働して自らの人生設計を考える取組、デジタル技術を活用した結婚・子育て支援についてのアイデアソンの実施、民間の取組への補助。
- ② 結婚支援事業 4,559千円
結婚を望む方のスキルアップと交流を組み合わせた支援、ぐんま縁結びネットワーク。
- ③ 結婚・子育てパスポート事業 1,876千円
- ④ ぐんま結婚応援パスポート（コンパス）プロモーション 5,103千円
SNSなどを活用したコンパスの周知。
- ⑤ 群馬県地域少子化対策重点推進事業補助金 24,745千円
町村が実施する少子化対策事業及び一定の条件を満たす新婚夫婦の新生活に係る住宅費等への補助（市町村への間接補助）。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
32,938(69%)	210(0%)	—(—%)	14,427(30%)	47,575(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	1,463	会計年度任用職員報酬
手当等	311	会計年度任用職員手当
共済費	293	会計年度任用職員共済費
報償費	176	県民会議委員、審査委員謝金等
旅費	43	県民会議委員等旅費
需用費	223	事務用品等
役務費	177	通信費
委託料	12,410	ライフデザイン、結婚支援事業等委託費
補助金	8,038	地域少子化対策重点推進補助金等
合計	23,134	

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
SNS 展開型コンパスプロモーション業務委託	公募型プロポーザル	4,983
ぐんま縁結びネットワーク業務委託	随意契約	2,574
ぐんまちよい得キッズパスポート(ぐーちょきパスポート)アプリ制作業務委託	公募型プロポーザル	2,486

(8) 補助金の内容

（単位：千円）

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
地域少子化対策重点推進補助金	各市町村	7,578

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：ライフデザイン支援事業補助（若者の人生設計応援！事業補助金）事業

事業内容	民間団体等が実施する、「若者と子ども／若者と大人」などの異世代交流や触れ合いを通じて人生設計を支援する取組に対して補助を行う。
令和3年度事業実績	補助金交付件数 3件
実績額（千円）	460

○事業名：高大連携ライフデザイン支援事業

事業内容	より若い世代にライフデザイン支援の取組を波及させるため、高校生と大学生が協働して自身の将来設計を探求する取組を県内大学と連携し、モデル事業として実施する。
令和3年度事業実績	県内大学と県立高校をマッチングして、大学生と高校生のワークショップを実施した。またライフデザインセミナーをオンラインで実施した。
実績額（千円）	190

○事業名：GUNMA SHIAWASE×TECH アイデアソン 2021 事業

事業内容	若者を対象に、少子化対策をテーマとして、デジタル技術を活用した新たなアイデア募集コンテストを実施して、より多くの若者に参加を促し、自身のライフデザインを考える機会を提供する。
令和3年度事業実績	ライフデザインやデジタル技術についてのオンライン事前説明会を行った。 高校生以上のチームから22件の応募があり、上位5チームによるオンラインプレゼンを実施した。 優秀なアイデアは、県施策への活用を検討する。
実績額（千円）	2,519

○事業名：ぐんま赤い糸プロジェクト事業

事業内容	結婚を希望しながら出会いの機会の少ない独身男女を支援するため、民間企業や団体の協力を得て、各種イベントを実施し、出会いの機会を提供する。
令和3年度事業実績	県が認証する「あいぷろ協賛団体」及び各市町村等が主催する婚活イベント情報について、結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」にて随時発信した。
実績額（千円）	6

○事業名：ぐんま縁結びネットワーク事業

事業内容	昔ながらのお見合いの良さを取り入れた「縁結び世話人」のネットワークを活かして、結婚希望者である登録者の情報交換を行い、マッチングによる出会いの機会を提供する。
令和3年度事業実績	縁結び世話人による出会いの機会提供のほか、登録者を対象とした交流会を年8回実施した。
実績額（千円）	2,580

○事業名：ぐんま結婚支援連携協議会

事業内容	現在実施されている結婚支援の連携強化や、関係団体による結婚支援の今後の方向性について検討するため、協議会を設置し検討する。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セミナーは中止した。協議会を书面開催し、構成員間の情報共有を図った。
実績額（千円）	—

○事業名：恋するぐんまちゃん大学事業

事業内容	結婚を希望する人に向けたスキルアップ・マナーアップ等に関する講座を実施し、受講者同士の自然な交流を促す。また、構築したモデルや成果を市町村等に共有し、次年度以降の市町村等の主導による取組の広域化を図る。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。
実績額（千円）	—

○事業名：地域少子化対策重点推進補助金事業

事業内容	県内各市町村において、結婚支援や若い世代を対象にした子育てなどに理解を深める取組の実施や、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）についての補助事業を行う。
令和3年度事業実績	地域での結婚支援及び若い世代を対象にした子育てなどに理解を深める取組：県内3市町で実施 結婚新生活支援事業補助：県内14市町村で実施
実績額（千円）	7,578

○事業名：ぐんま結婚応援パスポート(コンパス)／

ぐんまちよい得キッズ(ぐーちょき)パスポート事業

事業内容	新婚夫婦や結婚予定のカップル、子育て家庭を対象に、協賛店舗で提示すると特典サービスが受けられるパスポートを交付する。
令和3年度事業実績	ぐーちょきパスポートの利便性向上のため、カードのデジタル化を進め、3月に妊婦及びモニターを対象として先行導入した。
実績額（千円）	2,761

○事業名：SNS展開型「コンパス」プロモーション事業

事業内容	ぐんま結婚応援パスポート(通称：コンパス)について若い世代への利用促進や認知度向上を図り、結婚を社会全体で応援する機運醸成を推進する。
令和3年度事業実績	「コンパス」について若い世代をターゲットとしてインフルエンサーによる動画配信やInstagramキャンペーン等のプロモーションを行った。
実績額（千円）	4,995

○事業名：群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」事業

事業内容	子育て情報や若者交流、青少年の健全育成といった県が有する情報を発信する。
令和3年度事業実績	ぐーちょきパスポートの協賛店舗など、毎週更新した。新たなコンテンツを2本制作した。
実績額（千円）	646

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

SNS 展開型「コンパス」プロモーション

○プロモーションのリーチ数（広告表示件数） 20,000 件

○コンパスの認知度 30%

②達成状況

○プロモーションのリーチ数（広告表示件数） 570,028 件

○コンパスの認知度 37.59%

(11) デジタル技術の活用状況

上述した「ぐんまちょい得キッズ（ぐーちょき）パスポート事業」において、ぐーちょきパスポートのデジタル化を進め令和4年8月より本格導入している。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）少子化対策の認知について（意見1）

県において、各種の少子化対策事業が行われているが、それぞれの事業が十分に認知されていない現状がある。

県民が各施策をどの程度利用しているのか現状把握を行うため定期的にアンケート等を行う必要があると考える。

（現状及び問題点）

県では総合的な少子化対策の施策として様々な事業を行っている。今回取り上げた中でも、「群馬県結婚・子育て応援ポータルサイトぐんまスマイルライフ」や「ぐんま結婚応援パスポート（コンパス）」などでは、動画（YouTube）やWebサイトを利用したコンテンツを含めた事業が行われている。令和3年11月には動画公開サイトのYouTubeにて県内出身の芸能人とのタイアップ動画が公開され、9,000回以上の再生を記録している。また、SNSを利用したキャンペーンも展開され、認知度向上の一助になっている。

現状の成果指標であるコンパスの認知度は計画を達成しており、県が結婚を応援していることは県民に知られてきているといえる。今後はさらに利用率を向上させることで県民が各施策に触れる機会を増やし、事業の実効性を高めていくことが課題と考えられる。

（改善策）

上述したとおり成果指標を見ると、県が行っている少子化対策の施策の認知自体は進んでいると評価できる。今後、その各施策がどの程度利用されているかを把握し、その利用率をどう改善していくかが少子化対策を進めていくために重要である。

また、コンパスを含め各施策の利用に繋げるためには、認知のためのプロモーションだけでなく、利用方法を周知するためのプロモーションも必要である。今後もタイアップ動画やSNSを活用しながら、利活用の方法等の情報提供も行い、各施策の利用率向上を図ることが望まれる。

利用率の状況把握、利用率向上の対策の方針を検討するため、県民に対するアンケート調査等を行い各施策の利用実態を把握すべきと考える。

なお、アンケート方法としてデジタル化を促進することで、定期的実施することが容易になるとともに集計等の効率化が可能になると考えられる。

■ 2. 児童福祉施設指導監査事業

(生活こども課 児童施設監査係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	342	126	216	
令和2年度	308	91	217	
令和3年度	309	60	249	

(2) 事業目的

児童福祉施設等の適正運営及び子どもの安全な環境の確保を図る。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	群馬県児童福祉施設指導監査実施要綱
	児童福祉法第46条
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条

(4) 事業計画及び内容

- ① 児童福祉施設等（保育所・認定こども園・認可外保育施設・児童養護施設等）に対して監査を行い、不備事項等の指摘及び改善に向けた助言・指導を行う。
- ② 監査結果を県ホームページで公表する。
- ③ 施設を運営する社会福祉法人の役員等を対象とした研修会を開催する。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
－(－%)	－(－%)	－(－%)	309(100%)	309(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報償費	10	通訳謝金
需用費	50	書籍
合計	60	

(7) 委託事業の内容

該当なし

(8) 補助金の内容

該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：児童福祉施設指導監査事業

事業内容	児童福祉法等の規定に基づき、保育所や認定こども園等の児童施設に対して指導監査を実施する。
令和3年度事業実績	対象とする全ての保育所(185施設)及び認定こども園(107施設)に指導監査を実施した。
実績額(千円)	60

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果(指摘又は意見)

特になし

■ 3. 私立学校教育振興（私立学校教育振興費補助）事業

（私学・子育て支援課 私立振興係）

1. 事業の概要

（1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	6,031,785	6,077,187	△45,402	
令和2年度	5,653,627	5,669,047	△15,420	
令和3年度	5,749,725	5,665,894	83,831	

（2）事業目的

私立学校（高校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、専修学校、各種学校）の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び学校経営の健全化を図る。

（3）根拠法令等

根拠法令等	私立学校法第59条
	私立学校振興助成法第9条
	群馬県私立学校教育振興費補助金交付要綱第2条

（4）事業計画及び内容

私立学校教育振興費補助 5,749,725 千円

- ・私立学校の設置者に対し、教職員人件費等の経常的経費の一部を補助する。
- ・生徒数、教職員数等により配分額を積算して各学校設置者に交付する。
- ・補助金額内訳

高校	4,376,997 千円
中学校	447,275 千円
小学校	313,866 千円
幼稚園	263,895 千円
専修学校など	347,692 千円

（5）財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
851,026(15%)	0(0%)	0(0%)	4,898,699(85%)	5,749,725(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
補助金	5,665,894	高校 4,341,014 千円
		中学校 442,019 千円
		小学校 315,155 千円
		幼稚園 245,260 千円
		専修学校など 322,446 千円
合計	5,665,894	

(7) 委託事業の内容

該当なし

(8) 補助金の内容

(6) 令和3年度決算の主な内訳 参照

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：私立学校教育振興費補助事業

事業内容	私立学校における教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全性の確保を目的として、学校の教職員人件費及び教育研究経費等の経常的経費に対して補助を行う。
令和3年度事業実績	<p>① 対象校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内私立幼稚園 ・ 小・中・高等学校 ・ 特別支援学校 ・ 専修学校 ・ 各種学校 <p>② 対象生徒数 25,010 人</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内私立幼稚園 1,185 人 小学校 948 人 中学校 1,309 人 高等学校 12,579 人 特別支援学校 35 人 専修学校 8,485 人(補助対象校の実員) 各種学校 469 人(補助対象校の実員)
実績額(千円)	5,665,894

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 4. 私立学校教育振興（私立学校教育振興費補助を除く）事業

（私学・子育て支援課 私学振興係）

1. 事業の概要

（1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	2,782,615	2,542,944	239,671	
令和2年度	4,476,278	4,191,504	284,774	
令和3年度	4,632,612	4,236,314	396,298	

（2）事業目的

私立高等学校の授業料等に対する補助や奨学のための給付金などにより、生徒・保護者の経済的負担の軽減や、私立幼稚園における子育て支援機能の充実強化を図る。

（3）根拠法令等

根拠法令等	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条
	高等学校等就学支援金交付金交付要綱第5条
	群馬県補助金等に関する規則第7条
	群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第9条
	子ども・子育て支援法第27条
	大学等における修学の支援に関する法律第6条

（4）事業計画及び内容

- ① 私立高等学校等就学支援金 2,942,481 千円
私立高校等の生徒に、授業料負担軽減のため就学支援金を交付する。
- ② 私立高等学校授業料等支援補助 216,871 千円
就学支援金制度の拡充に伴い、一定の保護者世帯収入を境として生じる授業料等の支援格差を緩和するための補助金を交付する。
- ③ 奨学のための給付金 226,405 千円
経済的理由により就学困難な生徒に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給する。
- ④ 子育て支援施設等利用給付 123,962 千円
私立幼稚園保育料及び預かり保育利用料を負担し、幼児教育の無償化を図る。

- ⑤ 高等教育の修学支援（授業料減免） 458,300 千円
 私立専門学校の授業料等を負担し、修学に係る経済的負担を軽減する。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
3,462,546(75%)	40,425(1%)	－(－%)	1,129,641(24%)	4,632,612(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	1,423	私立学校審議会委員 会計年度任用職員
職員手当	797	会計年度任用職員
共済費	13	会計年度任用職員
旅費	24	私立学校審議会委員
需用費	6,610	PCR検査キット等
役務費	37	表彰事務等
委託料	921	新規採用研修等
負担金補助交付金	4,007,642	私立学校に対する補助
扶助費	178,847	奨学のための給付金
貸付金	40,000	私学経営安定資金貸付金
合計	4,236,314	

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
修学支援金事務処理に係る個人番号入力業務	随意契約	116

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
私立高等学校等就学支援金	私立高校他	2,775,047
私立高等学校授業料等支援補助	私立高校他	209,223
子育て支援施設等利用給付	私立幼稚園他	98,266
高等教育の修学支援（授業料減免）	私立専門学校	414,381

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：私立幼稚園子育て支援推進事業費補助事業

事業内容	県内の私立幼稚園の教育機能や施設の開放など地域に開かれた幼稚園づくりの推進に資することを目的に補助金を交付する。
令和3年度事業実績	対象幼稚園数 5園
実績額（千円）	2,553

○事業名：預かり保育推進事業費補助事業

事業内容	預かり保育に係る保護者や地域のニーズへの対応を促進し、保護者及び設置者の経済的負担を軽減するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して経費の一部を補助する。
令和3年度事業実績	対象幼稚園数 通常保育日数分 4園 長期休業日数分 4園
実績額（千円）	5,194

○事業名：認定こども園(幼稚園)耐震化促進事業費補助事業

事業内容	認定こども園への移行を予定する私立幼稚園の耐震化を促進するため、工事費等の一部を補助する。
令和3年度事業実績	該当なし
実績額（千円）	—

○事業名：高等学校等就学支援金（私学・子育て支援課）事業

事業内容	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等生徒に、授業料に充てるための就学支援金を支給する。
令和3年度事業実績	対象生徒数 11,648人
実績額（千円）	2,775,047

○事業名：私立高等学校授業料等支援補助事業

事業内容	私立高等学校等の就学支援金制度の拡充に伴い、一定の保護者世帯収入を境として生じる授業料の支援格差を緩和するための補助を行う。
令和3年度事業実績	対象生徒数 5,704人
実績額（千円）	209,223

○事業名：私立高等学校等入学金減免事業補助事業

事業内容	経済的理由により就学が困難な私立高等学校等生徒を支援するため、入学金減免事業を行う学校法人に対して、入学金減免に要する経費の一部を補助する。
令和3年度事業実績	対象生徒数 631人
実績額（千円）	28,312

○事業名：私立高等学校等授業料減免事業補助事業

事業内容	家計急変等の経済的理由により就学が困難な私立高等学校等生徒を支援するため、授業料減免事業を行う学校法人に対して、授業料減免に要する経費の一部を補助する。
令和3年度事業実績	対象生徒数 3人
実績額（千円）	180

○事業名：私立小中学校等児童生徒経済的支援実証事業

事業内容	私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、授業料負担の軽減を行いつつ、実態把握のための調査を行う。
令和3年度事業実績	対象生徒数 48人
実績額（千円）	4,800

○事業名：高等教育の修学支援（授業料等減免）事業

事業内容	私立専門学校の修学に係る経済的負担を軽減するため、対象となる学校における入学金、授業料の減免に要する経費の一部を負担する。
令和3年度事業実績	対象生徒数（実績） 入学金減免 344人 授業料減免 912人
実績額（千円）	414,381

○事業名：奨学のための給付金（私学・子育て支援課）事業

事業内容	すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。
令和3年度事業実績	対象生徒数 1,412人
実績額（千円）	178,847

○事業名：学び直しのための支援金（私学・子育て支援課）事業

事業内容	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に高等学校等就学支援金の支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後も卒業までの間（最長1年）学び直しのための支援金を支給する。
令和3年度事業実績	対象生徒数 11人
実績額（千円）	1,145

○事業名：私立幼稚園特別支援教育経費補助事業

事業内容	心身に障害を有するため特別な支援を要する幼児の私立幼稚園への就園を促進し、心身の健全な発達を助長するとともに、障害幼児に対する理解を深めるため障害幼児を就園させる私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付する。
令和3年度事業実績	対象園児数 122人
実績額（千円）	84,091

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

私立高等学校等就学支援金の事務処理にマイナンバーを活用することで、作業の効率化が図られている。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 5. 児童手当事業

(私学・子育て支援課 子育て支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	4,460,411	4,416,643	43,768	
令和2年度	4,414,238	4,307,098	107,140	
令和3年度	4,256,272	4,192,501	63,771	

(2) 事業目的

次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童手当法
-------	-------

(4) 事業計画及び内容

児童手当の県負担分を市町村に交付する。 4,256,272 千円

- ・支給対象：中学校修了前（15歳年度末まで）の児童を養育している者
- ・支給額：0～3歳未満 月額15,000円（一律）
 3歳以上小学校修了前 月額10,000円（第3子以降15,000円）
 小学校修了後中学校修了前 月額10,000円
 所得制限額以上の場合は、月額5,000円
- ・費用負担：国4/6 県1/6 市町村1/6 ほか
 （受給者が被用者、かつ、児童が3歳未満の場合の費用負担は国16/45
 県4/45 市町村4/45 事業主21/45）

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—(—%)	—(—%)	—(—%)	4,256,272(100%)	4,256,272(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容

職員手当	541	
役務費	154	切手代等
負担金	4,191,654	児童手当法18条に基づく県負担金
償還金利息	152	国庫返還（令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金）
合計	4,192,501	

(7) 委託事業の内容

特になし

(8) 補助金・負担金の内容

(単位：千円)

補助金・負担金の内容	交付先	令和3年度決算額
児童手当の県負担分を35市町村に交付する	35市町村	4,191,654

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：児童手当の支給事業

事業内容	家庭等における生活の安定及び児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に基づき支給する。
令和3年度事業実績	児童手当の県負担分を市町村に交付した。
実績額（千円）	4,191,654

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 6. 子ども・子育て支援事業

(私学・子育て支援課 子育て支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	2,382,288	2,438,469	△56,181	(注)
令和2年度	2,566,043	3,071,995	△505,952	(注)
令和3年度	2,765,428	2,752,862	12,566	

(注) 令和元年度及び令和2年度で当初予算よりも決算額が多いのは、当初予算では想定していなかった、新型コロナウイルス感染症対策関係の国の事業が年度途中で急遽追加されたため、補正予算により対応したことによる。

(2) 事業目的

地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた子育て支援策を推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整える。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童福祉法
	次世代育成支援対策推進法
	子ども・子育て支援法

(4) 事業計画及び内容

- ① 子ども・子育て支援制度推進 1,369千円
子ども・子育て支援新制度推進に向けて会議や説明会を開催する。
- ② 子ども・子育て支援交付金(国1/3、県1/3、市町村1/3) 2,648,722千円
市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援する。
- ③ 子ども・子育て支援整備交付金(市町村…県1/3他、社福法人等…県2/9) 100,181千円
放課後児童クラブ等の施設整備費に対し補助する。
- ④ 次世代育成支援対策施設整備交付金事業補助(県1/3) 7,254千円
児童館の施設整備費に対し補助する。
- ⑤ 子ども・子育て支援体制整備総合推進(県1/2) 7,541千円
子育て支援員、放課後児童支援員認定資格等の研修を行う。
- ⑥ ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助 250千円

児童の健全育成活動を行う協議会の運営費に対し補助する。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
3,768(0%)	－(ー%)	105,000(4%)	2,656,660(96%)	2,765,428(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	187	子ども・子育て会議委員報酬
旅費	23	子ども・子育て会議委員旅費等
需用費	668	コピー代、トナー代
役務費	6	切手等
委託料	7,428	子育て支援員研修、放課後児童支援員研修業務等
負担金補助金（注）	2,744,550	子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援整備交付金等
合計	2,752,862	

（注）負担金補助金は、決算額を報告する時点で最終確定額が決まっていないため、交付決定額にて記載している。

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
放課後児童支援員研修業務	公募型プロポーザル	3,602
子育て支援員研修事業	公募型プロポーザル	3,069
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	公募型プロポーザル	700
ファミリーサポートセンター研修事業	随意契約	55
合計		7,428

(8) 負担金補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
子ども・子育て支援交付金	県内35市町村	2,689,803
子ども・子育て支援整備交付金	放課後児童クラブ や病児保育施設を 整備する市町村	50,879
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉法に基づ く児童厚生施設で 創設・改築、拡張、 大規模修繕を実施 する市町村	3,802
ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助	県単位で組織化さ れた、母親クラブ 等の地域活動団体 が行う、児童の健 全な育成と福祉の 向上を目的とする 事業	66
合 計		2,744,550

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して子育て相談を行う事業である。 支援が必要な家庭に対して、次のア、イの対応のいずれも実施している市町村に対し、必要な経費を交付する。 (ア) ケース対応会議の開催 (イ) 養育支援訪問事業において、育児・家事援助及び専門的相談支援
令和3年度事業実績	28箇所(市町村)
実績額(千円)	6,114

○事業名：養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言等を行う事業である。 養育支援訪問を実施している市町村に対し、訪問数等に応じて必要な経費を交付する。
令和3年度事業実績	16箇所（市町村）
実績額（千円）	3,249

○事業名：延長保育事業

事業内容	子どものための教育保育給付認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日・時間において、保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行う事業である。
令和3年度事業実績	21箇所（市町村）
実績額（千円）	64,361

○事業名：実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業である。
令和3年度事業実績	10箇所（市町村）
実績額（千円）	2,126

○事業名：利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業であり、事業の実施に必要な経費を補助する。
令和3年度事業実績	27箇所（市町村）
実績額（千円）	21,125

○事業名：地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設して、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の支援
------	---

	を行う。
令和3年度事業実績	26箇所（市町村）
実績額（千円）	357,462

（単位：千円）

市町村名	支払額	市町村名	支払額
前橋市	44,337	みどり市	14,934
高崎市	38,565	榛東村	8,353
桐生市	30,984	吉岡町	2,799
伊勢崎市	15,011	孺恋村	1,938
太田市	70,693	草津町	2,203
沼田市	8,781	昭和町	2,353
館林市	11,425	みなかみ町	6,447
渋川市	25,131	玉村町	4,385
藤岡市	14,673	板倉町	449
富岡市	7,894	明和町	4,003
安中市	21,164	千代田町	1,808
甘楽町	4,347	大泉町	7,802
中之条町	2,079	邑楽町	4,904
合計			357,462

○事業名：子ども・子育て支援整備交付金（病児保育施設整備）

事業内容	病児保育施設の創設、改築、拡張、大規模修繕を行う市町村等に対して補助を行う。
令和3年度事業実績	補助対象 1か所（1市）
実績額（千円）	－（翌年度に繰越）

○事業名：一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。
令和3年度事業実績	28箇所（市町村）
実績額（千円）	221,772

(単位：千円)

市町村名	支払額	市町村名	支払額
前橋市	39,512	南牧村	343
高崎市	35,194	甘楽町	1,100
桐生市	22,523	中之条町	933
伊勢崎市	33,998	嬭恋村	1,677
太田市	22,644	昭和町	966
沼田市	2,213	みなかみ町	52
館林市	3,378	玉村町	6,322
渋川市	2,863	板倉町	87
藤岡市	4,567	明和町	412
富岡市	11,872	千代田町	1,260
安中市	9,183	大泉町	4,300
みどり市	2,800	邑楽町	2,518
榛東村	2,338	上野村	893
吉岡町	5,657	下仁田町	2,167
合計			221,772

○事業名：子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病時等に、児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うための事業であり、運営費や開設準備経費（改修費等）の補助を行う。
令和3年度事業実績	6箇所（市町村）
実績額（千円）	971

○事業名：病児・病後児保育事業

事業内容	病児や病後児を病院や保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する。
令和3年度事業実績	17箇所（市町村）
実績額（千円）	167,848

(単位：千円)

市町村名	支払額	市町村名	支払額
前橋市	49,444	富岡市	2,162
高崎市	37,129	安中市	5,162

桐生市	19,521	みどり市	984
伊勢崎市	10,497	榛東村	6,374
太田市	18,545	吉岡町	988
沼田市	3,548	みなかみ町	13
館林市	2,681	明和町	821
渋川市	3,352	大泉町	4,498
藤岡市	2,129		
合計			167,848

○事業名：子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）

事業内容	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の支援を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
令和3年度事業実績	15箇所（市町村）
実績額（千円）	28,621

○事業名：子ども・子育て支援整備交付金（放課後児童クラブ施設整備）事業

事業内容	放課後児童クラブや支援単位の創設、改築、拡張、大規模修繕を行う市町村等に対して補助を行う。
令和3年度事業実績	14箇所（7市町村）うち、1件（1市）は翌年度に繰越
実績額（千円）	50,879

○事業名：放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図る。放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く）を補助する。
令和3年度事業実績	34箇所（市町村）
実績額（千円）	1,533,332

（単位：千円）

市町村名	支払額	市町村名	支払額
前橋市	342,413	吉岡町	7,018
高崎市	229,214	上野村	802
桐生市	80,235	神流町	1,023
伊勢崎市	233,249	下仁田町	4,055

太田市	175,800	草津町	1,353
沼田市	46,230	高山村	1,219
館林市	65,343	東吾妻町	6,974
渋川市	45,142	片品村	1,592
藤岡市	73,611	川場村	1,656
富岡市	33,982	昭和町	9,062
安中市	48,273	みなかみ町	7,095
みどり市	25,878	玉村町	21,919
榛東村	11,066	板倉町	6,312
南牧村	766	明和町	5,487
甘楽町	2,345	千代田町	3,486
中之条町	8,615	大泉町	14,043
嬭恋村	2,224	邑楽町	15,850
合計			1,533,332

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

	現状	目標	令和3年度実績
一時預かり事業(幼稚園型を除く)の実施箇所数	160箇所 (H29年度末)	202箇所 (R5年度末)	173箇所
病児保育事業の実施箇所数	82箇所 (H29年度末)	116箇所 (R6年度末)	107箇所

②達成状況

上記①に記載

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果(指摘又は意見)

特になし

■ 7. 児童会館運営事業

(私学・子育て支援課 子育て支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	156,061	153,790	2,271	
令和2年度	149,376	148,018	1,358	
令和3年度	150,802	165,122	△14,320	注

(注) 年度途中において、国の地方創生臨時交付金(新型コロナウイルス対策)が活用できることになった。このため、補正予算において14,453千円(国庫10/10)を計上し、プロジェクター及び音響システム等の修繕を実施したことにより、当初予算よりも実績が増額となっている。

(2) 事業目的

ぐんまこどもの国児童会館の施設管理運営及び児童の健全な育成に関する諸事業を通じて、本県の次代を担う児童の健全な育成を推進する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	ぐんまこどもの国児童会館の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

(4) 事業計画及び内容

- ① 指定管理者により、ぐんまこどもの国児童会館を管理 150,000千円
運営し、効率的・効果的な運営を図る。
・指定管理者：(公財)群馬県児童健全育成事業団
・指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
・指定管理業務：児童健全育成事業の実施、児童会館施設設備の維持保守管理、観覧料徴収事務等
- ② 生活こども部指定管理者評価委員会 350千円
指定管理者の管理・運営状況を第三者が評価
- ③ ぐんまこどもの国児童会館の建築基準法第12条定期点検 452千円

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
－（－％）	2,331（2％）	－（－％）	148,471（98％）	150,802（100％）

その他特定財源は、ぐんまこどもの国児童会館使用料（スペースシアター観覧料等）、自動販売機電気料（使用許可）等である。

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報償費	66	指定管理者評価委員会委員報償
旅費	6	指定管理者評価委員会委員旅費
需用費	13,349	プラネタリウム修繕費、プラネタリウム座席抗菌、コピー代
役務費	5	切手代等
委託料	150,440	指定管理料、建築基準法12条点検業務
備品購入費	1,256	空気清浄機、玩具除菌装置、サーマルカメラ等
合計	165,122	

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
指定管理料	公募	150,000
建築基準法12条点検業務	随意契約	440

(8) 補助金の内容

特になし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：ぐんまこどもの国児童会館運営事業

事業内容	県内唯一の大型児童館である「ぐんまこどもの国児童会館」の管理・運営を（公財）群馬県児童健全育成事業団に委託する。
令和3年度事業実績	施設利用者数 年間 63,433 人 プラネタリウム利用者数 年間 12,890 人 移動児童館参加者数 年間 875 人
実績額（千円）	150,000

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

指定管理者が令和3年度事業計画書で掲げている目標及び実績は、以下のとおりである。

	目標	実績	達成率
入館者数	100,000 人	63,433 人	63%
プラネタリウム利用者数	15,000 人	12,890 人	86%
移動児童館利用者数	1,200 人	875 人	73%
実施事業の満足度	83%	93%	112%
館全体の利用者満足度	90%	92%	102%
ホームページ閲覧数	67,500 アクセス	81,554 アクセス	121%

(注) 令和3年8月20日から9月30日まで、県に緊急事態宣言が発令されたため、臨時休館していること等で入場者数等は未達成。

②達成状況

上記①に記載

(11) デジタル技術の活用状況

① 令和3年度の新規事業「にこっちゃんねる」では、YouTube 公式チャンネルを通じて、自宅でも楽しめる遊びのプログラムや当館の取り組み等を紹介している。

② ぐんま公共施設予約サービスにおいて、オンラインによる多目的ホール及び研修室の予約申請受付を実施している。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

【各種料金】なお、個人利用の料金であり、団体料金は異なる。

● ぐんまこどもの国児童会館

	大人	小人（中学生まで）	幼児（3歳以下）
プラネタリウム	300円※	無料	無料

※20名以上の団体の場合は240円/人

● 栃木県子ども総合科学館（栃木県）

	大人	小人（中学生まで）	幼児（3歳以下）
展示場	550円	220円	無料
プラネタリウム	220円	110円	無料

● 新潟県立子ども自然王国（新潟県）

入場料 無料

● 福井県児童科学館（福井県）

入場料 無料

	大人	小中高生	幼児
スペースシアター	520円	260円	100円
展示場	100円	無料	無料

● 滋賀県立びわ湖こどもの国（滋賀県）

駐車料金 軽・普通車 500円

	滋賀県内居住者	県外居住者
研修室 ワークショップ（工作室）	750円 （1時間）	1,125円 （1時間）

● さぬきこどもの国（香川県）

入場料、駐車料金無料

	大人	高校生	4歳から中学生
スペースシアター	500円	300円	100円

● えひめこどもの城（愛媛県）

駐車料金 普通車 300円

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）指定管理の一体化について（意見2）

ぐんまこどもの国児童会館の存在する群馬県立金山総合公園は県土整備部の所管である。他方、同公園の敷地内にあるぐんまこどもの国児童会館は生活こども部の所管であり、それぞれが別々に指定管理者を選定している。

一体として指定管理者を選定する場合と、従来どおり別々に指定管理者を選定する場合の費用について検討し、総額として指定管理料が少なくなる方法を考慮されたい。

（現状及び問題点）

ぐんまこどもの国児童会館は群馬県立金山総合公園の敷地内にある。金山総合公園は県土整備部（都市計画課）の所管であり当該所属によって選定された指定管理者が運営を受託している。他方、ぐんまこどもの国児童会館は生活こども部の所管であるため、当該（所属）によって指定管理者を選定している。このため、現在は、金山総合公園が、民間事業者である山梅・ケービックスグループ、ぐんまこどもの国児童会館は、群馬県児童健全育成事業団が指定管理者となっている。

都市公園法に基づく「都市公園」と児童福祉法に基づく「児童館」という設置目的が異なる施設という点において、屋外も児童館の一部である他県施設とは単純には比較できないが、他の都道府県等においては、一体として指定管理者を募集している事例もある。

一体として指定管理者を募集すると一体管理できる事業者が集まらず、候補者がいなくなってしまう懸念もあるが、指定管理料が減少する場合もある。

県	児童館名	運営主体	延床面積	設置年月
群馬	ぐんまこどもの国児童会館	(公財) 群馬県児童健全育成事業団	4,150 m ²	平成2年10月
栃木	栃木県子ども総合科学館	(公財) とちぎ未来づくり財団	10,000 m ²	昭和63年5月
新潟	新潟県こども自然王国	(株) 生態計画研究所	3,394 m ²	平成7年7月
福井	福井県児童科学館	ふくい福祉事業団・丹青社福井県児童科学館運営共同事業体	7,076 m ²	平成11年6月
滋賀	滋賀県立びわ湖こどもの国	(社福) 友愛	屋内 5,542 m ² 屋外 78,359 m ² 全体 83,901 m ²	平成4年7月

香川	さぬきこどもの国	(公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	5,010 m ²	平成7年4月
愛媛	えひめこどもの城	伊予鉄総合企画(株)	4,072 m ²	平成10年10月

県	利用者数	指定管理料	利用料収入	支払総額
群馬	281,372人	153,495千円	3,303千円	149,095千円
栃木	546,597人	344,993千円	67,626千円	411,915千円
新潟	109,345人	77,150千円	65,393千円	141,411千円
福井	518,485人	327,580千円	14,147千円	341,043千円
滋賀	237,204人	64,693千円	76,940千円	125,469千円
香川	640,726人	342,275千円	22,812千円	386,225千円
愛媛	336,530人	204,486千円	94,019千円	304,995千円

(出典) 群馬県生活子ども部から入手、一部監査人加工

(注1) 群馬県以外は、公園等を含む屋外も入れた金額である。

(注2) 利用者数、指定管理料、利用料収入、支払総額は令和元年度である。

(注3) 群馬県は、この他に、金山総合公園の指定管理料130,240千円(令和2年度)がある。

(改善策)

指定管理料としての総額は決して低くはないと思えるため、一体として指定管理者を選定する場合と、従来どおり別々に指定管理者を選定する場合の費用について検討し、総額として指定管理料が少なくなる方法を考慮されたい。

(2) 利用料収入について(意見3)

他県と比較して利用料収入が少ないため、指定管理料を少額に抑えるためにも、利用料収入を増やす施策を検討されたい。

(現状及び問題点)

上記(1)に記載のとおり、ぐんまこどもの国児童会館は、他県と比較して利用料収入が少ない。

入館料は無料であり、スペースシアター(プラネタリウム)は一般が300円、小中学生以下は無料である。また、研修室及び多目的ホールの貸出を行っており、料金は以下のとおりである。

(単位：円)

	第1研修室		第2研修室		多目的ホール		附属設備
	甲類	乙類	甲類	乙類	甲類	乙類	規則で定める額
午前	2,000	4,000	1,750	3,550	6,600	13,300	
午後	2,250	4,550	2,000	4,000	7,400	14,900	
1日	4,250	8,550	3,750	7,550	14,000	28,200	

(注1) 午前 9:00～12:30 午後 13:00～17:00 1日 9:00～17:00

(注2) 甲類は一定の条件を満たしたもので、乙類はそれ以外のもの

利用料収入が少ないため、結果として指定管理料が多額になるおそれがある。

(改善策)

ぐんまこどもの国児童会館がある太田市は隣県からのアクセスもよく、2、3割は他県からの入館者である。県有施設であることから、県民以外の入館者には一定の入館料を負担してもらうことも検討されたい。

また、業務等で使用しない時間においては、研修室や多目的ホールの積極的な貸出を行うことで、利用料収入の増加に努める必要がある。

(3) 混雑時の対策について (意見4)

土日祝日には施設が入館定員に達することで待ち時間が発生することや、スペースシアターの上映についても利用定員の関係で見られないことがある。

混雑が予想される日は事前予約制にする、混雑予想を開示する、現在の混雑状況を開示するなど、利用者に対して有用な情報を提供し、待ち時間等が極力少なくなるように検討することが望ましい。

(現状及び問題点)

新型コロナウイルス感染症対策のため、入館の人数制限を令和4年9月23日から200名(それまでは120名)としており、定員に達した場合、退館者の分だけ新規に入場できる体制としている。従前これ以上に厳しい入場制限を課していた際には、SNS(Twitterなど)で「満員」等の案内を行っていたこともあったが、出入りが激しくなかなかタイムリーな情報を提供できないことから、現在では実施していない。

また、スペースシアター(プラネタリウム)の定員は、令和4年9月23日からは本来の定員である152名としているが、以前は100名としているため、土日午後から上映される人気プログラムを満員で見られない場合もあったとのことである。

(改善策)

同じ県有施設である、群馬県自然史博物館や県立ぐんま天文台では、ホームページによる事前予約制を一部又は全部で採用している。また、ぐんまこどもの国児童会館では、混雑予測カレンダーとして駐車場の混雑予想を開示している。

新型コロナウイルス感染症対策をとっている一方で、小さなこどもが、列に並んで入館待ちをすることは密になる危険性も高い。また、人気プログラムを見ることを楽しみに来たこどもが、定員で見られない状況も生じている。

待ち時間が長い状況が続くようであれば、事前予約制を導入することも一案である。また、直近1か月間や現在の待ち時間を開示する、混雑予測を開示するなど、利用者にとって有益な情報を提供することが望まれる。

(4) スペースシアターの投影回数と番組について (意見5)

スペースシアターの投影回数は、本来、土日祝日等は6回のところ、現在は4回となっており、人気プログラムは利用定員の関係で見られない場合もある。

入館定員数も緩和してきている昨今においては、投影回数を元に戻し、人気プログラムを1日に2回投影するなど、利用者のニーズに合ったサービスを提供することが望ましい。

(現状及び問題点)

スペースシアターのパンフレットでは、一般投影は、平日は1日2回、土日祝日及び春夏冬休みは1日6回の上映とされている。しかし現在は、平日は2回だが、新型コロナウイルス感染症対策のため、休日は4回と従来に比べ2回少なくなっており、人気のプログラムは定員で見られない場合もあるとのことである。

(改善策)

スペースシアターの上映プログラムに関する入場者数は、プログラム(番組)ごと、月ごとに集計しているが、これを見ると、上映プログラムによって人気に偏りがある。プログラム(番組)の上映については、貸与契約を結んでおり、一日に何回上映してもその金額は一定とのことである。

このため、入館者及びスペースシアターの定員も引き上げている昨今においては、パンフレットに記載のとおり、休日は6回の投影に戻し、人気プログラムを2回上映するなど、利用者のニーズにあったプログラムを提供することが望まれる。新型コロナウイルスの対策としては、投影回数を増やし、定員を減らす方が有意義な場合もあると考えられる。

(5) スペースシアターでの上映番組の検討について (意見6)

スペースシアターでの上映プログラム(番組)は、1番組200万円から400万円と高額であるにも関わらず、その検討過程が明確にされていない。番組を決定すると、その番組の放映権を有している業者と随意契約を結んでいることから、上映番組の決定には、費用対効果を十分に検討すべきであり、その議論の過程を残す必要がある。

(現状及び問題点)

スペースシアターのプログラム(番組)は、上映する番組の映像データの貸与により放映しており、業者と上映委託契約を結んでいる。選定委員により、どの番組を上映するかを決定し、その番組の放映権を有している業者と随意契約を結んでいる。しかしながら、具体的にどのような内容及び金額の提案を決定したのか、その検討過程が不明である。いつから番組を放映するか、1日に何種類の番組を放映するかを検討した資料は残されていたが、具体的にどの番組を放映するといくら掛かるのか、その内容と金額を比較してどの番組を放映するのかを検討、決定した過程が分からなかった。

番組の委託料は1作品あたり200万円から400万円程度と比較的高額のものが多いとされているにも関わらず、その内容と金額、集客予想について十分に検討しているとは言い難い。番組を決定すると、その上映権を有している業者と随意契約を締結し、金額について先方に主導権があることから、透明性を確保する観点からは番組を決定した過程を残しておくことが望ましい。

(改善策)

令和3年度では2者に対し、それぞれ4,180千円を業務委託料として支払っている。金額も大きいことから、より良い作品を委託するよう選定委員による議論が必要であるがその過程及び結果を詳細に残しておくことが望ましい。

(6) 人員配置について (意見7)

現在、平日と土日祝日で出勤している職員数は変わらないが、土日祝日の個人客の入館者数は平日の約10倍であることから、入館者数に応じて、職員の出勤体制を見直すことが望ましい。

(現状及び問題点)

館内の運営は現在、職員20人を4班体制で回しており、土日祝日と平日で勤務している職員数は同じである。また、毎週金曜日には原則として全員が出勤して会議を実施している。

平日には土日祝日の準備に加え、企画事業の検討・立案や移動児童館や団体向けプログラム等も実施しているとのことであるが、監査人が往査した際には、比較的時間に余

裕があると見受けられる職員がいた。

職員の対応が必要な個人客の入館は、来場者実績を見ると圧倒的に土日祝日が多い。直近の令和4年10月の個人の入館者数は以下のとおりである（なお、10月28日は群馬県民の日であり、小中高校が休みになるため祝日扱いとして集計している）。

	平日	土日祝日
日数	14日	12日
入館者数	1,946人	15,726人
1日あたり入館者数	139人	1,310人

（改善策）

入館者数に応じて、職員の勤務体系を見直すことが望ましい。団体客には基本的には引率者があり、団体によっては事前に職員と引率者が打ち合わせを行っているため、それほど職員の対応は必要ないが、一般客には、職員が細かい説明や対応が必要な場合が多い。土日祝日は入館の人数制限、スペースシアターの入退場やクラフトルーム及びパソコンルーム等での利用方法の説明など、多くの職員が必要となる場面が多い。

指定管理者に土日祝日の職員の増員を依頼するか、必要に応じて、次回の指定管理者の公募時の仕様書に記載するなど、利用者の人数に応じた職員の配置を検討すべきである。

（7）修繕費の負担について（意見8）

県と指定管理者との間で締結されている基本協定書では原則として50万円を超える修繕等は県の費用負担にて工事が行われる。しかしながら、令和3年度に50万円を超える修繕等が2件行われたがいずれも県の負担ではなく指定管理者の負担にて工事等が行われている。指定管理者の指定の申請を行う際は、大規模な修繕等は県が負担することを前提に、各種計画を策定しているはずである。

そうであるにもかかわらず、早急性等のみを理由に指定管理者の負担で小規模ではない修繕を行うことは指定管理料の適切性に疑義を抱かれる懸念があるとともに所有者はあくまで県といった指定管理制度の趣旨に反すると考えられる。

指定管理者によって50万円を超える修繕依頼等があった場合には当該案件についてより慎重に協議するとともに、指定管理者負担とした場合には第三者から見ても納得感のある理由等を記載した協議結果を残すようにすべきである。

（現状及び問題点）

群馬県とぐんまこどもの国児童会館の指定管理者との間では、ぐんまこどもの国児童会館の管理及び運営に関する基本協定書が取り交されており、同協定書では以下の記載がある。

(リスク等の分担)

第 25 条 指定管理業務等に関して想定されるリスク等の分担については、別記 5「指定管理業務等に係るリスク等の分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合、又は事前に定める事項以外の不測のリスク等が生じた場合には、甲（群馬県）と乙（指定管理者）の協議により、リスク等の分担を決定するものとする。

以下は別記 5 の抜粋である。

指定管理業務等の実施に係るリスク等の分担表			
項目	群馬県（甲）	指定管理者（乙）	備考
～中略～			
施設・附属設備の修繕 （小規模）		○	

(注 1) 施設・附属設備の小規模修繕は次の範囲とし、これ以外は大規模修繕とする。

- (1) 修繕に関する費用が 50 万円以内のもの
- (2) 上記の範囲内であっても、指定管理者において資産計上に相当するようなものは除く

上記のように児童会館の設備等に修繕の必要性が生じた場合、原則として 50 万円以内の費用であれば指定管理者の負担で修繕が可能としている。

令和 3 年 6 月及び 7 月にスペースシアターのプロジェクター及びポインター、客先誘導灯について不具合等が生じたことで修繕の必要性があったが、それぞれの費用について 50 万円を超過しているにも関わらず指定管理者の負担で修繕が行われていた。

内容	金額（税込）
スペースシアタープロジェクター及び星座絵・ポインター修繕	616,440 円
スペースシアター客席誘導灯交換工事	715,000 円

1 件あたりの費用が 50 万円を超えることで県と指定管理者との間で事前協議は行われているものの指定管理者負担とした理由は閲覧者へのサービス低下に繋がることから早急に修繕（工事）を行うためとしている。

県と指定管理者間で 50 万円を超える修繕等は県の負担としている趣旨は、規模に関わらず全ての修繕等を指定管理者負担としてしまうと指定管理料が莫大な金額になってしまう懸念があること、重要な設備の欠陥等については所有者である県の費用負担で修繕等を行うことがサービスの維持にも繋がると考えているからである。

また、県から支払われる指定管理料の中には簡易な修繕・維持費は含まれるが、指定管理者の指定の申請を行う際は、大規模な修繕等は県が負担することを前提に、各種計画を策定しているはずである。

そうであるにもかかわらず、早急性を理由に指定管理者の負担で小規模ではない修繕を行うことは指定管理料の適切性に疑義を抱かれる懸念があるととも所有者はあくまで県といった指定管理制度の趣旨に反すると考えられる。県としては準備資金（積立資金）もあったことから指定管理者が負担することに問題はないものとしているが指定管理者の財政状態と工事等のリスク負担は本来関係がないと考えらえる。

（改善策）

今後、指定管理者によって 50 万円を超える修繕依頼等があった場合には当該案件についてより慎重に協議するとともに、指定管理者負担とした場合には第三者から見ても納得感のある理由等を記載した協議結果を残すようにすべきである。

■ 8. 子どもの貧困対策推進事業

(私学・子育て支援課 子育て支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	27,697	20,496	7,201	
令和2年度	26,158	15,376	10,782	
令和3年度	22,893	16,499	6,394	

(2) 事業目的

家庭の機能を補完し、子どもが大人や仲間と関わりながら自分らしく過ごせる「子どもの居場所」の充実に取り組むことで、子ども自身がたくましく生きるために必要な力(学力、生活力)を身につけることを支援する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	子どもの貧困対策の推進に関する法律
-------	-------------------

(4) 事業計画及び内容

- ① 子どもの居場所づくりコーディネーターの配置 2,277千円
子どもの居場所における食材や人材等の支援ニーズと、社会資源の広域的なマッチングを図るため、コーディネーターを配置
- ② 子どもの居場所づくり応援 1,000千円
子どもの居場所(子ども食堂や無料学習塾等)を新規開設する民間団体に対して、新規立ち上げに要する費用を補助
- ③ 子どもの生活・学習支援 18,141千円
生活困窮者世帯の中学生等に対する無料学習支援を実施 ほか

(5) 財源(令和3年度当初予算)

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
10,207(45%)	5(0%)	-(—%)	12,681(55%)	22,893(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	1,464	会計年度任用職員報酬
職員手当	311	会計年度任用職員期末手当
共済費	292	会計年度任用職員共済費
旅費	114	会計年度任用職員旅費(通勤手当)
委託料	13,918	子どもの生活・学習支援事業 子どもの居場所に関わる人たち を対象としたICT体験事業
負担金補助金	400	子どもの居場所づくり応援事業 補助金
合計	16,499	

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
子どもの生活・学習支援事業	随意契約(注)	12,523
子どもの生活・学習支援事業における ICT教室事業	公募型プロポーザル	684
子どもの居場所ICT体験事業	公募型プロポーザル	709
合計		13,918

(注) 本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、対象者は生活保護世帯や生活困窮世帯等の主に中学生である。対象者に対し、居場所の提供や学習支援等を行うことにより、生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上を図る取組を通して、自己肯定感を育むことを目的として実施するものである。

子どものプライバシーに深く関わる事業であるとともに、対象者は経済的・精神的に悩みを抱えていることが多く、事業者には、子どもや家庭の状況を十分に理解し、適切な配慮や対応を行うことにより、子どもや家庭との信頼関係を築くことが求められる。また、利用者については前年度から継続して利用する生徒が多く見込まれる。以上のことを踏まえ、子どもが安心して通える居場所を提供するためには、継続的な支援が必要であることから、令和2年度と同じ事業者にも事業を委託して実施するため、随意契約としている。

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
子どもの居場所づくり応援事業補助金	群馬県内で子どもの居場所づくり事業（子ども食堂、学習支援、遊び場等）を新たに実施する民間団体	400

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：子どもの生活・学習支援事業

事業内容	生活保護受給世帯や生活困窮状態にある世帯の中学生に対し、居場所の提供や学習支援を行い、生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上を図る。
令和3年度事業実績	学習支援実施自治体 33 か所（市町村）
実績額（千円）	13,208

○事業名：子どもの居場所づくり地域ネットワーク形成支援事業

事業内容	県内の教育・福祉分野に関係する自治体、団体の連携体制の整備を図るとともに、市町村の地域ネットワークづくりを支援する。
令和3年度事業実績	子どもの居場所地域ネットワーク数 8 か所
実績額（千円）	—

(注) 子どもの居場所づくり応援県域協議会を設置しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。地域ごとの対応に移行中であり、令和3年度に具体的な事業は実施していない。

○事業名：子どもの居場所づくりマッチングコーディネーター事業

事業内容	子どもの居場所における食材や人材等の支援ニーズと、社会資源の広域的なマッチングを図るため、コーディネーターを配置する。 コーディネーターは、子どもの居場所実施団体、企業等を訪問し、ニーズに応じた食材・物資・体験活動等の支援についてマッチングを図り、居場所実施団体と支援企業等を結ぶ情報交換会を開催する。また、企業等による運営支
------	--

	援補助等の情報を収集し、居場所に対する情報提供を行うとともに応募等に係る相談に応じる。
令和3年度事業実績	マッチング件数：年間 217 件 情報交換会開催件数：年間 15 回
実績額（千円）	2,182（コーディネーターの人件費）

○事業名：子どもの居場所に関わる人たちを対象とした ICT 体験事業

事業内容	子どもの居場所に通う子どもとその保護者や子どもの居場所実施団体に対して、ICT への関心を高めてもらうための体験活動を提供する。
令和3年度事業実績	参加者数：96 人
実績額（千円）	709

（注）令和4年度は、DX 戦略課で実施する事業に集約予定のため、生活こども部では実施しない。

○事業名：子どもの居場所づくり応援事業

事業内容	子どもの居場所（子ども食堂や無料学習塾等）を新規開設する民間団体に対して、新規立ち上げに要する費用を補助する。
令和3年度事業実績	交付決定件数：3 件
実績額（千円）	400

○事業名：シングルマザー専用シェアハウス検討事業

事業内容	シングルマザーを応援するシェアハウスについて、支援が必要な方や市町村等に対して周知を行う。
令和3年度事業実績	シェアハウスの周知啓発を実施
実績額（千円）	—

（注）シングルマザー専用シェアハウスは7戸しかなく、受益者が限られることから、費用対効果を考えて、予算化しなかった。

○事業名：子どもの居場所づくりボランティア人材バンク事業

事業内容	ボランティア人材バンクを運営し、子どもの居場所の安定した運営を支援する。
令和3年度事業実績	—
実績額（千円）	—

（注）各所属で対応することとし、私学・子育て支援課としては特に実施しなかった。

○事業名：子どもの居場所の充実事業

事業内容	家庭の機能を補完し、子どもが大人や仲間と関わりながら、自分らしく過ごせる「子どもの居場所づくり」について、地域全体で行う機運の醸成や連携づくり、民間団体への取組支援による充実を図ることで、子どもがたくましく生きるために必要な力を身に付けることを支援する。
令和3年度事業実績	「子どもの居場所づくり」について、地域全体で行う機運の醸成や連携づくり、民間団体への取組を支援した。
実績額（千円）	3,292

（注）子どもの居場所づくりマッチングコーディネーター事業、子どもの居場所に関わる人たちを対象としたICT体験事業、子どもの居場所づくり応援事業の合算であるため、子どもの居場所の充実事業として新規事業はない。

(10) 成果指標と達成状況

評価目標	策定時の数値		目標数値		R3年度実績
	33市町村	H30年度末	35市町村	R6年度末	
生活困窮世帯等への学習支援実施市町村数	33市町村	H30年度末	35市町村	R6年度末	33市町村
子ども食堂がある市町村数	15市町村	H30年度末	35市町村	R6年度末	20市町村

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）子どもの居場所づくり応援事業補助金の交付要綱について（意見9）

補助事業は、概ね月1回以上定期的を実施することとされており、かつ、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めているが、実際には1回のみ実施した事業者に対しても満額補助金を交付しており、翌年度の実績報告書の提出は求めている。

交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者の活動状況を確認できるよう交付要綱を変更するとともに、事業者の都合等により実施回数が少ない場合や、事業の継続が確認できない場合は、一部の補助金の返還を求めるよう運用を見直すべきである。

（現状及び問題点）

子どもの居場所づくり応援事業補助金は、さまざまな家庭の事情で、放課後等にひとりで過ごす子どもが、大人や仲間と関わりながら安心して過ごし、生活していく力を身につけられるよう子どもの居場所づくり事業を支援するものである。

対象団体は、群馬県内で子どもの居場所づくり事業（子ども食堂、学習支援、遊び場等）を新たに実施する民間団体であり、子どもの居場所づくり事業が実施されていない市町村（未設置市町村）で新たに居場所づくりを実施する場合は、1団体等につき200,000円以内、既設置市町村で実施する場合には、1団体等につき100,000円以内の補助である。

補助事業は、概ね月1回以上定期的を実施することとされており、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めている。また、補助金の交付対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までであり、補助事業が完了したときは、実績報告書に関係書類を添えて、交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月20日までに知事に提出することとされている。

令和3年4月当初は、未設置の市町村で新たに実施する場合に限られていたが、応募団体が1者のみであったことから、9月1日に要綱を変更し、既設置市町村で実施する場合も対象となるよう変更がなされた。これにより、追加で2団体の応募があった。

事業者	交付決定日	事業実施日	事業完了年月	購入品等	補助金額
A	令和3年9月	① 令和3年12月 ② 令和4年1月 ③ 令和4年2月 ④ 令和4年3月	令和4年3月	パソコン、 プリンター など	20万円
B	令和3年12月	① 令和4年1月 ② 令和4年2月 ③ 令和4年3月	令和4年3月	炊飯器、冷 蔵庫など	10万円
C	令和4年3月	① 令和4年3月	令和4年3月	おもちゃ、 手袋など	10万円

事業者Cは、交付決定日が3月であったことから事業を1回しか実施しておらず、これに対して10万円を補助している。1年以上継続して事業を実施する見込みがあることを条件としているが、令和4年度については、実績報告書の提出を求めているため、現状では1回だけの事業で10万円の補助金を受けることが可能となっている。

(改善策)

当該補助金の交付要綱において、補助事業は、概ね月1回以上定期的に実施することとされており、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めていることから、交付決定を行った日の属する会計年度に1年間の事業の継続を確認できない場合においては、交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者の活動状況を確認できるよう交付要綱を変更すべきである。

なお、補助金の交付要綱では、概ね月1回以上定期的に1年以上継続して事業を実施する見込みとされており、必ずしも実施しなければならないとは規定されていない。新型コロナウイルス感染症の蔓延等、やむを得ない理由により1年間事業を継続することができなかった場合には補助金の返還を求める必要はないが、事業者の都合等により実施回数が少ない場合や、事業の継続が確認できない場合は、一部の補助金の返還を求めるよう、運用を見直すべきである。

■ 9. 保育施設支援事業

(生活子ども部 私学・子育て支援課 保育係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	12,459,028	11,097,607	1,361,421	
令和2年度	13,549,547	12,763,291	786,256	
令和3年度	12,457,631	12,251,759	205,872	

(2) 事業目的

安心して子どもを育てられる環境を整備するとともに、保育所及び認定子ども園等の保育内容の充実と入所児童の処遇向上等を進めるため、保育所等の運営費負担や、民間保育所等の施設整備補助、認可外保育施設への補助等を実施し、子育て家庭を支援する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法、各補助金交付要綱等
-------	----------------------------

(4) 事業計画及び内容

① 子どものための教育・保育給付費負担 民間保育所等の運営経費に対する県費義務負担	11,801,062 千円
② 育てのための施設等利用給付費負担 認可外保育施設等の利用費支給に対する県費義務負担	77,810 千円
③ 幼児教育・保育の無償化事務費補助	14,952 千円
④ 認定子ども園整備費補助	536,963 千円
⑤ 保育所緊急整備事業費補助	3,355 千円
⑥ 子育て環境づくり推進	17,791 千円
⑦ 産休等代替職員設置費補助	3,489
⑧ 認可外保育施設支援	2,209 千円

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
537,463(4%)	35,307(0%)	—	11,884,861(95%)	12,457,631(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
補助金等	12,251,759	
合計	12,251,759	

(7) 委託事業の内容

該当なし

(8) 補助金の内容

（単位：千円）

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
子どものための教育・保育給付費負担	各市町村	11,780,960
子育てのための施設等利用給付費負担	各市町村	54,613
幼児教育・保育の無償化事務費補助	各市町村	4,569
認定こども園整備費補助	各市町村	384,916
子育て環境づくり推進	各市町村	16,418
産休等代替職員設置費補助	各市町村	1,285
認可外保育施設支援	各市町村	8,998

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：子どものための教育・保育給付費負担

事業内容	子ども・子育て支援新制度について、市町村が保育所等に支給する運営経費を負担する。
令和3年度事業実績	交付対象箇所数 29 市町村
実績額（千円）	10,516,782

○事業名：施設型給付費(地方単独費用部分)補助

事業内容	子ども・子育て支援新制度について、市町村が幼稚園等に支給する1号認定子どもの施設型給付費の財源として、地方単独費用部分の1/2を市町村に対して補助する。
令和3年度事業実績	補助対象箇所数 26 市町村
実績額（千円）	1,264,178

○事業名：認定こども園整備

事業内容	市町村が実施する認定こども園の創設等の施設整備事業に係る経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進する。
令和3年度事業実績	認定こども園整備；補助対象施設数 7市町12施設 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備；補助対象施設数 50施設
実績額（千円）	384,916

○事業名：子育て支援施設等利用給付

事業内容	幼児教育の無償化を図るため、私立幼稚園保育料及び預かり保育利用料を負担する。
令和3年度事業実績	市町村が支弁する施設等利用費の1/4を負担
実績額（千円）	54,613

○事業名：幼児教育・保育の無償化

事業内容	3歳から5歳児の保育所、幼稚園、認定こども園に通園する子どもの保育料を無償化する。 ※0歳から2歳児については、非課税世帯のみ。
令和3年度事業実績	子どものための教育・保育給付費負担の一部
実績額（千円）	—

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 10. 保育事業振興事業

(生活子ども部 私学・子育て支援課 保育係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	603,319	615,543	△12,224	
令和2年度	1,200,395	622,450	577,945	(注)
令和3年度	608,752	562,029	46,723	

(注) 令和2年度の決算が予算比で大幅に減少したのは安心子ども基金積立金(幼児教育・保育の無償化事務費補助分)の必要額の減少によるものである。

(2) 事業目的

子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、増大・多様化する保育需要に対応できるよう、保育サービスや保育内容の充実、保育所等入所児童の処遇向上等を進める。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	各補助金交付要綱等
-------	-----------

(4) 事業計画及び内容

- ① 保育充実促進費補助(中核市を除く) 267,128千円
 - ・1歳児保育に係る保育士配置を国基準「児童:保育士=6:1」から「5:1」に充実するための補助
 - ・食物アレルギー対策に係る給食設備などの経費の一部を補助
- ② 第3子以降3歳未満児保育料免除 341,259千円
 - ・保育所、認定子ども園等の第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対する支援
 - ・認可外保育施設の利用者の保育料を軽減
- ③ 安心子ども基金運用益に掛かる積立て 15千円
ほか

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
350(0%)	550,195(90%)	—	58,207(10%)	608,752(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
補助金	562,012	
積立金	17	
合計	562,029	

(7) 委託事業の内容

該当なし

(8) 補助金の内容

（単位：千円）

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
保育充実促進費補助	各市町村	245,286
第3子以降3歳未満児保育料免除	各市町村	316,726

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：保育充実促進費補助

事業内容	(1) 低年齢児保育…1歳児に対する保育士配置を国基準の6:1から5:1に充実するための経費を補助する。 (2) 食物アレルギー対策…食物アレルギーに係る事故を防止し、食物アレルギー児童に対して安心な給食の提供を行うため、組織体制の強化、給食設備等に係る経費の一部を補助する。
令和3年度事業実績	○低年齢児保育補助：(年間延べ人数) 43,703人 ○食物アレルギー対策：104施設
実績額(千円)	245,286

○事業名：第3子以降3歳未満児保育料免除

事業内容	県内で家族を増やし、子育てする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化、又は免除する。
令和3年度事業実績	補助対象箇所数 30箇所(市町村)
実績額(千円)	316,726

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果(指摘又は意見)

特になし

■ 1 1. 保育資質向上事業

(生活こども部 私学・子育て支援課 保育係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	79,826	57,279	22,547	
令和2年度	85,639	55,106	30,533	
令和3年度	72,910	56,050	16,860	

(2) 事業目的

保育所、認定こども園等の職員を対象に、児童の保育並びに保護者及び地域の子育て家庭への支援に必要な知識・技術を習得するための研修を実施し、保育の質の向上を図るとともに、多様な保育サービスに必要な保育人事の確保を推進する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法、各補助金交付要綱等
-------	----------------------------

(4) 事業計画及び内容

- ① 保育士等への研修の実施 35,765 千円
保育士、保育教諭等の資質向上を図るキャリアアップ研修を実施するとともに、認可外保育施設・再就職希望者研修等を実施。
- ② 保育士・保育の現場の魅力発信事業 6,695 千円
保育士を目指す学生や潜在保育士、学生の保護者に対し、広報媒体を積極的に活用し、保育士という職業や保育の現場の魅力を発信する。
- ③ 保育士修学資金及び就職準備金貸付 8,875 千円
 - ・ 県内の保育士養成校に入学する学生向けに修学資金を貸付
 - ・ 保育所を離職した者等で保育施設等へ就職する者を対象として就職準備金を貸付

ほか

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
23,858 (33%)	4,407 (6%)	－ (－%)	44,645 (61%)	72,910 (100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	3,124	
職員手当等	311	
共済費	289	
報償費	91	
旅費	177	
需用費	424	
役務費	72	
委託料	35,720	保育士登録 3,246 保育所職員資質向上 25,389 保育人材確保対策 7,085
使用料及び賃借料	803	
負担金補助及び交付金	15,039	資格取得支援 710 保育士登録 905 保育士養成所運営費補助 8,580 保育人材確保対策 4,844
合計	56,050	

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
保育士登録		3,246
キャリアアップ研修事業（群馬県社会福祉協議会）	随意契約	24,195
現任保育士・保育教諭等研修事業（群馬県保育協議会）	公募型プロポーザル	1,194
魅力発信事業（上毛新聞 TR）	公募型プロポーザル	6,684
魅力体験ツアー（群馬県保育協議会）	随意契約	399

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
資格取得支援		710
保育士登録		905
保育士養成所運営費補助	社会福祉法人 三吉	8,580
保育人材確保対策	群馬県社会福祉協議会	4,844

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：保育所等職員資質向上

事業内容	保育所等職員の資質向上を図るため、新規採用、若手、中堅、主任、施設長等の階層ごとに研修を実施する。中堅層向けには、技能・経験に応じた処遇改善につなげるキャリアアップ研修を実施する。
令和3年度事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用向け研修 2講座 ・キャリアアップ研修（中堅向け） 22講座 ・主任向け研修 1講座 ・施設長向け研修 1講座 ほか
実績額（千円）	26,327

○事業名：保育人材確保対策

事業内容	保育人材確保のため、高校生を対象とした幼児教育・保育の魅力体験バスツアーや、幼稚園保育園認定こども園就職説明会、修学資金や就職準備金の貸付事業、保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施します。
令和3年度事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力体験ツアー 1回 ・幼稚園保育園認定こども園合同就職説明会 1回 ・修学資金貸付 34名 ・就職準備金貸付 11名
実績額（千円）	5,723

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

- (12) 他の都道府県等での参考となる事例等
特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 委託事業の公募型プロポーザルによる募集について（意見 10）

委託事業の内容に最も適した業者の選定ができるよう複数の業者が公募型プロポーザルへ参加することを働きかけていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

令和3年度現任保育士・保育教諭等研修事業の委託業者の選定にあたり、公募型プロポーザルによる募集をしているが応募は1団体のみであり、プロポーザル方式を採用した効果が十分に発揮されていないと考えられる。

(改善策)

複数業者での企画提案の競争により、実施事業の企画内容が最も適した業者を選定することができるよう、現行の公募型プロポーザルへ応募が少ない理由や原因を把握し、複数の業者が参加するよう働きかけていくことが望まれる。

(2) 保育士修学資金貸付等事業費における貸付原資残額について（意見 11）

保育士修学資金貸付等事業費の貸付原資残額について、群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書の提出による報告のみでなく、預金残高確認書等の証憑の提出を依頼し、保有状況の確認を行うことが望まれる。

(現状及び問題点)

保育士修学資金貸付等事業については、群馬県社会福祉協議会に委託している。

事業の実施にあたっては、厚生労働省「保育対策総合支援事業費補助金」（負担割合：国9/10、県1/10）を活用しており、国庫負担分については貸付原資として平成28年度及び平成29年度に全額交付済みであり、県負担分は群馬県社会福祉協議会より提出される補助金交付申請書の内容を審査したうえで交付している。

貸付原資残額については毎年、群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書により報告されているものの、具体的な保有状況の確認は行われていない。

(改善策)

群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書による報告のみでなく、交付している貸付原資の保有状況について預金等の残高証明書等による確認を実施することが望まれる。

■ 1 2. 児童養護施設等対策事業

(児童福祉・青少年課 家庭福祉係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	2,951,593	3,020,396	△68,803	(注1)
令和2年度	3,081,808	3,114,311	△32,503	(注1)
令和3年度	3,453,555	3,298,480	155,075	

(注1) 新型コロナウイルス感染症関連の補正予算があったため。

(2) 事業目的

児童虐待問題をはじめとして、様々な事情により家庭で生活することのできない児童や保護を必要とする母子などを、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設等に入所措置し、安全に保護、育成を行う。また、里親への包括的な支援や社会的養育の環境整備のために必要とされる施設の運営費の補助等を行う。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律
-------	----------------------

(4) 事業計画及び内容

児童養護施設等に入所している児童や母子の生活費を負担するとともに、施設整備や児童の保護等に係る費用について補助する。また、児童養護施設等が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続するための支援を行う。

① 施設等における児童保護措置費の負担	3,159,350千円
② 児童養護施設等整備費補助	103,713千円
③ 児童養護施設等に係る新型コロナ感染症対策強化	63,832千円
④ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善	56,708千円
⑤ 社会的養護自立支援	21,029千円
⑥ 里親委託等推進	7,556千円

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
17,818(24%)	177(0%)	-(—%)	57,900(76%)	75,895(100%)

その他特定財源は、ふるさと納税である。

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報償費	543	感染症専門家派遣
旅費	7	感染症専門家派遣旅費
需用費	13,999	一時保護所日常経費
役務費	254	里親スポットCM
委託料	3,104,685	児童保護措置費
備品購入費	64	里親基礎研修教材費
補助金等	174,821	施設整備費補助金等
扶助費	397	一時保護所被服扶助
償還金	3,710	令和2年度新型コロナ緊急包括支援金事業実績に基づく返還
合計	3,298,480	

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
里親訪問支援員による里親支援及び里親相互交流事業（里親支援事業等）、専門里親研修	随意契約（注2）	3,130
群馬県社会的養護自立支援事業（アフターケア拠点運営ほか、居住・生活費支援を含む）	随意契約（注3）	21,037
里親トレーニング事業	随意契約（注4）	5,955
里親制度等普及促進・リクルート事業	公募型プロポーザル	3,412
児童保護措置費負担金	—	3,070,474
医療費審査支払い事務委託	随意契約	677
合計		3,104,685

- (注2) 群馬県里親の会は、里親による当事者団体であり、里親に対する相談支援業務を最も効果的に実施できる団体であるため、一者随意契約としている。
- (注3) 平成30年度及び令和元年度は、公募型プロポーザル方式により、委託先を選定した。これまでの事業成果として、当事業の対象者である入所児童や施設退所者は、当事業における相談拠点（委託先の事業所）を認知しており、スタッフの良好な関係も築けているため、一者随意契約としている。
- (注4) 本事業は、未委託里親（児童の委託を受けたことがない里親）を主な対象として、一貫した研修支援体制の構築を達成すべく令和元年度から実施している事業である。委託先の群馬県児童養護施設連絡協議会は、児童養護施設や乳児院等の児童入所施設及び児童自立生活援助事業者により構成されるが、構成団体である各施設については、措置児童のケアワークに係るスキル・ノウハウの蓄積が十分なされていることに加え、各児童入所施設が地域の子育て相談機関として機能しているため、群馬県内で本事業を適切に実施できる唯一の団体であることから、一者随意契約としている。

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
(国庫) 児童家庭支援センター設置運営補助金(1/2)	(社福) 希望館 (社福) 三晃福祉会	14,588 8,791
群馬県里親の会補助	群馬県里親の会	1,300
(国庫) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金	(社福) 群馬県 社会福祉協議会	225
(国庫) 児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業費補助金(国2/4, 1/4)	(社福) 上毛愛隣社 ほか9団体	6,751
児童養護施設連絡協議会事業費補助(定額)	群馬県児童養護施設 連絡協議会会長	100
(国庫) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金(新型コロナウイルスの感染拡大を防止する事業)(10/10)	(社福) 上毛愛隣社 ほか15団体 (社福) 鐘の鳴る丘 愛誠会ほか1団体 NPO 法人子どもシェルターぐんま	18,049 131 187
(国庫) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業費補助金	(社福) 鐘の鳴る丘 愛誠会ほか7団体	330

(国庫) 社会的養護従事者処遇改善事業 費補助 (10/10)	(社福) 上毛愛隣社 ほか 20 団体	8,959
(国庫) 次世代育成支援対策施設整備交 付金県費補助 (3/4)	(社福) 鐘の鳴る丘 愛誠会 (社福) 紫宛会	18,975 83,976
児童保護措置費負担金 (各市福祉事務所 (母子) 保護実施分県費負担金)	各市福祉事務所	12,459
合 計		174,821

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：児童家庭支援センター運営費補助事業

事業内容	地域の子育て支援機関である児童家庭支援センターの運営費の一部を補助する。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルスの影響により相談件数は減少したが、地域の子育て支援機関として相談支援事業を実施した2団体に対し、補助金を交付した。
実績額 (千円)	23,379

○事業名：児童養護施設等入所児童への学習支援の充実

事業内容	児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進する。
令和3年度事業実績	随時、児童保護措置費を支弁し、児童の学習支援を推進した。
実績額 (千円)	－ (児童保護措置費で対応)

○事業名：里親委託等推進強化

事業内容	里親の会や市町村、NPO 法人等と連携し、里親制度のさらなる普及活動に努め、里親登録者を増やす。
令和3年度事業実績	新規事業として里親リクルート事業を実施するなど、里親制度の普及啓発のための取り組みを行った。
実績額 (千円)	3,512 (うち、3,412 千円は里親制度等普及促進・リクルート事業の委託費)

○事業名：児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
 (ケア単位の小規模化等への改修への補助等)

事業内容	児童養護施設等に入所する子どもたちの生活向上のための備品購入や施設の小規模な改修等に対して補助する。
令和3年度事業実績	各施設1度のみしか使用できず、今年度の対象は3施設のみであり、当該3施設に事前調査をしたところ、今年の実施予定はないとのことであったため、予算化せず、実施もなかった。
実績額(千円)	—

○事業名：社会的養護施設等職員配置加算等

事業内容	児童養護施設等において、「社会的養護の課題と将来像」に示されている職員配置を行い、入所児童への処遇体制改善を図った施設に対して、措置費を加算する。 また、乳児院、児童養護施設に里親支援専門相談員を配置する。
令和3年度事業実績	児童養護施設等と連携し、「社会的養護の課題と将来像」に示されている職員配置の達成のため、適切な職員配置を推進した。
実績額(千円)	—(児童保護措置費の一部で対応)

○事業名：里親支援事業(虐待予防・虐待防止のための子育て支援人材育成事業)

事業内容	里親の会や市町村、NPO法人等と連携し、里親及びその支援者の資質向上を図ることにより、里親家庭における養育を支援する。 児童相談所職員については司法面接や子育て講座トレーナー養成などの専門研修を受講し、資質向上及び体制強化を図る。
令和3年度事業実績	登録里親の養育力向上等を目的に専門里親研修などを実施した。
実績額(千円)	6,331

○事業名：社会的養護自立支援事業

事業内容	国の「社会的養護自立支援法」を活用し、民間事業者に委託して支援拠点を設置し、関係機関と連携して、施設や里親などの社会的養護を経験した者に対し、退所前から切れ目のない自立支援を行う。 また、措置解除後も里親宅等で生活する者で支援が必要な者に居住費等を支給する。
令和3年度事業実績	児童相談所と連携を図り、民間事業者への委託により施設等入居中から退所後まで一貫して相談に応じる体制を引き続き維持し、支援が必要な者に対しては居住費等を支給した。
実績額（千円）	21,630

○事業名：自立援助ホームの設置・運営事業

事業内容	義務教育を修了した児童等の社会的自立を支援する。
令和3年度事業実績	随時、児童保護措置費を支弁し、自立援助ホームに入所する児童の自立を支援した。
実績額（千円）	3,070,474千円の一部（注5）

○事業名：児童養護施設退所者等自立支援金貸付事業費補助事業

事業内容	児童養護施設退所児童等に対して、就職や大学等への進学に必要となる費用の貸付を行う。
令和3年度事業実績	適宜相談を受付、自立生活のための支援を行った。
実績額（千円）	225

○事業名：児童養護施設等の退所後の支援

事業内容	児童養護施設退所児童等に対して、就職や大学等への進学に必要となる費用の貸付を行う。 また、施設退所後の自立支援を強化するために国の「社会的養護自立支援事業」を活用して支援拠点を設置し、関係機関と連携して、退所前からの切れ目のない自立支援を行う。
令和3年度事業実績	適宜相談を受付、自立生活のための支援を行った。
実績額（千円）	21,855

○事業名：養子縁組里親への支援

事業内容	養子縁組里親への委託等を通じて、養子縁組に関する相談・支援を行う。
令和3年度事業実績	児童相談所における里親委託を通じ、特別養子縁組によるパーマネンシーの保障を図った。
実績額（千円）	3,070,474千円の一部（注5）

○事業名：施設入所、里親委託児童支援事業

事業内容	要保護児童の児童養護施設等への入所や里親委託などを行う。
令和3年度事業実績	児童相談所における相談・支援や虐待対応業務を通じ、家庭で生活できない児童を、家庭における適切な養育が確保されるまでの間、児童養護施設等への入所や里親等への委託により、養育環境の確保を行った。
実績額（千円）	3,070,474千円の一部（注5）

○事業名：家庭的養護の推進事業

事業内容	家庭で生活することができない子どもに対しては、里親やファミリーホームによる家庭的な環境下での養育を優先的に行う。また、児童養護施設等への入所措置を行う。
令和3年度事業実績	家庭的養育原則のもと、里親ファミリーホームへの委託を推進し、それができない児童についても、より家庭的な養育環境を確保した。
実績額（千円）	3,070,474千円の一部（注5）

（注5）事業費3,070,474千円の内訳は以下のとおりである。

	国庫対象分	県単分	合計
措置費（例月支払分）	2,811,961	12,106	2,823,387
措置費（里親）	139,903	1,147	141,050
措置費（県分の母子保護・助産）	11,887	—	11,888
措置費（一時保護委託）	19,071	—	19,071
措置費（一時保護所 委託賄材料）	24,708	—	24,709
措置費（レスパイト・ケア）	411	—	411
医療費	49,958	—	49,958
合 計	3,057,217	13,253	3,070,474

- (10) 成果指標と達成状況
該当なし

- (11) デジタル技術の活用状況
特になし

- (12) 他の都道府県等での参考となる事例等
特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）群馬県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用促進について（意見 12）

群馬県では、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用者が、近郊3県と比較して少ない。より積極的に周知啓発活動を行い、制度の利用促進に努めるべきである。

（現状及び問題点）

群馬県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、群馬県社会福祉協議会に業務委託を行っている。平成28年度の制度施行以降の貸付人数及び貸付額は以下のとおりである。

（単位：人、千円）

年度	生活支援費		家賃支援費		資格取得支援費		合計	
	貸付人数	貸付額	貸付人数	貸付額	貸付人数	貸付額	貸付人数	貸付額
平成28年度	0	—	0	—	0	—	0	—
平成29年度	2	1,350	1	246	1	250	4	1,846
平成30年度	2	850	2	902	1	140	5	1,892
令和元年度	3	1,400	7	2,717	8	891	18	5,009
令和2年度	1	600	4	1,570	1	245	6	2,415
令和3年度	1	600	1	150	1	170	3	920
合計	9	4,800	15	5,586	12	1,697	36	12,083

なお、群馬県及び近隣3県の過去3年間の貸付事業実績（人数）は以下のとおりである。群馬県の貸付事業の実績は、他県と比べると明らかに少ない状況である。

【生活支援費】

（単位：人）

	群馬県	埼玉県	栃木県	茨城県
令和元年度	3	7	17	7
令和2年度	1	13	21	4
令和3年度	1	14	20	5

【家賃支援費】

（単位：人）

	群馬県	埼玉県	栃木県	茨城県
令和元年度	7	12	31	6
令和2年度	4	10	35	6
令和3年度	1	10	38	7

【資格取得支援費】

(単位：人)

	群馬県	埼玉県	栃木県	茨城県
令和元年度	8	35	6	12
令和2年度	1	28	6	8
令和3年度	1	27	11	4

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付は国の制度であり、原則として5年間就労（資格取得支援費は2年）しないと返還免除にならないことも起因して、利用者側、貸付側双方ともに容易に貸付を行うことができないという難しさがある。しかし、他県と比較して利用者が少ないことは明らかであり、十分に制度が活用されているとは言えない状況である。

(改善策)

児童養護施設退所者が進路を決定する際に、自立支援資金の貸付制度があることを今まで以上に職員等から説明するとともに、必要に応じて、過去の制度利用者から意見を聞く機会を設けるなどして、利用促進に努めるべきである。

■ 1 3. 家庭児童福祉推進事業

(児童福祉・青少年課 家庭福祉係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	61,856	63,492	△1,636	(注)
令和2年度	71,197	64,388	6,809	
令和3年度	75,895	69,594	6,301	

(注) コロナ関係の補正予算があったため。

(2) 事業目的

- ① 子どもの健全育成や児童虐待に迅速、かつ、適切に対応するため、虐待防止活動に資する人員を確保するとともに、医師や弁護士等の助言を受けつつ困難事例に対処できる体制を整える。
- ② 市町村職員等を対象にした研修や、市町村の虐待対応組織づくりの支援、子どもの自立のための施策充実等、予防から子どもの自立まで総合的な取組を推進する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童福祉法
	児童虐待の防止等に関する法律

(4) 事業計画及び内容

医療・法律などの専門職の活用や子育て支援の人材育成、広報啓発活動により虐待対応強化を図る。また、児童虐待防止条例施行に伴い、児童虐待の再発防止のためのガイドラインを作成する。

- 児童虐待対応強化 65,397 千円
- 虐待予防・防止のための子育て支援人材育成 4,235 千円
- 医療機関における虐待対応力強化 2,896 千円

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
17,818(24 %)	177(0%)	－(ー%)	57,900(76%)	75,895(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	41,016	会計年度任用職員報酬
手当	8,005	会計年度任用職員期末手当
共済費	7,346	会計年度任用職員共済費
報償費	2,096	未成年後見人報酬等
旅費	2,291	会計年度任用職員通勤手当
需用費	504	虐待防止啓発資料印刷費
役務費	1,846	児相緊急用携帯電話
委託料	6,174	児童虐待防止医療ネットワーク等
補助金等	316	職員研修負担金
合計	69,594	

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
児童虐待対応強化（LINE相談）	随意契約	660
虐待予防・虐待防止のための子育て支援人材育成事業	指名競争入札	2,420
医療機関における虐待対応力強化 （県内の10の中核病院を中心に、教育研修や関係機関とのネットワーク化により、地域における虐待対応力の強化を図る）	随意契約	2,558
主任児童委員研修事業	随意契約	235
児童福祉週間における啓発活動の実施	随意契約	300
合計		6,174

(8) 補助金・負担金の内容

(単位：千円)

補助金・負担金の内容	交付先	令和3年度決算額
職員研修の各種研修参加費	各個人	316

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：子育てトレーナー養成講座・虐待予防のための人材育成支援

事業内容	良好な親子関係を築き、しつけを効果的に行うための「コミュニケーション・スキル」の習得を図るプログラム『ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング』を指導するトレーナーを養成し、地域における子育て講座を開催する。
令和3年度事業実績	該当市町村への訪問説明・受講打診、該当市町村の近郊会場での開催等により、当該講座受講トレーナー「0」の地域が、5市町村から1市町村になった。
実績額（千円）	300

○事業名：児童虐待防止啓発（オレンジリボンキャンペーン等）

事業内容	児童虐待防止推進月間（毎年11月）にあわせ、児童虐待問題について社会全体で深い関心と理解を持つことを目的に、県及び各市町村においてパネル展等の啓発事業を行う。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部縮小して実施した（啓発物品の配布等）
実績額（千円）	356

○事業名：市町村や関係機関等との役割分担及び連携の推進（児童虐待対応強化の一部）

事業内容	「群馬県要保護児童対策地域協議会」の運営や関係機関との連携強化及び協力体制を確保する。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染症の影響により、会議開催は見合わせた。
実績額（千円）	—

○事業名：児童虐待防止医療ネットワーク事業

事業内容	前橋赤十字病院を拠点に、医療従事者の教育研究、地域の中核病院の体制整備支援、関係機関のネットワークを図る。
令和3年度事業実績	前橋赤十字病院を拠点に、医療従事者の教育研修、地域の中核病院の体制整備支援、関係機関との意見交換等を行った。また、開業医向け児童虐待対応リーフレット作成について検討を行った。
実績額（千円）	2,558

○事業名：家庭児童福祉推進事業

事業内容	児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を通じて、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努める。対象の中には、貧困家庭も多く、学校など関係機関と連携し、状況に応じて家庭訪問等を行い必要な支援に繋げる。
令和3年度事業実績	児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を通じて、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努めた。また、関係機関と連携し、状況に応じて家庭訪問等を行い必要な支援に繋げた。
実績額（千円）	6,870（要保護児童対策地域協議会運営支援事業と合算）

○事業名：要保護児童対策地域協議会運営支援事業

事業内容	各児童相談所に児童家庭相談アドバイザーを配置し、助言や対応相談などにより、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営を支援する。
令和3年度事業実績	児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策協議会等を通じて、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努めた。また、関係機関と連携して状況に応じて家庭訪問等を行い、必要な支援に繋げた。
実績額（千円）	6,870（家庭児童福祉推進事業と合算）

○事業名：身元保証人確保対策事業

事業内容	児童の就職等の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料を負担する。また、母子生活支援施設長に対し、市が同負担をした場合、損害保険料の一部を補助する。
令和3年度事業実績	必要とする施設長等及び児童による事業の利用を促進し、児童の自立を支援した。
実績額（千円）	95

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

評価目標	策定時の数値		目標数値		R2年度実績
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	6箇所	R元年度末	35箇所	R4年度末	11箇所
児童虐待死亡件数	4件	H30年度	0件	R6年度	1件
里親等委託率	17.4%	H30年度	42.0%	R6年度	21.8%
里親登録世帯数（世帯）	153	H30年度末	222	R6年度末	209

(注) 令和3年度の実績は非公表となっているため、令和2年度実績を記載している。

②達成状況

上記①参照

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）成果指標の見直しについて（意見 13）

事業の成果指標として掲げられている4項目のうち、2項目（市町村子ども家庭支援拠点の設置件数、児童虐待死亡件数）は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能、かつ、公表可能な項目を成果指標とすべきである。

（現状及び問題点）

家庭児童福祉推進事業の成果指標として、4項目を掲げている。里親等委託率及び里親登録世帯数は群馬県が主体として実施しておりある程度コントロールが可能であるが、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数及び児童虐待死亡件数は、県としてはコントロールできない数値である。また、当該事業における成果指標4項目について令和3年度実績は国が非公表としていることを背景に県としても非公表との方針であるが、どのような理由があるにせよ公表しない項目を成果指標として設定することは適さないと考える。

（改善策）

コントロール可能、かつ、公表可能な項目を成果指標とすべきである。

（2）「群馬県要保護児童対策地域協議会」の開催について（意見 14）

「群馬県要保護児童対策地域協議会」を令和3年度は1回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

しかし、令和3年度においてはWebによる会議も浸透していたことから、Webにより会議を実施し、要保護児童及び要支援児童等の現状把握等を行うべきであったと考える。

（現状及び問題点）

群馬県要保護児童対策地域協議会は、以下に掲げる事項について、情報交換及び協議を行うものとされている。

- ① 関係機関の連携強化
- ② 要保護児童及び要支援児童等の現状把握
- ③ 要保護児童の発生防止の取り組み及び援助方法の研究
- ④ 児童相談所の管轄区域を単位とした地域別活動への支援
- ⑤ 要保護児童対策の県民への啓発活動の展開
- ⑥ その他、目標達成のために必要と認められる事項

また協議会の関係機関及び団体は以下のとおりである。

- ① 国又は地方公共団体の機関

前橋地方務局人権擁護課、群馬県生活子ども部、群馬県児童相談所（中央・西

部・東部)、群馬県女性相談所、群馬県こころの健康センター、群馬県立小児医療センター、群馬県教育委員会義務教育課、群馬県警察本部子供・女性安全対策課

② 法人

公益社団法人群馬県医師会、公益社団法人群馬県歯科医師会、公益社団法人群馬県看護協会、公益社団法人群馬県助産師会、一般社団法人群馬県私立幼稚園・認定こども園協会、国立大学法人群馬大学、一般社団法人群馬県社会福祉士会

③ その他の者

前橋赤十字病院、群馬県小児科医会、群馬弁護士会、群馬県乳児福祉協議会、群馬県児童養護施設連絡協議会、群馬県保育協議会、群馬県民生委員児童委員協議会、主任児童委員連絡会議、群馬県公認心理士会、群馬県医療ソーシャルワーカー協会、群馬県市長会、群馬県町村会、群馬県国公立幼稚園・こども園長会、群馬県小学校長会、群馬県中学校長会

令和2年度は、「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」の制定という大きなトピックスがあったため、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの書面開催を行った。令和3年度は開催予定であったが条例や計画制定等がなかったため、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

しかし、令和3年度では、令和2年度とは異なり、新型コロナウイルス感染症への対策も浸透してきており、各種ツールを用いたWeb会議も盛んになっていた。令和2年度は書面開催であり、制度の周知は行ったが意見交換はなされていない。新型コロナウイルス感染症の影響により、要保護児童及び要支援児童等を取り巻く環境は一層厳しくなっていることを考慮すると、令和3年度においては、Web会議等により、現状把握や意見交換等を従来以上に実施することが望ましかったのではないかと考える。

(改善策)

令和3年度においては各種ツールを用いたWebによる会議も浸透していたことから、会議を見合わせるのではなくWeb等により会議を実施し、要保護児童及び要支援児童等の現状把握やコロナ禍における対応策等の意見交換を行うべきであったと考える。今後は、Webによる会議も積極的に開催することを検討することが望まれる。

(3) 「群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実績報告書の提出期限について (意見 15)

事業期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日であるが、前橋赤十字病院長は群馬県知事に対し、実施した委託業務に関する実績報告書を令和4年3月31日までに提出するものとされている。

事業の実施期間の後、実績報告書の提出期限までには時間的猶予がないことから、年度末の事業が適切に実施できるよう、事業委託先と適宜調整しながら進めるべきである。

(現状及び問題点)

児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、医療機関には頭部外傷をはじめ、虐待を疑わせる児童の受診も多い。このため、前橋赤十字病院を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行い、児童虐待対応の向上を図ることを目的としたのが群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業である。

事業期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日であるが、前橋赤十字病院長は群馬県知事に対し、実施した委託業務に関する実績報告書を令和4年3月31日までに提出するものとされている。

事業の実施期間が令和4年3月31日までであるにも関わらず、同日までに実績報告書を提出することとされているため、3月下旬に実施した内容は報告書に記載されないか又は実施しない可能性がある。

(改善策)

事業の実施期間の後、実績報告書の提出期限までには時間的猶予がないことから、年度末の事業が適切に実施できるよう、事業委託先と適宜調整しながら進めるべきである。

■ 1 4. 児童相談・一時保護事業

(児童福祉・青少年課 家庭福祉係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	1,111,504	1,068,645	42,859	
令和2年度	203,112	184,652	18,460	
令和3年度	215,617	126,529	89,088	

(2) 事業目的

- ① 児童虐待をはじめ、児童に関するあらゆる相談に応じるため、県内に3か所の児童相談所及び支所1か所を設置し、相談・調査・判断業務や、必要に応じて児童の保護を行う。
- ② 医学診断に対応するため精神科医師等を配置するほか、24時間・365日対応の電話相談を開設し、緊急を要する相談、通告にも迅速に対応する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童福祉法
-------	-------

(4) 事業計画及び内容

県内3か所(中央・西部・東部)の児童相談所及び中央児童相談所北部支所において、児童や家庭に関する相談に対応するとともに、児童の安全確保のため一時保護を行う。また、子どもの権利擁護のための取組を強化する。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① 中央児童相談所の運営等 | 42,501千円 |
| ② 精神科医師等の設置 | 5,832千円 |
| ③ 「こどもホットライン24」電話相談の設置 | 11,550千円 |
| ④ 児童相談所一時保護所(中央児相・東部児相)の運営 | 32,767千円 |
| ⑤ 一時保護所の会計年度任用職員等の配置 | 109,319千円 |

(5) 財源(令和3年度当初予算)

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
23,150(11%)	1,624(1%)	-(—%)	190,843(88%)	215,617(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	40,321	会計年度任用職員報酬
給料	24,862	会計年度任用職員給料
手当	14,035	会計年度任用職員期末手当
共済費	10,587	会計年度任用職員共済費
旅費	1,170	会計年度任用職員通勤手当
需用費	5,625	一時保護所光熱費
役務費	97	賠償責任保険料
委託料	26,864	一時保護所調理業務委託
備品費	190	一時保護所洗濯機
償還金	2,778	令和2年度新型コロナ緊急包括支援金事業実績に基づく返還(会計年度雇用関係)
合計	126,529	

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
【中央児童相談所】		
児童一時保護所等調理業務(人件費)	一般競争入札	12,870
産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託業務	随意契約	75
グリストラップ清掃業務	随意契約	99
自家用電気工作物保安管理業務委託	随意契約	194
インフルエンザワクチン接種	随意契約	112
【東部児童相談所】		
一時保護所調理業務委託(人件費等)	一般競争入札	12,804
グリストラップ清掃業務	随意契約	182
グラウンド除草業務委託	随意契約	99
特別清掃業務委託	随意契約	113
第三者評価委託業務	随意契約	231
インフルエンザワクチン接種	随意契約	85
合計		26,864

(8) 補助金の内容
該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：児童相談事業

事業内容	児童相談所において、関係機関と連携しながら子育て相談や虐待通告への対応、社会的養護の必要となった子どものケアなどを行う。
令和3年度事業実績	児童相談所において、関係機関と連携しながら、子育て相談や虐待通告への対応、社会的養護の必要となった子どものケアなどを行った。
実績額（千円）	36,837

○事業名：電話相談（こどもホットライン24）事業

事業内容	中央児童相談所に「こどもホットライン24」を設置し、24時間・365日体制で、子どもに関するあらゆる電話相談に応じる。
令和3年度事業実績	中央児童相談所に「こどもホットライン24」を設置し、24時間・365日体制で、子どもに関するあらゆる電話相談に応じた。
実績額（千円）	11,309

○事業名：児童福祉に関する専門職の配置事業

事業内容	児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等専門職の配置を充実させる。また、研修等により資質向上を図る。
令和3年度事業実績	児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等専門職の配置を充実させる。また、研修等により資質向上を図った。
実績額（千円）	63,291

○事業名：在宅情緒障害児訓練等（児童相談の一部）

事業内容	ひきこもりや不登校などの発達障害の早期発見・早期支援の体制整備を図るため、行動観察実施マニュアル等を整備し、市町村保健師等を対象に研修を実施する。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染症のため、実施しなかった。
実績額（千円）	—

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

評価目標	策定時の数値		目標数値		R3年度実績
児童虐待死亡件数	4件	H30年	0件	R6年	2件

②達成状況

上記①参照

(11) デジタル技術の活用状況

令和元年12月よりソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の一つである「LINE（ライン）」を活用した窓口を開設し、子育て不安、児童虐待、家族や友だちとの悩みなどの相談を受け付けている。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 成果指標について（意見 16）

事業の成果指標として掲げられている児童虐待死亡件数は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能な項目を成果指標とすべきである。
--

(現状及び問題点)

児童相談・一時保護事業の成果指標として、児童虐待死亡件数を掲げているが、これは群馬県ではコントロールできない数値であるため、成果指標には適さないと考える。

(改善策)

コントロール可能な項目を成果指標とすべきである。

■ 1 5. 母子保健対策事業

(児童福祉・青少年課 母子保健係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	60,230	53,264	6,966	
令和2年度	65,001	169,632	△104,631	
令和3年度	65,277	56,931	8,346	

※令和2年度の決算額が当初予算を大幅に超過した理由について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度内に、不安を抱える妊婦に対する分娩前のPCR検査実施事業、新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦のうち健康面や出産後の育児などに不安を感じ支援を希望する者に対する専門職によるケアや相談支援実施事業を、補正予算を組んだ上で実施したためである。

なお、PCR検査に関しては、令和2年度内に行政検査の支援体制が整ったため、令和3年度以降に母子保健対策事業として予算を確保する必要がなくなった。

(2) 事業目的

市町村の各種母子保健事業の支援を行い、母子保健等関係であらゆる健康レベルにある子どもたちの健全な発育・発達を支援する。

また、子どもの死因究明を行い、効果的な予防策を検討する。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	母子保健法
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

(4) 事業計画及び内容

- ① 市町村の技術支援、広域的な事業調整等 4,993千円
市町村に対する研修の実施、妊婦健診の集合契約の締結等を行っている。
- ② 思春期保健対策事業 4,000千円
思春期にある子ども達等の若年世代に対し、生涯を通じた健康と性に関する正しい知識を伝え、自身のライフデザインを考える機会を提供する事業である。

- ③ 妊娠・出産支援事業 206 千円
母子健康手帳別冊及び妊娠届出書冊子等を作成し、市町村を通じて県内の妊婦に配布するなどしている。
- ④ 母子保健企画推進・3歳児検診検討会議の開催 380 千円
県内の市町村が実施する3歳時検診の検討会議を開催している。
- ⑤ 発達障害児早期発見支援事業 639 千円
県内の市町村が行う検診に対する支援事業である。行動観察マニュアルの作成、配布、周知啓発等を実施している。
- ⑥ 先天性代謝異常等検査事業 43,817 千円
先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見するため、県内で出生した新生児のうち、その保護者が検査を希望して同意書兼申込書を提出した全ての新生児を対象に行う検査事業である。
検査は、公益財団法人群馬県健康づくり財団に委託して実施している。また、検査期間の制度の維持向上を図り、疾患の発見漏れや過剰診断を防止するため、制度管理業務については専門機関に委託している。検査結果の判定や精密検査が必要となった新生児の治療等に関し、速やかに指導・助言を得られるようにするためのコンサルティング業務契約も締結している。
- ⑦ 新生児聴覚検査事業 276 千円
令和3年度においては、「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達チェックリスト」の外国語への翻訳事業を実施した。令和3年度は4か国語（英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語（簡体語）への翻訳を行った。
- ⑧ 旧優生保護法一時金支給等業務事務事業 205 千円
旧優生保護法下で生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられた者に対して一時金を支給する国の事業について、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき、受付・相談等の業務を行うものである。対象者への広報として、チラシの作成・印刷、ラジオ等での情報発信等も行っている。
- ⑨ 子どもの死因究明（CDR）体制整備モデル事業 10,000 千円
死亡した子どもの死因等に関する様々な情報を基に多角的な検証を行うことで、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子供の死亡を減らすことを目的とした事業である。県では、子どもの死因究明（Child Death Review）制度化に向けた国のモデル事業として、令和2年度から実施している。
- ⑩ 母子保健委託事業

妊娠届出書の産婦人科医への配布、妊産婦を支援する医師、助産師、看護師等を対象とした講習会の実施等を行う事業である。これらの事業は群馬県産婦人科医会に委託して実施している。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
12,810(20%)	51(0%)	0(0%)	52,416(80%)	65,277(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	2,376	会計年度任用職員給与
期末手当	505	会計年度任用職員期末手当
共済費	477	会計年度任用職員共済費
報償費	623	講師謝金
旅費	49	会計年度任用職員通勤手当、講師旅費
需用費	2,063	母子手帳別冊、妊婦検診受診票等印刷
役務費	152	郵送代等
委託費	50,602	思春期保健事業、先天性代謝異常検査委託、CDR委託
償還金利利子及び割引料	84	国庫補助金額の確定に伴う返還金
合計	56,931	

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
思春期保健対策事業	公募型プロポーザル	3,260
先天性代謝異常等検査業務委託	随意契約 (単価契約)	39,100

先天性代謝異常等検査に係る精度管理業務委託	随意契約	790
先天性代謝異常等検査に係るコンサルティング業務	随意契約	50
子どもの死因検証 (CDR) 体制整備モデル事業	随意契約	7,252
複写サービス事業	随意契約 (単価契約)	14
群馬県妊産婦支援指導事業	随意契約	100
妊娠届出指導業務委託	随意契約	50

(8) 補助金の内容

該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：地域母子保健対策事業

事業内容	市町村における乳幼児健診や妊婦健康診査等、母子保健事業が円滑に行われるよう広域的な事業調整などの支援を行う。 母子保健関係機関との連携を図る。 母子健康手帳別冊、妊産婦健康診査受診票等を作成し、妊産婦支援を行う。
令和3年度事業実績	妊産婦健診や産後ケア等、市町村を一括して集合契約を行う等し、母子保健事業提供の均てん化を図った。 先天性代謝異常等検査事業事務局を運営し、該当児童やその家庭の支援のため、市町村や医療機関との連携を図った。 母子健康手帳別冊、妊産婦健康診査受診票等を作成し、各市町村に必要部数を配布した。
実績額 (千円)	4,603

○事業名：母子保健教育研修事業

事業内容	母子保健に関する各種研修会等を通じて関係者の知識等の向上を図る。
令和3年度事業実績	「母子保健における児童虐待防止について」をテーマに

	令和3年9月、令和4年1月に開催する予定で準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（第5波、第6波）による行動制限を要したため、急遽開催を見送った。援助職による援助に関する研修であることから、対面開催にこだわり企画していたため、オンラインでの実施は行わないこととした。 実績額は、事前準備の際の消耗品費等である。
実績額（千円）	155

○事業名：母子保健企画推進事業

事業内容	マニュアルに基づいた3歳児健康診査の眼科検査と検尿について、精度管理及びマニュアルの修正等を検討し、乳幼児健康診査の体制整備を行う。
令和3年度事業実績	3歳児健康診査の眼科検査及び検尿に関する検討会議を開催し、手引きの見直しや精度管理を行った。
実績額（千円）	254

○事業名：先天性代謝異常等検査事業

事業内容	県内で出生した全ての新生児を対象に先天性代謝異常等検査を実施することで異常を早期に発見し、早期治療を促すことで心身障害の発症を予防する。
令和3年度事業実績	公益財団法人群馬県健康づくり財団に委託し、県内で出生した全ての新生児を対象に先天性代謝異常等検査を実施した。検査結果の判定や精密検査が必要となった新生児の治療等に関しては、コンサルティング業務契約を締結している医師から速やかに指導・助言を受けた。
実績額（千円）	40,151

○事業名：新生児聴覚検査体制整備事業

事業内容	市町村における新生児聴覚検査について、難聴の早期発見、早期支援のため、マニュアルの整備や、研修会を行う。
令和3年度事業実績	「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達チェックリスト」の翻訳を行い、各市町村に提供した。令和3年度においては4か国語（英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語（簡体語））への翻訳を行った。
実績額（千円）	78

○事業名：思春期保健対策事業

事業内容	思春期にある子ども達等の若年世代へ、生涯を通じた健康と性に関する正しい知識を伝え、自身のライフデザインを考える機会を提供する。
令和3年度事業実績	高校生25名をプロジェクトメンバーとし、探究学習や動画制作を通して、健康や性に関する正しい知識の普及啓発を促進した。また、カード配布により、各種相談窓口の周知を行った。令和3年度においては、公募型プロポーザルにより委託業者を選定し、事業を実施した。
実績額（千円）	3,261

○事業名：妊娠・出産包括支援推進事業

事業内容	市町村において、妊産婦を妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援する体制が整備できるよう、研修会等を開催する。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修会の開催は中止となった。各市町村に調査を行い、母子保健事業の実施状況をフィードバックした。
実績額（千円）	90

○事業名：発達障害児早期発見支援事業

事業内容	乳幼児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援の体制整備の強化を図るため、行動観察実施マニュアル等を整備し、市町村保健師等を対象に研修会を開催する。
令和3年度事業実績	3歳児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援の体制強化を図るため、行動観察実施マニュアルを作成するとともに、コロナ禍における行動観察及び事後フォローの工夫に関して、市町村保健師等を対象とする研修会を開催した。同研修については、オンラインで開催した。
実績額（千円）	404

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

子育て世代包括支援センター設置市町村数について、以下の目標数値を設定している。

策定時の数値		目標数値	
15 市町村	令和元年度末	35 市町村	令和6年度末

②達成状況

令和2年度時点において、目標とする35市町村への子育て世代包括支援センター設置を達成した。

(11) デジタル技術の活用状況

思春期保健対策事業においては、LINE等、SNSを活用した相談体制を整えるなど、デジタル技術を活用している。

また、研修についても、オンラインでの実施が可能なものはオンラインで実施した。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 契約書の作成について（指摘1）

契約書原本を作成する際には、契約の重要な事項を、後から簡単に修正可能な鉛筆書きで記載することは、避けるべきである。

仮に、契約金額等を記入し忘れて空欄のまま作成してしまった場合には、鉛筆書きで補充するのではなく、改めて疑義の生じない形式の契約書を作り直すようにすべきである。

(現状及び問題点)

令和3年度に当該事業に関して締結した委託契約において、県に保管されている契約書原本の委託料の記載で鉛筆書きのものがあった。委託契約における委託金額は、契約の重要な事項であり、事後的に誤りが生じないようにする必要性が高いものである。

重要な部分が鉛筆書きで記載されている契約書では、後から契約内容について疑義が生じかねない。

(改善策)

契約書原本を作成する際には、契約の重要な事項を、後から簡単に修正可能な鉛筆書きで記載することは本来避けるべきである。

仮に、契約金額等を記入し忘れて空欄のまま作成してしまった場合には、鉛筆書きで補充するのではなく、改めて疑義の生じない形式の契約書を作り直すようにすべきである。

(2) 謝金と交通費の区別について (意見 17)

交通費の金額を実態に合わせる形に見直すか、あるいは名目上交通費として支給されているものではあっても、実質的には報酬として支払われているものについては報酬として取り扱うよう、委託先への働きかけを徹底すべきである。

(現状及び問題点)

委託事業として実施されている子どもの死因究明 (CDR) 体制整備モデル事業に関し実施されている会議においては、公務員以外の会議出席者に対し交通費として一律 10,000 円が支給されていた。また、出席者に対し交通費 10,000 円の他に謝金として 11,000 円を支払うこととし、謝金として支払う 11,000 円についてのみ源泉徴収を行って支払いをしているものもあった。

当該事業に関する資料では会議の出席者は全て県内在住の者で、会議開催地の近隣の市町村の者であり、会議出席にあたって 10,000 円もの交通費が通常掛かるとは考えられない。すなわち、一律 10,000 円の交通費は、交通費との名目で支払われているものの、その実態としては報酬として支払われているものと考えられる。実態が報酬であるものについては、名目を問わず、源泉徴収の対象とされるべきである。

(改善策)

交通費の金額を実態に合わせる形に見直すか、あるいは名目上交通費として支給されているものではあっても、実質的には報酬として支払われているものについては報酬として取り扱うよう、委託先への働きかけを徹底すべきである。

■ 16. 女性の健康支援事業

(児童福祉・青少年課 母子保健係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	221,206	191,212	29,994	
令和2年度	199,169	712,544	△513,375	
令和3年度	659,914	712,954	△53,040	

令和2年度の決算額が当初予算額に比して大幅に増加したのは、令和3年1月1日より、特定不妊医療費助成事業が基金事業（群馬県安心こども基金）に変更となったためである。

(2) 事業目的

女性は妊娠・出産等、各ライフステージにおける特有の心身の悩みを抱えることが多いことから、気軽に相談できる体制の整備や経済的支援を行い、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的としている。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	母子保健法第5条、第8条、第8条の2、第8条の3、第9条
-------	------------------------------

(4) 事業計画及び内容

- ① 不妊・不育専門相談センター 1,882千円
不妊・不育症に悩む方を対象に、専門医による個別面談方式の相談を実施する事業である。委託事業として実施している。
- ② 女性健康支援センター
生涯に渡る女性の健康支援及び思いがけない妊娠に対する支援のための相談支援を行う事業である。委託事業として実施しており、相談は電話やSNSを利用して受け付けている。
- ③ 特定不妊治療費助成事業
体外受精及び顕微授精等の特定不妊治療及び高度な男性不妊治療について助成を行い、子どもを望むカップルの経済的な負担軽減を図る事業である。国の制度に基づき実施している事業であり、夫婦のいずれか一方あるいは両者が、中核市（前橋市・高崎市）を除く県内市町村に住所を

有する者に対し、治療に応じた助成を行っている。もともとは補助事業であったが、令和3年1月1日より基金事業となった。

助成の具体的な状況は、以下のとおりである（令和3年3月26日現在）。

ア 助成対象者

- ・ 特定不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む。）で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ・ 夫婦のいずれか一方あるいは両者が、中核市（前橋市・高崎市）を除く県内市町村に住所を有すること。
- ・ 過去、都道府県・政令指定都市・中核市が実施する同様の特定不妊治療の助成を受けた回数が上限に達していないこと。
- ・ 助成を申請しようとする治療を開始したときの妻の年齢が43歳未満であること。

イ 対象となる治療

体外受精又は顕微授精（治療中で行う男性不妊治療手術も含む。）

ウ 助成額（上限額。上限未満の場合はその金額を助成。）

- ・ 男性不妊治療費（精子を精巣等から直接採取するための手術を行った場合）
1回の治療あたり上限30万円
- ・ 女性不妊治療費
 - A 新鮮胚移植を実施 30万円
 - B 凍結胚移植を実施 30万円
 - C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 10万円
 - D 体調不良等により移植の目処が立たず治療終了 30万円
 - E 受精できず 30万円
 - F 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止、妻は採卵し卵が得られたが、夫の精子が得られないため治療終了 10万円

エ 助成回数

- ・ 40歳未満：43歳になるまでに1子ごとに通算6回まで
- ・ 40歳以上43歳未満：43歳になるまでに1子ごとに通算3回まで

・43歳以上：なし

*初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢

*リセットする場合：リセット後初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢

オ 申請期限

治療終了月の3か月後の月の末日。

なお、中核市については市が助成を行っており、県は市が対象者に対して支払う助成金の2分の1の金額を、補助金として中核市に対して支出している。

④ 不育症検査費用助成事業

令和3年度において保険適用とされていなかった先進医療に対する助成制度である。令和3年度に同事業の対象とされていた先進医療が令和4年度からは保険適用となったため、現在は対象となる先進治療がない状況である。(令和4年11月14日現在)

なお、令和3年度に助成対象となっていた先進医療を実施できる医療機関が、令和3年度において群馬県内になかったため、令和3年度の実績はゼロであった。

(5) 財源 (令和3年度当初予算)

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
224,905(34%)	427,305(65%)	0(0%)	7,704(1%)	659,914(100%)

その他特定財源は安心こども基金である。

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	293	会計年度任用職員給与
報償費	918	臨時職員(助産師)雇上げ(給与)
旅費	68	会計年度任用職員通勤手当
需用費	187	消耗品費
役務費	111	通信費、郵送料等
委託費	7,157	不妊・不育専門相談センター事業委託、女性健康支援センター事業委託
負担金補助及び	193,446	特定不妊助成補助金(中核市)

交付金		
扶助費	394,395	特定不妊治療助成金
積立金	116,379	安心こども基金への積立金
合計	712,954	

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
不妊・不育専門相談センター事業業務委託	随意契約	1,782
ぐんま女性の健康・妊娠SOS相談センター事業業務委託	公募型プロポーザル	5,405

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業費補助金	前橋市、高崎市	193,446

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：不妊・不育専門相談センター事業

事業内容	不妊に悩む夫婦等が気軽に不妊・不育症の相談を受けられるよう専門医師等による個別面談方式の不妊相談を実施する。
令和3年度事業実績	不妊・不育専門相談センターを開設し、月2回専門医による相談を実施した。相談は事前予約制で、産婦人科医による個別面接を原則としている。 令和3年度の具体的な実績は、以下のとおりである。 ・不妊相談（来所）：44組、63人 ・不育相談（来所）：11組、28人
実績額（千円）	1,882

○事業名：ぐんま女性の健康・妊娠 SOS 相談センター事業

事業内容	生涯にわたる女性の健康の保持増進と、予期しない妊娠への支援を図るため、気軽に相談できる電話及び SNS による相談窓口の設置と、必要により、医療及び行政機関等への同行支援を行う。
令和 3 年度事業実績	ぐんま女性の健康・妊娠 SOS 相談センター事業により、夜間の電話相談と SNS 相談に対応した。適宜医療機関や市町村等に同行する等の直接サポートや妊娠判断のための診察費用の負担を行った。令和 3 年度においては、公募型プロポーザルにより委託業者を選定し、事業を実施した。令和 3 年度の具体的な実績は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談延べ件数：132 件 ・サポート事業相談者実件数：16 件 ・SNS 相談実件数：183 件
実績額（千円）	5,405

○事業名：特定不妊治療費助成事業

事業内容	保険適用外の体外受精及び顕微授精等特定不妊治療への医療費助成や高度な男性不妊治療への助成を行い、子どもを望む世帯の経済的な負担軽減を図る。
令和 3 年度事業実績	子どもを望む夫婦等を対象として、体外受精及び顕微授精等の特定不妊治療費助成を実施した。
実績額（千円）	705,768

○事業名：不育症検査費用助成事業

事業内容	不育症検査費用の一部助成を行う。
令和 3 年度事業実績	国の実施要綱に基づき不育症検査費用の助成制度を創設した。 なお、国の実施要綱上助成対象となっていた先進医療を実施できる医療機関が、令和 3 年度において群馬県内になかったため、実績はゼロであった。
実績額（千円）	—

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

女性健康支援センターにおいては、SNS を活用した相談を受け付けている。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 1 7. 母子家庭等自立促進対策事業

(児童福祉・青少年課 ひとり親家庭支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	86,715	64,710	22,005	
令和2年度	63,094	63,669	△575	
令和3年度	62,059	62,127	△68	

(2) 事業目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づき、ひとり親家庭の自立のための相談支援や就労支援、子育て支援等を行い、福祉の増進を図ることを目的としている。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(4) 事業計画及び内容

- ① 母子・父子自立支援事業 15,547万円
ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談指導を行うため、各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や各種相談に応ずる。
- ② 母子家庭等就業・自立支援センター事業 3,195万円
ひとり親家庭の親などの就業を促進するため、カウンセリング及び市町村巡回相談、無料職業紹介、求人情報の収集・提供、雇用開拓、就業支援講習会の開催等総合的な就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費に関する弁護士相談等を実施する。また、母子・父子自立支援員及び自立支援員と連携する相談関係職員の資質向上を図るための研修会を開催する。
なお、同事業は、全て、一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会に委託して実施されている。令和3年度の実績は、以下のとおりである。
 - ・就業相談、養育費相談：通年
 - ・市町村巡回相談（8～12月）
 - ・パソコン講習会（10～11月）

- ・弁護士による養育費等無料相談会（年3回）
- ・相談関係職員研修会（11月）

③ 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭の生活費の負担軽減、ひとり親家庭の親や子の自立を図るため、ひとり親家庭の親や子に対し、給付金を支給する事業である。具体的な給付金の内容等は、以下のとおりである。

ア 自立支援教育訓練給付金

- ・概要：ひとり親家庭の親が、就業による自立を図るために資格取得等を目指して教育訓練講座を受講し修了した場合に、その受講費用の6割（教育訓練給付金の支給額を差し引いた額）を支給する。
- ・支給対象者：ひとり親家庭の親

イ 高等職業訓練給付金

- ・概要：ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の就職に有利な資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に高等職業訓練修了支援給付金を給付する。
修業している期間の給付金額は月額10万円（課税世帯は70,500円）、修了時の給付金額は5万円（課税世帯は25,000円）である。
- ・支給対象者：ひとり親世帯の親

ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

- ・概要：ひとり親家庭の親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に、費用の一部を支給する。また、受講修了から2年以内に全科目に合格した場合には、上乘せして費用の一部を支給する。
受講修了時の給付金額は受講費用の4割、合格時の給付金額は受講費用の2割である。
- ・支給対象者：ひとり親家庭の親及び子

④ ひとり親家庭子育て支援事業 3,750千円

ひとり親家庭等において、仕事や病気などで一時的に子育てが困難な場合に、ファミリー・サポート・センター又は保健福祉事務所において、子育て支援者を紹介するとともに、その利用料の一部を補助するものである。

⑤ ひとり親家庭学習支援事業 967 千円

ひとり親家庭の小学生を対象とした学習支援である。ひとり親家庭の子に学習の習慣を身につけ、意欲の向上を図るとともに、ひとり親家庭の子が抱える様々な悩みに寄り添い精神的に支えることを目的としている。また、親同士の交流の機会を作ることで孤立を防止し、ひとり親家庭特有の悩みを共有し自立を促進している。

令和3年度においては、一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会に委託して実施するとともに、玉村町が事業実施主体として運営する学習支援に対しては運営費の4分の3を補助した（国庫2分の1）。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
17,516(28%)	24(0%)	0(0%)	44,519(72%)	62,059(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	10,916	母子・父子自立支援員報酬
手当等	1,387	母子・父子自立支援員手当
共済費	1,275	母子・父子自立支援員共済費
報償費	88	全国ひとり親世帯等調査調査員手当
旅費	293	母子・父子自立支援員通勤手当
需用費	310	事務費
役務費	641	母子・父子自立支援員通信費
委託料	10,588	母子父子寡婦福祉資金貸付業務電算委託 母子家庭等就業・自立支援センター委託
使賃料	2,350	母子父子寡婦福祉資金貸付業務に係るサーバー賃借料
負担金補助及び交付金	34,171	母子父子寡婦福祉協議会運営費補助 高等職業訓練促進給付金

償還金利子及び割引料	108	過年度の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の額確定による返還金
合計	62,127	

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
群馬県母子・父子自立支援プログラム策定事業委託	随意契約 (単価契約)	40
群馬県母子家庭等就業・自立支援センター事業委託	随意契約	3,167
親子ふれあい交流事業委託	随意契約	180
ひとり親家庭学習支援事業委託	随意契約	381

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
ひとり親家庭学習支援事業費補助	玉村町	371
ひとり親家庭子育て支援事業費補助	前橋市ファミリー・サポート・センター他14団体	2,918
(一財)群馬県母子寡婦福祉協議会運営費補助	(一財)群馬県母子寡婦福祉協議会	3,762
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助(国9/10、県1/10)	(社福)群馬県社会福祉協議会	9,938

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：ひとり親家庭学習支援事業

事業内容	ひとり親家庭の小学生を対象とした学習支援により、学習の習慣を身につけ、意欲の向上を図るとともに、ひとり親家庭の子が抱える様々な悩みに寄り添い精神的に支える。また、親同士の交流の機会を作ることで孤立を防止し、ひとり親家庭特有の悩みを共有し自立を促進する。
令和3年度事業実績	前橋教室については、親への支援を強化して、自立を促進

	した。玉村教室については、運営費の 3/4 を補助し支援をした。(国庫 1/2)
実績額 (千円)	753

○事業名：母子・父子自立支援事業

事業内容	各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や各種相談に応じる。
令和 3 年度事業実績	随時、ひとり親家庭等の各種相談に応じた。
実績額 (千円)	24, 285

○事業名：母子家庭等特別相談事業

事業内容	県保健福祉事務所において、ひとり親世帯等を対象として、専門的知識を必要とする相談事項(養育費等)について、弁護士等による相談事業を実施し、問題解決を図る。
令和 3 年度事業実績	相談実績はなかった。
実績額 (千円)	—

○事業名：母子家庭等就業・自立支援センター事業

事業内容	ひとり親家庭の親などの就業を促進するため、カウンセリング及び市町村巡回相談、無料職業紹介、求人情報の収集・提供、雇用開拓、就業支援講習会の開催等総合的な就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費に関する弁護士相談等を実施する。また、母子・父子自立支援員及び自立支援員と連携する相談関係職員の資質向上を図るための研修会を開催する。
令和 3 年度事業実績	県母子会に委託し、以下のとおり、実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談、養育費相談 (通年) ・市町村巡回相談 (8~12 月) ・パソコン講習会 (10~11 月) ・弁護士による養育費等無料相談会 (年 3 回) ・相談関係職員研修会 (11 月)
実績額 (千円)	3, 167

○事業名：母子家庭等自立支援給付金事業 (自立支援教育訓練給付金事業)

事業内容	ひとり親家庭の親が、就業による自立を図るために資格取得等を目指して教育訓練講座を受講した場合、受講費
------	--

	用の一部を支給する。
令和3年度事業実績	教育訓練講座修了時に受講費用の6割（教育訓練給付金の支給額を差し引いた額）を支給した。 ・支給件数 2件
実績額（千円）	90

○事業名：母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

事業内容	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得を目指して1年以上養成機関で修業する場合、訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。
令和3年度事業実績	修業している期間、月額10万円（課税世帯は7万500円）、修了後に5万円（課税世帯は2万5000円）を支給した。 ・支給件数 18件
実績額（千円）	17,796

○事業名：母子家庭等自立支援給付金事業（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）

事業内容	ひとり親家庭の親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、費用の一部を支給する。また、受講修了から2年以内に全科目合格した場合、上乘せして費用の一部を支給する。
令和3年度事業実績	支給実績はなかった。
実績額（千円）	—

○事業名：ひとり親家庭高等就業訓練促進資金貸付事業

事業内容	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸し付けを行う。なお、養成機関を修了して資格習得した日から1年以内に就職し、5年間従事した場合は、貸付金の返還は免除となる。
令和3年度事業実績	県社協に委託し、実施した。令和3年度の貸付件数は以下のとおりである。 ・入学準備金 10人 ・就職準備金 1人 ・住宅支援資金 2人
実績額（千円）	4,418

○事業名：自立支援プログラム策定事業

事業内容	児童扶養手当受給者のニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携しながら就業に結びつけ、自立促進を図る。
令和3年度事業実績	県母子会に委託し、実施した。 ・プログラム策定件数 2件
実績額（千円）	40

○事業名：親子ふれあい交流事業

事業内容	ひとり親家庭等を対象としたレクリエーション事業、講習会事業等を開催し、親と子及び家庭間の交流を深めながら、児童の健全育成とひとり親家庭等の自立促進を図る。
令和3年度事業実績	県母子会に委託し、実施した。令和3年度においては23の事業が予定されていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、18の事業が中止となった。 参加者1人あたりの補助額は、以下のとおりである。 ・レクリエーション事業：500円～1,000円 ・講習会・体験事業：一律2,000円
実績額（千円）	181

○事業名：ひとり親家庭子育て支援事業

事業内容	ひとり親家庭等において、仕事や病気などで一時的に子育てが困難な場合にファミリー・サポート・センター又は保健福祉事務所において子育て支援者を紹介し、その利用料の一部を補助する。
令和3年度事業実績	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用費用の一部を助成し、子育てと就業の両立を援助し、自立促進を図った。
実績額（千円）	2,918

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

ひとり親世帯の正規雇用率について、以下の目標数値を設定している。

	策定時の数値（平成 28 年度）	目標数値（令和 3 年度）
母子世帯	43.3%	45.0%
父子世帯	64.6%	69.0%

②達成状況

令和 3 年 8 月時点における達成状況は、以下のとおりである。

- ・母子世帯：47.6%
- ・父子世帯：65.6%

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

ひとり親家庭のための支援制度としては、子どもの養育費の支払を確保するための一助となる公正証書等の作成費用等の一部を補助する制度が、近年、全国の自治体において導入されている。

県では、令和 3 年度まではこのような制度が設けられていなかったが、令和 4 年度より設けられることとなった。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）県内で実施されている子どもの学習支援の一覧の作成について（意見 18）

県内で実施されている学習支援の一覧表について、より一層の周知を図るべきである。

また、今後、現在は掲載されていないひとり親家庭に対する学習支援も含めて掲載するなど、一覧表の内容の充実も図るべきである。

（現状及び問題点）

自治体の実施する子どもを対象とした学習支援事業としては、県の母子家庭等自立促進対策事業の一つとして行われているひとり親家庭学習支援事業の他、県内の各自治体が生活困窮者自立支援事業の対象事業として実施されているものもある。また、NPO法人等が、子どもの居場所づくりなどの活動として、独自で運営しているものもある。

子どもの学習支援を含め、子どもが無料または定額で利用できる県内の子どもの居場所のうち、掲載希望があったものについては、現在、県のホームページにおいて紹介されている。

ただし、県が委託事業として実施しているひとり親家庭に対する学習支援事業については一部未掲載となっている。

また、県のホームページで紹介はされているものの、子どもの学習支援を含めた子どもの居場所に関する情報が、県内全域に周知徹底が図られているとまではいえない。

県が県内の各学校を通じて一覧表の配布等を行えば、子どもにとっての選択肢が増え利用者が増加し、結果として子の福祉により資するものと考えられる。

（改善策）

県内で実施されている学習支援の一覧表について、より一層の周知を図るべきである。

また、今後、現在は掲載されていないひとり親家庭に対する学習支援も含めて掲載するなど、一覧表の内容の充実も図るべきである。

(2) 見積り合せの実施について (意見 19)

当該事業においては、4つの委託事業が実施されているが、これらの委託契約は全て一者随意契約で締結されており、かつ、委託先は全て同一の団体である。全ての委託事業について、同一の団体への委託を長期間継続する必要性と相当性があるかどうかについては慎重な検討が必要であるところ、今後の委託先の選定にあたっては、少なくとも数年に一回程度は例えば見積り合せの実施を検討する等の対応をすべきである。

(現状及び問題点)

当該事業においては、4つの委託事業が実施されているが、これらの委託契約は全て一者随意契約で締結されており、かつ、委託先は全て同一の団体である。

委託先の団体は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項にいう母子・父子福祉支援団体であるところ、同団体が県のひとり親家庭支援団体としてのノウハウと実績を持つ団体であることは理解できる。

しかしながら、全ての委託事業について、同団体への委託を継続する必要性と相当性があるかどうかについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

例えば、ひとり親家庭学習支援事業についていえば、委託先団体が講師派遣等について他のNPO法人に再委託していること、子どもの学習支援については生活困窮者自立支援事業としても県内各自治体で実施されていること、いわゆる「子ども食堂」を運営する団体等の中にも学習支援を実施している団体があることなどの事情もある。現在の委託先が子どものみならずその親の相談に乗る等の役割を果たしているとしても、そのようなひとり親家庭に対する学習支援事業を実施できるのが、現時点においても県内に1つだけとは言い切れない可能性もある。

その他についても、もともとは事業の実施が可能な団体が県内に1つしかないとしても、時代の流れに応じ、実施可能な団体が生まれてくる可能性は否定できない。

(改善策)

今後の委託先の選定にあたっては、金額の適正性を担保するため少なくとも数年に一回程度は例えば見積り合せの実施を検討する等の対応をすべきである。

(3) 前金払の実施の必要性について (意見 20)

委託事業について、事業終了に先立って委託費の一部を前金払する場合には、当該事業の必要経費や委託先の財務状況等を確認の上、その必要性を精査すべきである。

(現状及び問題点)

ひとり親家庭学習支援事業の委託契約書には、委託費の前金払につき、「乙（委託先）は事業に要する経費について、前金払請求書（別紙様式 3）を甲（県）に提出することにより、前金払を受けることができる」旨、別紙様式 3 には「この請求書には、事業計画書及び前金払を必要とする理由書を添付すること」との記載がある。

令和 3 年度において、委託先からの請求書に基づき、委託費の一部が委託先に対して前金払として支払われていた。契約書別紙様式 3 に基づき委託先から提出された理由書によれば、その理由は、「事前に多くの準備・経費を必要とする、当協議会の財政事情は非常に厳しく、立て替え払いが困難な状態にある」とのことである。

しかしながら、前金払請求書及び理由書には、実際にどのような経費の立替が困難であるのかといった事情や、委託先の財務状況等に関する説明は何もなされていなかった。また、同事業の委託金額はもともと比較的少額（委託費全体でも 30 万円程度）であるところ、委託先のホームページに公開されている決算書等からすれば、前金払を行わなければ事業が実施できない財務状況とは推測されない。仮に当該金額を委託先が捻出できないほどの財務状況であれば委託先そのものが委託事業を継続できるかどうかといった異なる問題が生じてくる。

(改善策)

委託事業について、事業終了に先立って委託費の一部を前金払する場合には、当該事業の必要経費や委託先の財務状況等を確認の上、その必要性を精査すべきである。

■ 18. 児童扶養手当支給事業

(児童福祉・青少年課 ひとり親家庭支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	1,143,854	1,085,070	58,784	
令和2年度	895,282	1,105,911	△210,629	
令和3年度	867,501	935,540	△68,039	

当初予算が令和元年度 1,143,854 千円から令和2年度 895,282 千円に下がった理由は、児童扶養手当法の改正により、令和元年11月分の児童扶養手当から、支払回数が「4か月分ずつ年3回」から「2か月分ずつ年6回」に変更されたことによる。移行期間中であった令和元年度は、年度内に15か月分の児童扶養手当を支給することとなったため、予算額が大きくなった。令和2年度からは12か月分に戻ったため、予算額は減少した。

令和2年度において、決算額が当初予算額よりも大幅に増加した理由は、主に、ひとり親世帯臨時特別給付金(6月補正。235,392千円増額。)の影響である。

令和3年度の増減の主な内容は、以下のとおりである。

- ・子育て世帯生活支援特別給付金(2月補正。130,005千円増額。)
- ・児童扶養手当(2月補正。27,136千円減額。)
- ・児童扶養手当(3月専決。32,300千円減額。)

(2) 事業目的

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度である。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童扶養手当法
	児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱
	群馬県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱

(4) 事業計画及び内容

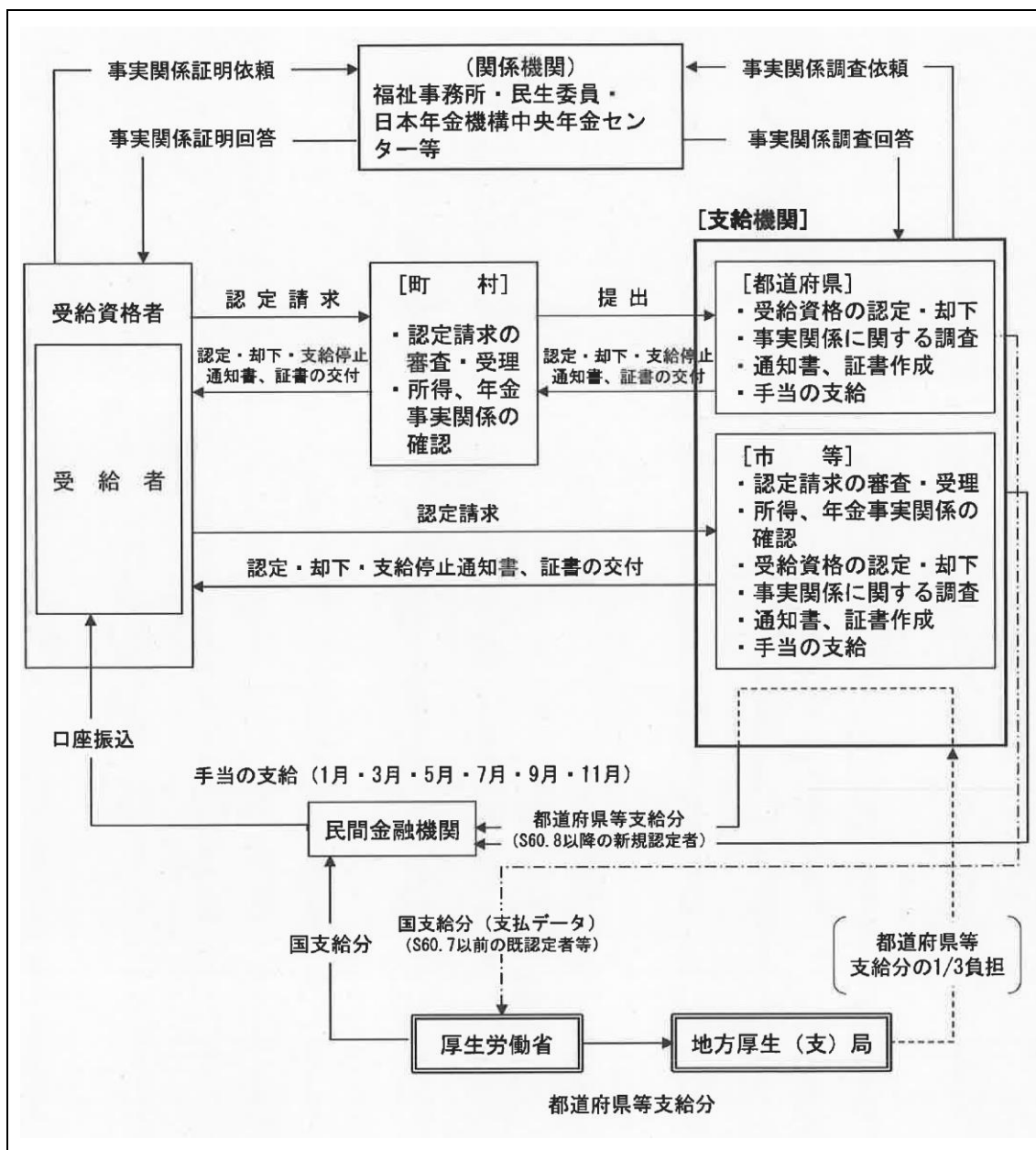
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定程度の重度の障害を有する場合は20歳未満）を監護しているひとり親に対し、生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する（所得制限あり。）。

手当額（月額）は、以下のとおりである。

（単位：円）

	全部支給	一部支給
第1子	43,160	43,150～10,180
第2子加算	10,190	10,180～5,100
第3子以降加算	6,110	6,100～3,060

児童扶養手当支給認定事務の流れは、以下のとおりである。受給者との直接のやり取りは、町村が行っている。



(5) 財源 (令和3年度当初予算)

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
287,298 (33%)	0 (0%)	0 (0%)	580,203 (67%)	867,501 (100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
職員手当等	375	時間外手当(低所得ひとり親世帯給付金に係るもの)
需用費	6	トナー代(低所得ひとり親世帯給付金に係るもの)
役務費	186	振込手数料(低所得ひとり親世帯給付金に係るもの)
委託料	5,637	児童扶養手当システム委託料
使賃料	388	児童扶養手当システムに係る端末等賃借料
負担金補助 及び交付金	37	事務費補助(低所得ひとり親世帯給付金に係るもの)
扶助費	928,591	児童扶養手当給付費
償還金利子 及び割引料	320	前年度の低所得ひとり親世帯給付金の給付額確定に伴う国に対する返還金
合計	935,540	

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務電算処理委託	随意契約	7,657
児童扶養手当制度改正に係る電子計算組織処理システム改修業務委託	随意契約	2,365
子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務に係る電子計算組織処理運用業務委託	随意契約	825

(8) 補助金の内容

(単位:千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
群馬県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給に係る事務費補助金	県内町村	37

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：児童扶養手当支給事業

事業内容	離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立の促進及び児童の福祉増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。
令和3年度事業実績	年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）に分け、2か月分ずつを支給した。児童1人の場合の1か月分の児童扶養手当の金額は、43,160円～10,180円である（支給額は受給者の収入により異なる。）。 令和4年3月末日時点の受給者数は、1,576人である。
実績額（千円）	801,942

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

他の地方自治体においては、児童扶養手当の各種申請・届出手続に関し、以下のような参考となる事例等がある。

○千葉県松戸市

児童扶養手当に関する各種申請・届出手続が、全て郵送で手続可能とされており、手続の一部については電子申請で24時間・365日申請可能とされている（ただし、児童扶養手当の認定請求自体は電子申請の対象とはなっていない）。電子申請は、千葉県が運用している「ちば電子申請サービス」を利用している。

郵送での対応は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための限定的、かつ、一時的な対応で、後日来庁や電話による面談を受ける必要があるとのことであるが、児童扶養手当の支給が「受給資格者が…認定の請求をした日の属する月の翌月」から始まることとされている（児童手当法第7条第1項）ことを考慮して申請日を確保するためのものであり（松戸市ホームページより）、即座に来庁することができない受給資格者のことを第一に考えた画期的な取組といえる。

○岩手県花巻市

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を利用して、児童扶養手当の認定請求が電子申請により可能とされている。

別途、原本の提出が必要な書類や、窓口や電話等による聞き取りが必要な場合があり、必要な書類が全て提出されるまで申請受付が完了しないとのことである。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）各種申請・届出手続の電子化について（意見 21）

児童扶養手当の各種申請・届出手続については、すでに県が主導して一部手続の電子化が導入されているところではあるが、今後も、国の動向を踏まえつつ、県が主体的に県内町村における手続の電子化をより一層推進していくべきである。

（現状及び問題点）

他の地方自治体においては、児童扶養手当の各種申請・届出手続に関し、自治体の独自の電子申請サービスや、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を利用するなどして、デジタル技術を活用した申請・届出手続制度が導入されている。

しかしながら、県が受給資格の認定・却下手続、事実関係に関する調査を行うこととされている各種申請・届出手続については、申請・届出には紙媒体が多く用いられており、県の業務プロセス改革課が主導して電子申請の導入を推進してはいるものの、一部の町村を除いては電子申請の制度は導入されていない。

児童扶養手当の受給資格者は、毎年8月1日から8月31日までの間に、「現況届」を提出しなければならないこととされている。児童扶養手当の受給資格者は主にひとり親で、もともと収入が比較的低い家庭が多いと考えられるところ、役所等が開設している時間帯に仕事を休むなどして書類を提出しに行くことは、受給資格者にとって負担となるものと思われる。現況の確認等、書類提出後に窓口による聞き取りが生ずるが、書類の提出だけでも電子で行うことができれば、時間も短縮でき、かつ、手続がスムーズに進むものと考えられる。

また、県は、町村が受付けた認定請求書類等の提出を受け、認定・調査する権限を担っているが、紙媒体ではなく電子媒体での手続を導入することで、今後、将来的に、町村から県に対する提出手続等の効率化を図ることができる可能性もあるものと思われる。

特に、児童扶養手当の現況届の事前送信は、政府作成のデジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定された「特に国民の利便性向上に資する手続」一覧に掲げられている手

続の一つでもある。

各種申請・届出手続の電子化は、受給資格者からの申請・届出等を直接受領する町村が進めるべきものではあるが、町村によって行政サービスに大きな差が生じないようにするためには、県が主導して電子申請サービスを導入すべき必要性もあると考える。

(改善策)

児童扶養手当の各種申請・届出手続については、すでに県が主導して一部手續の電子化が導入されているところではあるが、今後も、国の動向を踏まえつつ、県が主体的に県内町村における手續の電子化をより一層推進していくべきである。

(2) 委託契約締結における見積り合わせの実施について (意見 22)

専門性のあるシステムの運用・作成等を委託する場合であっても、長年にわたって同一の業者との間で一者随意契約を行うことは控え、数年に一回程度は適切な指名人を複数確保し、少なくとも見積り合わせ等を実施した上での契約締結を検討すべきである。

(現状及び問題点)

児童扶養手当事業においては、令和3年度内に3件の委託契約(変更契約を含む)を締結しているが、その全てが一者のみ随意契約により契約が締結されている。

競争入札や見積り合せ等を実施できないのは、以下の理由により、契約の相手方が特定されるためとされている。

① 委託契約1について

- ・ 契約指名人は平成6年度から県が導入している現行の児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務に掛かる電子計算処理システム開発を行っており、現行システムに特段の問題がないことから、継続して使用することが経済的に最も合理的である。
- ・ 契約指名人は、本業務の端末処理の保守管理においても実績がある。
- ・ 契約指名人は、昭和42年1月の設立以来、他都県においても当業務及び他の公共部門のシステム開発・サポートに実績をあげている。

② 委託契約2・3について

- ・ 指名人には県が導入している現行の児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務に係る電子計算組織処理運用業務を委託しており、システム作成及び回収並びに運用業務を円滑に進めるため、また、経済的な面からも合理的である。

確かに、専門性のあるシステムの運用・作成等について、同一のシステム開発業者に継

続的に委託することに合理性があることは否定し得ない。

しかしながら、それを前提とすると、同じシステムの運用を継続する限り、永続的に、同じ会社への一者随意契約での委託契約締結を許容することとなってしまう。そのような事態が許容されることとなれば、システム導入後の運用・保守・改修等での利益を見込んだ業者が、システム導入時点における委託料のみ他社よりも低い価格を提示して委託契約を締結するといった事態が生ずることにもなりかねない（システム導入時点において、今後長期間継続的に同じ業者に運用・保守・改修等を委託することを前提として導入を決定することも考えられるが、仮にそうであるとしても、導入時に提示等された価格等がどこまで保証されるのか否かは不透明である。）。

また、児童扶養手当は、法律に基づき、全国的に支給されているものであるところ、児童扶養手当の支給事務に掛かる電子計算処理システム等の開発・作成を行うことができる事業者が、全国に一者のみしかないものとはおよそ考えられない。

さらに、1つの特定の民間企業への委託を続けることのリスクもある。特定の一者のみにしかシステムの運用等を任せずにいけば、その企業の経営が立ち行かなくなると同時に同システムの運用が困難となってしまうという事態が生じかねない。

なお、当該事業のシステムに関しては、令和7年度までに、国が示す標準仕様書に適合した標準準拠システムを使用する必要があるところ、現在の委託先は標準準拠システムを開発しないことを表明しているため、令和8年度からは委託先を変更することとなるが、その際はプロポーザル方式で委託先を選定する予定とのことである。

(改善策)

専門性のあるシステムの運用・作成等を委託する場合であっても、長年にわたって同一の業者との間で一者随意契約を行うことは控え、数年に一度は適切な指名人を複数確保し、少なくとも見積り合わせ等を実施した上での契約締結を検討するべきである。

■ 19. 青少年育成推進事業

(児童福祉・青少年課 青少年育成係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	28,435	25,233	3,202	
令和2年度	25,007	22,288	2,719	
令和3年度	24,824	22,543	2,281	

(2) 事業目的

家庭、学校、地域社会及び関係団体等と連携し、広く県民が参加する青少年健全育成運動を実施する。

不登校やひきこもり等、困難を抱える子ども・若者を支援するため、県子ども・若者支援協議会を運営し、構成機関と連携して相談等に応じる。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法
	いじめ防止対策推進法第30条、第31条
	群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例第12条

(4) 事業計画及び内容

- ① 青少年育成大会 1,130千円
少年の主張群馬県大会、「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール、群馬県青少年顕彰、群馬県青少年健全育成功労者表彰を実施
- ② 県民運動推進指導 2,602千円
群馬県青少年育成推進会議の行う事業に要する経費の一部補助等
- ③ 青少年育成総合推進 4,356千円
青少年健全育成のため市町村等が行う事業に要する経費の一部補助
- ④ 青少年育成コーディネーター設置 8,644千円
各教育事務所にコーディネーターを設置し、地域における活動を推進
- ⑤ 子ども・若者計画推進 6,626千円
んま子ども・若者未来ビジョン2020の推進、子ども・若者支援協議会の運営、高校中退者等訪問支援事業を実施

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
(%)	57(0%)	(%)	24,767(100%)	24,824(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	7,086	青少年育成コーディネーター報酬等
職員手当等	1,488	
共済費	1,393	
報償費	241	
旅費	283	
需用費	1,625	消耗品、受賞盾等
役務費	151	
委託料	3,497	高校中退者等訪問支援事業
使用料及び賃借料	83	会場使用料
負担金補助及び交付金	6,696	青少年育成県民運動推進事業補助、青少年育成総合推進事業補助等
合計	22,543	

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
高校中退者等訪問支援事業	随意契約	3,497

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金	群馬県青少年育成 推進会議	2,500
青少年育成総合推進事業補助金	全市町村	4,122
群馬県青少年団体補助金	群馬県青少年団体 連絡協議会	74

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：いじめ再調査委員会の運営

事業内容	外部有識者で組織する「群馬県いじめ再調査委員会」を運営し、公正中立、かつ、適切な再調査を実施する。
令和3年度事業実績	令和3年度は6回開催した。令和4年度も継続して実施予定。
実績額（千円）	420

○事業名：高校中退者等訪問支援事業

事業内容	群馬県子ども・若者支援協議会に支援を希望した高校中退者及び中卒進路未決定者のうち、伴走支援が必要な者に対して、県が委託する団体の支援員を派遣し、訪問等の支援を実施する。
令和3年度事業実績	同意書の提出があった高校中退者及び中卒進路未決定者のうち必要がある者について寄り添い型訪問支援を行い、就労や再学習に繋げた。
実績額（千円）	3,497（子ども・若者計画推進事業の内訳）

○事業名：子ども・若者支援協議会（高校中退者等訪問支援事業）

事業内容	高校中退者や中卒進路未決定者に対して、就労や再学習への支援につながることを目的とした寄り添い型の支援を行う。
令和3年度事業実績	高校中退者等訪問支援事業と同じ。
実績額（千円）	3,497（子ども・若者計画推進事業の内訳）

○事業名：子ども・若者計画推進

事業内容	子ども・若者育成支援に総合的に取り組むとともに、困難を抱える子ども・若者を支援する協議会の運営や、青少年相談担当者の人材育成、高校中退者及び中卒進路未決定者の就労・再学習に向けた伴走支援を実施する。
令和3年度事業実績	子ども・若者支援協議会の会議を书面開催し、青少年相談担当者の人材育成のための研修を2回行い、高校中退者及び中卒進路未決定者の就労・再学習に向けた伴走支援を実施した。
実績額（千円）	6,131 （高校中退者等訪問支援事業、子ども・若者支援協議会（高校中退者等訪問支援事業）、（相談支援に係る人材育成に関する取組）、（関係機関との情報共有に関する取組）を含んだ金額）

○事業名：子ども・若者支援協議会（相談支援に係る人材育成に関する取組）

事業内容	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援する相談支援者等に対する資質向上を目指した研修会を実施する。
令和3年度事業実績	県・市町村、学校関係者、民間支援団体等を対象に2回開催した。 7月 コスメニスト千代田町プラザ 12月 県公社総合ビル
実績額（千円）	137（子ども・若者計画推進事業の内訳）

○事業名：子ども・若者支援協議会（関係機関との情報共有に関する取組）

事業内容	ニート、ひきこもり、不登校、高校中退、貧困など子ども・若者が抱える問題が深刻化しており、従来の個別分野における縦割りの対応では限界が生じている中で、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進し、各機関における情報共有を図る。
令和3年度事業実績	以下の会議・研修会を開催し、関係機関間の情報共有を図った。 7月 子ども・若者支援協議会代表者会議（書面開催） 7月 研修会（場所：コスメニスト千代田町プラザ） 10月 子ども・若者支援協議会実務担当者会議（書面開催） 12月 研修会（場所：県公社総合ビル）
実績額（千円）	2,634（子ども・若者計画推進事業の内訳）

○事業名：「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール

事業内容	毎月第1土曜日を「少年の日」、第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進する。
令和3年度事業実績	・絵画・ポスターの部と標語の部の作品募集を行い、絵画・ポスターの部 1,244点、標語の部 6,799点の計 8,043点の応募があった。 ・12月17日～23日までの間、県庁県民ホール1階南側で作品展示を行い、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発を行った。
実績額（千円）	172（群馬県青少年育成大会の内訳）

○事業名：青少年健全育成県民運動推進事業費補助

事業内容	群馬県青少年育成推進会議が行う青少年の健全育成に必要な諸事業に対して助成し、もって青少年育成県民運動の推進を図る。
令和3年度事業実績	計2,500千円を2回（6月、3月）に分けて交付した。
実績額（千円）	2,500

○事業名：青少年健全育成運動（三季運動）

事業内容	学校の長期休業期間を含む、夏、冬、春の三季に、健全育成運動の啓発資料を作成し、集中的に健全育成運動を展開する。
令和3年度事業実績	下記三季期間中に、啓発資料（ポスター・リーフレット）を作成・配布し、青少年の健全育成に係る啓発を行った。 夏：7月15日～8月31日 冬：12月15日～1月31日 春：3月15日～4月30日
実績額（千円）	292

○事業名：少年の主張群馬県大会

事業内容	少年（中学生）が日頃の生活を通じて感じていることや考えていることを発表する場を設け、「少年の日」の普及を図る。
令和3年度事業実績	動画審査で県大会を開催し、各市町村大会、各教育事務所ブロック大会において優秀な成績を収めた、各地区の代表者16名による発表を行った。また、16名が発表した主張については、令和4年3月に作品集を作成し、県内の小・中・高等学校等に配布を行った。
実績額（千円）	354（群馬県青少年育成大会の内訳）

○事業名：群馬県青少年育成大会

事業内容	模範とすべき青少年を顕彰し、子ども・若者の健全育成に貢献した方を表彰する。これにより、青少年健全育成に対する理解を深め、地域ぐるみの健全育成を推進し、家庭教育の向上を図る。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催しなかった。表彰式については、賞状及び記念品の送付をもって代えた。
実績額（千円）	863 （「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール）、（少年の主張群馬県大会）を含んだ金額）

○事業名：青少年総合育成推進事業

事業内容	青少年の健全育成を目指した市町村青少年育成推進員や青少年補導センターの活動との連携やその支援を行う。
令和3年度事業実績	全市町村に対し、青少年健全育成事業実施に掛かる費用を補助した。
実績額（千円）	4,122

(10) 成果指標と達成状況

① 成果指標

子ども・若者支援協議会に寄せられた支援希望者のうち、本人又は保護者と接触できた割合：現状 84.3% (平成 30 年度) ⇒ 100.0% (令和 6 年度)

② 達成状況

93.8% (令和 2 年度)

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

神奈川県ではオンライン上でひきこもりについての相談や情報の入手がしやすい環境が構築されている。

県のホームページ上で「神奈川県のひきこもり支援」として「ひきこもり支援ポータルサイト」及び「LINE での相談窓口」を紹介している。

「ひきこもり支援ポータルサイト」では「LINE での相談窓口」、県と市町村の相談窓口及び県内支援団体を紹介している。また、外出のきっかけとなる地域巡回型の居場所を提供する「ひきこもり当事者のための居場所」の紹介や、支援サイト「ひき☆スタ」「親☆スタ」を紹介している。その他個別相談会やイベントやセミナー等、ひきこもりに関する各種事業が紹介されている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 20. 青少年保護指導事業

(児童福祉・青少年課青少年育成係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	5,142	3,457	1,685	
令和2年度	5,110	4,820	290	
令和3年度	5,057	2,889	2,168	

(2) 事業目的

青少年の非行防止活動を実施し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するとともに、地域環境を整備することにより、青少年を保護し、健全な育成を図る。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法
-------	---------------

(4) 事業計画及び内容

- | | |
|---|----------|
| ① 青少年健全育成審議会運営 | 678 千円 |
| 子ども・若者計画の点検・評価、映画・図書等の有害指定 | |
| ② 青少年健全育成条例施行運営 | 405 千円 |
| ③ 非行防止活動 | 194 千円 |
| ④ 青少年保護育成対策推進費補助 | 100 千円 |
| ⑤ 新しい有害環境から子どもを守る取組推進 | 3,680 千円 |
| 子どもたちにインターネット上の危険を広報・啓発し、被害の発生を未然に防止するため、「おぜのかみさま県民運動」を推進 | |

(5) 財源 (令和3年度当初予算)

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
2,598(51%)	(%)	(%)	2,459(49%)	5,057(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	165	青少年健全育成審議会委員報酬
需用費	1,553	「おぜのかみさま」リーフレット作成等
役務費	1	
委託料	70	ぐんまちゃんイラスト作成業務
負担金補助及び交付金	1,100	新しい有害環境対策事業補助
合計	2,889	

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
ぐんまちゃんイラスト作成業務委託	随意契約	70

(8) 補助金の内容

(単位:千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
新しい有害環境対策事業補助金	特定非営利活動法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会	1,000
青少年保護育成推進事業補助金	群馬県更生保護女性連盟	100

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：新しい有害環境から子どもを守る取組推進

事業内容	携帯電話やインターネットを使った青少年の有害情報問題の普及啓発事業や知識、技能を持った団体が実施する講師派遣等に要する経費の一部を補助する。
令和3年度事業実績	NPO 法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会の活動を支援し、経費の一部を補助した。また、令和3年10月24日に内閣府と共催して「令和3年度青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム in 群馬」を無観客で開催し、オンラインで配信した。
実績額（千円）	1,000

○事業名：「おぜのかみさま」普及啓発

事業内容	インターネットを安全・安心に利用するためのセーフネット標語「おぜのかみさま」を、学校・地域・職場で広める県民運動を推進する。
令和3年度事業実績	おぜのかみさま啓発用リーフレット、クリアファイル、ポスターを作成して各小中学校あてに配布した。また、群馬県青少年育成推進員等による口コミ活動等での啓発を行った。
実績額（千円）	1,238

○事業名：合同研修会

事業内容	群馬県青少年育成推進会議と補導センター補導員連絡協議会との共催により「困難を有する子ども・若者への支援」をテーマとした研修会を開催する。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催しなかった。
実績額（千円）	—

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

警察庁のホームページに掲載されているリーフレットでは、ペアレンタルコントロール(フィルタリング等)の重要性について記載している。また、リーフレット上に、内閣府や文部科学省等の QR コードやアドレスを記載し、リーフレットから他の情報にアクセスできるようになっている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 2 1. ぐんま学園運営事業

(ぐんま学園 総務企画係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	120,633	91,588	29,045	
令和2年度	108,091	103,432	4,659	
令和3年度	112,235	86,740	25,495	

(2) 事業目的

不良行為やぐ犯行為をなす児童、又は家庭環境等の要因により生活指導を要する児童を入所させ、児童に必要な指導と自立支援を行い、あわせて退所した者に相談その他の援助を行う。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童福祉法
	群馬県児童自立支援施設設置条例

(4) 事業計画及び内容

児童の生活指導、自立支援を行う施設を運営する。

- ① 会計年度任用職員の設置 51,779 千円
入所児童の処遇のため、児童自立支援員・心理士・調理員等を配置する。
- ② 児童処遇費 42,647 千円
入所児童の生活訓練、自立支援を実施する。
- ③ 学園運営費 14,302 千円
施設運営、他施設・機関との連携等を行う。
- ④ 学園施設整備費 2,244 千円
施設の管理委託等を行う。
- ⑤ 学校教育実施 1,263 千円
施設内で公教育を実施する。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
23,836(21%)	3,313(3%)	－(－%)	85,086(76%)	112,235(100%)

その他特定財源は、教食費（教職員の給食実費負担）や入所児童の世帯収入に応じた負担金などである。

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	20,466	会計年度任用職員、特別職嘱託員
給料	10,775	会計年度任用職員フルタイム
職員手当等	6,492	会計年度任用職員賞与等
共済費	5,980	会計年度任用職員分
報償費	24	研修会講師
旅費	687	会計年度任用職員通勤費等
需要費	21,589	生活日用品、電気代、水道代等
役務費	777	通信費、保険料
委託料	15,313	調理業務、施設管理業務
使用料及び賃借料	116	土地賃借料
備品購入費	423	
負担金補助及び交付金	234	講習負担金等
扶助費	3,798	特別育成費、就職支度金等
公課費	66	
合計	86,740	

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
調理業務委託	一般競争入札	13,797
自家用電気工作物保安管理委託	随意契約	206
非常通報装置保守点検委託	随意契約	58
一般廃棄物収集運搬処理委託	随意契約	264
消防設備等保守点検業務委託	随意契約	132
調理棟グリストラップ清掃	随意契約	55
産廃収集運搬処理委託	随意契約	379
園内樹木の伐採委託	随意契約	297
インフルエンザワクチン接種委託	随意契約	122
合計		15,312

(8) 補助金の内容

該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：ぐんま学園運営

事業内容	不良行為をなし又はなすおそれのある児童や家庭環境その他環境上の理由により生活指導を必要とする児童を入所させ、その自立を支援する。
令和3年度事業実績	不良行為をなし又はなすおそれのある児童や家庭環境その他環境上の理由により生活指導を必要とする児童を入所させ、その自立を支援した。
実績額（千円）	86,740

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）人員体制について（意見 23）

児童自立支援施設において、入所者が安心安全な生活を送るための良好な生活環境の体制整備のため、人員体制の強化（増員）が望まれる。

（現状及び問題点）

児童自立支援施設であるぐんま学園には4つの寮が存在し、寮の運営は7名の職員により行われている。寮においては宿直を含めてローテーションにより24時間体制で職員が勤務しているが、職員の疾病等の事情により勤務できない状況が生じた場合には、寮運営に支障をきたす可能性がある。

（改善策）

職員の採用・異動による人員体制の強化（増員）が望まれる。

■ 2 2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業

(児童福祉・青少年課 ひとり親家庭支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	294,762	166,016	128,746	(注)
令和2年度	395,417	395,417	0	
令和3年度	278,847	215,884	62,963	(注)

(注) 令和元年度及び令和3年度が予算未達であったのは想定より貸付金額が少なかったことによるものである。

(2) 事業目的

ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長を図り、その扶養している子どもの福祉を増進することを、事業目的としている。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(4) 事業計画及び内容

母子家庭等の母等が就職に必要な技能や資格などを身につけるための技能習得資金や、扶養する子どもが高校や大学等に修学するときに必要な修学資金等を、それぞれの目的に応じて貸し付ける制度である。

母子家庭等の母等に貸し付けることができる資金の種類は、法律及び政令に定められている(母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、同法第31条の6、同法第32条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第3条、同法第31条、同法第33条)。

県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の2倍に相当する金額については、当該繰入が行われる年度において、国が県に無利子で貸し付けることとされている(母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第1項)。

貸付金の種類は、以下の12種類である。なお、一番件数が多いのは、修学資金貸付である。

資金の種類	資金の用途	貸付対象	令和3年度 新規申込数
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	母・父・寡婦 母子・福祉団体	—
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料等を購入する運転資金	母・父・寡婦 母子・福祉団体	—
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童	20
技能習得資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（洋裁、タイプ等）、高等学校に就学する場合の就学及び入学に必要な資金	母・父・寡婦	1
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	母子家庭の児童・父子家庭の児童・寡婦が扶養する子、父母のない児童	2
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦 父母のない児童	—
医療介護資金	医療（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金 介護（当該介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるため等に必要な資金	医療について：母子家庭の母又は児童・父子家庭の父 又は児童、寡婦 介護について：母・父・寡婦	—

生活資金	知識技能を習得している間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金、医療若しくは介護を受けている間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金、母子家庭若しくは父子家庭になって間もない（7年未満）母又は父の生活を安定継続する間（生活安定期間）に必要な生活補給資金、失業中における生活の安定と再就職活動の促進を図るために必要な生活補給資金	母・父・寡婦	1
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金	母・父・寡婦	—
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	母・父・寡婦	2
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童	16
結婚資金	母子家庭の母若しくは父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	母・父・寡婦	—

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

繰越金	貸付金元利収入	預金利子	雑入	合計
160,737(58%)	118,033(42%)	33(0%)	44(0%)	278,847(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
役務費	38	通信費
貸付金	57,891	母子父子寡婦福祉資金貸付金
償還金	103,718	国への償還金
繰出金	54,237	一般会計への繰出金
合計	215,884	

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
母子寡婦福祉資金貸付償還業務委託 各種帳票出力、口座振替データの入出力、サーバーとホストとのデータ交換、財務システムデータの取り込み、システムの保守管理業務	随意契約	6,169
母子父子寡婦福祉資金未回収金回収業務委託	公募型プロポーザル	651 (回収額の18%)

(8) 補助金の内容

該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名: 母子父子寡婦福祉貸付金事業

事業内容	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方などの経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や進学のための資金や、住宅の建設、補修等のための資金等12種類の資金の貸付を行う。
令和3年度事業実績	随時、ひとり親家庭等の相談に応じ、貸付を行った。
実績額(千円)	215,884

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）時効期間満了後の債権管理について（意見 24）

消滅時効期間満了後の債権について、債権回収業者に回収業務を委託する場合には債務者等当事者の事情を詳しく確認し、業者に委託して回収業務を行うことが適切かどうかを判断する体制を整えるべきである。また、消滅時効期間が大幅に経過している債権については、福祉的観点や費用対効果の観点から、必要に応じて、不納欠損処理を適切に検討すべきである。

（現状及び問題点）

母子父子寡婦福祉資金貸付金債権の回収業務は、一部、債権回収業者に委託した上で行われている。令和3年度においては、合計133件の債権（債務者数は76人）が、債権回収業者に委託された。

監査時にこれらの債権につき確認したところ、債務者による最新納入日が10年以上前のものが多数存在していた。最も古いものは約40年前の昭和58年2月28日が最新納入日であった。県の担当課に確認したところによれば、債権回収業者に委託する債権の選定は各保健福祉事務所に一任しているとのことであった。

同債権は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく契約によって生じる私債権であるところ、その消滅時効期間は、以下のとおりである（民法第166条第1項、民法附則（平成29年6月2日法律第44号）第10条第4項、旧民法第167条第1項）。

令和2年3月31日までに発生した債権	権利を行使することができるときから10年
令和2年4月1日以降に発生した債権	権利を行使することができることを知ったときから5年
	権利を行使することができるときから10年

そして、債務者による最新納入日が10年以上前の債権の消滅時効期間は10年であるものと考えられる。

消滅時効期間が満了しても、債務者等当事者からの援用がなされない限り債権は消滅しないため、債務者に対して任意の弁済を求めることは可能ではある。しかし、当該貸付は、もともと、子どもの修学資金等を捻出することが困難な者等、十分な資力

のない者に対して行われるものであるため、長期間にわたって支払不能となっている貸付債権については、債務者等当事者の事情を踏まえ、行政が福祉的な観点から当事者と話し合いをしたり、不納欠損処理を検討したりすべき場合もあるものと考えられる。

また、消滅時効期間がすでに経過している債権が完済される見込みはそもそも乏しいと考えられるが、そのような債権に今後も長期間にわたって債権管理のためのコストを掛けることは、費用対効果の観点からしても妥当ではない（債権回収業者に支払う委託料は債権回収額の 18%とされているため、委託した債権につき回収が図られなかった場合には委託料は発生しないが、管理を行う県の職員の人件費、督促状等を発送するための通信費等のコストは確実に発生するものと思われる。）。

なお、消滅時効期間満了後の債権管理方法については、平成 30 年度の包括外部監査においても、意見として出されていたところである。

(改善策)

消滅時効期間満了後の債権について、債権回収業者に回収業務を委託する場合には、債務者等当事者の事情を詳しく確認し、業者に委託して回収業務を行うことが適切かどうかを判断する体制を整えるべきである。また、消滅時効期間が大幅に経過している債権については、福祉的観点や費用対効果の観点から、必要に応じて、不納欠損処理を適切に検討すべきである。

(2) 債権回収業者に委託する未収金債権の選定について (意見 25)

外部の債権回収業者に債権回収業務を委託する債権の選定にあたっては、各保健福祉事務所が県の定めるいずれの選定基準に基づき、どのような理由で選定したのかを県の担当課において確認できる仕組みを作るべきである。また、選定の統一性を図るため、県が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、県内各地の保健福祉事務所にフィードバックすべきである。

(現状及び問題点)

母子父子寡婦福祉資金貸付金債権の回収業務は、県内の各保健福祉事務所が主体となっていて行っているが、その業務の一部は外部の債権回収業者に委託されている。

委託する債権の選定基準としては、以下のような基準が設けられている。

次の (1) 又は (2) の要件に該当する者。

- (1) 債権の償還期の始期が 1 年以上前、かつ、過去 1 年以上返済がない者
- (2) (1) の要件に該当しないが、各保健福祉事務所の判断で対象とした者

このように、一定の基準は設けられているが、債権の選定は原則的には各保健福祉

事務所の裁量に委ねられている。そして、令和3年度においては、合計133件の債権（債務者数は76人）が債権回収業者に委託されたが、保健福祉事務所ごとの件数は大きく異なっており、40件以上の債権を選定しているところもあれば、1件も委託に回していない保健福祉事務所もあった。また、現在、各保健福祉事務所が選定基準（1）・（2）のうちのいずれの基準に基づいて選定したのかについては、県として把握していないとのことであり、かつ、各保健福祉事務所は他の保健福祉事務所がどのような基準や理由に基づいて対象を選定しているかを知らないとのことであった。

債権回収業者から手紙や電話等により連絡が来ることは、債務者等当事者にとって負担となることである。

各保健福祉事務所の担当者が債務者等当事者の事情を踏まえて債権の選定をすることには合理性があるといえるが、公平の観点からすれば、選定はできる限り統一させる必要がある。

（改善策）

外部の債権回収業者に債権回収業務を委託する債権の選定にあたっては、各保健福祉事務所が県の定めるいずれの選定基準に基づき、どのような理由で選定したのかを県の担当課において確認できる仕組みを作るべきである。また、選定の統一性を図るため、県が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、県内各地の保健福祉事務所にフィードバックすべきである。

■ 2 3. 中央児童相談所

1. 中央児童相談所の概要

(1) 所管区域等



所在地：前橋市中町 360 番地の 1

(中央児童相談所北部支所：渋川市金井 394 (渋川保健福祉事務所内))

所管区域の概要：

	対象面積	総人口	児童人口
令和元年度	3,809K m ²	821 千人	120 千人
令和 2 年度	3,809K m ²	819 千人	116 千人
令和 3 年度	3,809K m ²	814 千人	113 千人

主な所管区域は前橋市、伊勢崎市、玉村町であり県の北部地域（渋川市、沼田市等）は渋川市に設置されている北部支所が所管している。

(2) 施設概要（北部支所は除く）

	面積	備考
敷地面積	9,648 m ²	
建物		
本館	1,041 m ²	2 階建
一時保護所（幼児棟）	298 m ²	平屋建
一時保護所（学齢児棟）	1,555 m ²	2 階建

(3) 職員構成など

職員数	派遣職員等	会計年度 任用職員	特別嘱託職員
66 名	1 名	88 名	14 名

中央児童相談所（所長 1 名）			
次長 1 名	企画調整係長 1 名	係員 17 名	庶務事務 2 名 子育て相談員 1 名 電話相談員 12 名 LINE 相談員 1 名 事務補助 1 名
	家庭支援第一係長 1 名	係員 6 名	児童福祉司等 5 名 子育て相談員 1 名
	家庭支援第二係長 1 名	係員 5 名	児童福祉司等 5 名

	施設里親支援係長 1名	係員 6名	児童福祉司等 5名 里親委託等推進員 1名
	虐待対応係長 1名	係員 11名	児童福祉司等 6名 警察官 1名 保健師 1名 虐待対応スーパーバイザー 1名 児童福祉司等サポート職員 1名 弁護士（特別嘱託） 1名
	発達支援係長 1名	係員 17名	児童心理司 9名 精神科医（特別嘱託） 8名
次長 1名	男児保護係長 1名	係員 10名	教諭 1名 児童指導員 7名 指導員 1名 内科医（特別嘱託） 1名
	女児保護係長 1名	係員 10名	教諭 1名 児童指導員 5名 看護師 1名 保育士 1名 児童心理司 1名 指導員 1名
	幼児保護係長 1名	係員 9名	児童指導員 6名 保育士 2名 指導員 1名
北部支所長 1名	北部家庭支援係長 1名	係員 6名	児童福祉司 4名 保健師 1名 児童家庭相談アドバイザー 1名
	北部虐待対応係長 1名	係員 4名	児童福祉司 3名 児童福祉司等サポート職員 1名
	北部発達支援係長 1名	係員 8名	児童心理司 3名 精神科医（特別嘱託） 1名 小児科医（特別嘱託） 4名

(4) 児童相談所で把握している現状での問題点及び重点施策
(令和4年度監査資料(令和4年9月30日現在)より抜粋)

【問題点】	
①	社会の雇用状況・経済状況の悪化の影響を受けた養護的な問題、脆弱な家庭基盤から生ずる家庭内不和の問題、子ども発達障害などが複雑に絡み合った相談が多くなっている。
②	過去5年間の中央児童相談所管内における児童虐待受理件数は、平成29年度は543件、平成30年度は667件、令和元年度は770件、令和2年度は1,027件、令和3年度は909件と増加傾向にあり、県内3児相合計でも1,909件と過去2番目に高い件数となった。
③	平成17年度から市町村が児童相談窓口として新たに加わり、平成28年度には市町村は児童虐待の発生予防に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めることとされた。しかし市町村によりその組織体制も様々であることから、引き続き市町村への支援が必要である。
④	発達障害の二次障害としての不登校や非行に係る相談が増加し、学校や病院等関係機関との連携体制が求められている。

【重点施策】	
①	虐待通告に対して、迅速で的確な状況調査を実施するとともに県条例に則り24時間以内に児童の安全確認を行う。
②	児童虐待の再発防止を徹底するため、現在係わっているケースはもちろんのこと、終結したケースについても安全確認を実施する。
③	市町村の児童相談活動に対して、専門的・技術支援、専門研修の実施、要保護児童対策地域協議会運営の支援等により、後方支援の充実を図る。
④	関係機関(警察・司法、学校・保育所、医療機関等)との情報共有を勧め、連携を強化する。
⑤	群馬県社会的養育推進計画に基づき里親の新規登録を促進するとともに、訪問等で里親の養育支援を行う。
⑥	一時保護所入所児童の援助に当たっては、常に子どもの権利擁護に留意し、安心安全な環境を提供し、子どもの心身の安定化を図っていく。

(5) 過去5年間の相談種別受付状況

(令和4年版事業概要(令和3年度事業実績)の表を監査人で一部加工)

(単位:件)

相談種別	養護		保健	障害			非行	育成	その他	合計
	虐待	その他		知的障害	発達障害	その他				
29	447	1,144	219	1,021	198	91	142	1,533	844	5,639
30	531	1,524	171	1,009	181	80	172	1,459	781	5,908
31(R1)	549	1,479	144	980	178	27	131	1,194	723	5,405
R2	776	1,448	180	873	146	42	97	1,284	520	5,366
R3	701	1,042	181	1,148	173	51	121	1,881	577	5,875

養護(虐待を含む)、障害(知的障害)を中心に高止まりの状況が続いている。

なお、直近3年間の所管区域の児童人口に対する相談割合は以下のとおりである。

	児童人口①	相談数計②	②/①
令和元年度	120千人	5,405件	4.5%
令和2年度	116千人	5,366件	4.6%
令和3年度	113千人	5,875件	5.2%

児童人口に対する相談件数の比率は上昇している。

2. 監査結果(指摘又は意見)

(1) 児童福祉司配置基準の継続的な達成について(意見26)

法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について、令和4年度より経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在7名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

令和3年度末(令和4年3月31日)での法令上で求められている児童福祉司及び児童心理司の配置基準上の必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

管轄人口	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
835千人	30人	29人	△1人	14人	14人	—
経過措置	21人	29人	8人	11人	14人	3人

児童福祉法等により児童福祉司の必要人数として設けられている経過措置基準(管轄人口4万人あたり1人)は満たしているものの、令和4年度から適用となる設置基準(原則基準である管轄人口3万人あたり1人)は満たしていない。なお、児童心理司については経過措置基準及び原則基準ともに満たしている状況である。

令和4年度途中(令和4年11月1日時点)における同基準での必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

管轄人口	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
835千人	34人	28人	△6人	16人	14人	△2人
経過措置	—	—	—	11人	14人	3人

経過措置がなくなる本年度は、現状では児童福祉司の必要人数の法令基準を満たしていない状況である。

児童福祉司等の必要人数について法が設置基準を引き上げた(厳しくした)趣旨は、児童相談所へ寄せられる児童虐待相談を含め対応件数が年々増加していること及び全国的に子どもの命が奪われる重大事件が後を絶たないこと等の社会問題とそれに対する社会のニーズに応えるため児童相談所の体制を強化することである。

にもかかわらず、原則基準を満たしていない状況が今後も続くようであれば、相談内容の複雑化や相談件数の増加に相談員(児童福祉司)の対応が追いつかず利用者(相談者)に対して十分な対応ができない可能性が高いと考えられる。

(改善策)

中央児童相談所では現在7名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が35名となる見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、福祉職採用の職員について、関係部局と協議し、採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(2) 一時保護所の定員超過について (意見 27)

男児棟、女児棟、幼児棟すべてにおいて平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。

中央児童相談所の定員増加を含む拡張を図ることが望まれるが、それと同時に中核市への一時保護所併設の児童相談所設置（開設）の働きかけや、児童養護施設等への一時保護委託、一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。

(現状及び問題点)

中央児童相談所に設置されている一時保護所の定員は男児棟14名、女児棟14名、幼児棟8名の合計36名となっている。令和3年度の一時保護所の児童受入人数の状況は以下のとおりである。

【男児棟：定員14名】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平均	11.1 名	10.1	13	<u>14.2</u>	<u>15.8</u>	<u>14.8</u>	13.9	<u>14.9</u>	<u>16.8</u>	<u>14.5</u>	<u>16.4</u>	13.2	—
定員超過日	0	0	8	12	<u>30</u>	18	13	18	<u>31</u>	12	<u>25</u>	9	<u>176</u>

【女児棟：定員14名】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平均	9.4 人	9.1	11.1	<u>15.9</u>	13.4	<u>14.1</u>	<u>15.5</u>	<u>15.8</u>	<u>14.1</u>	12.5	13.4	8.8	—
定員超過日	0	0	0	<u>28</u>	5	14	<u>25</u>	17	<u>20</u>	12	<u>4</u>	0	<u>125</u>

【幼児棟：定員8名】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平均 人	5.7	7.2	<u>11</u>	<u>9.6</u>	<u>9.2</u>	<u>10.5</u>	4.3	<u>11.5</u>	7.5	4.8	5.3	<u>9.4</u>	—
定員 超過 日	0	5	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>24</u>	0	<u>24</u>	8	0	<u>0</u>	<u>23</u>	<u>155</u>

男児棟、女児棟、幼児棟すべてにおいて平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。

男児棟と女児棟は同一棟に存在しているため、壁をスライドさせるなどの対応でそれぞれのスペースを変動させる等で対応している。但し、それでも超過する場合には2人を相部屋にするなどで対応している。また、里親への一時保護委託や他の福祉施設等での一時保護を依頼するケースもある。

このような対応をしている状況ではあるが、現在（令和4年10月まで）は男児棟及び幼児棟で令和3年度よりも更に超過日数が増加している状況である。

【男児棟】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	(前年) 10月まで	増減
平均 名	8.7	12.8	<u>16.7</u>	<u>15</u>	13.7	<u>19.1</u>	<u>18.4</u>	—	—	
定員 超過 日	0	7	<u>29</u>	<u>20</u>	13	<u>29</u>	<u>28</u>	126	81	<u>45</u>

【女児棟】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	(前年) 10月まで	増減
平均 名	3.2	7.5	11.5	12.9	<u>15.3</u>	<u>15.3</u>	12.6	—	—	—
定員 超過 日	0	0	5	7	13	<u>23</u>	0	<u>48</u>	72	△24

【幼児棟】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	(前年) 10月まで	増減
平均 名	<u>11.5</u>	<u>11.7</u>	<u>8.8</u>	<u>9.4</u>	4.1	6.8	<u>9</u>	—	—	—
定員 超過 日	30	31	14	26	0	<u>4</u>	15	<u>120</u>	100	20

令和2年3月に一時保護所を併設した新たな東部児童相談所が開設されたことで令和2年度は定員超過日数が令和元年比で減少したものの令和3年度は再び増加している状況である。

一時保護所の定員が設定されているのは1人あたりの占有面積を一定化することで保護児童が快適に過ごせるようにすること、また、定員人数を基準として一時保護所の職員の配置基準を設けているのは、きめ細やかなケアができるようにするためであると考えられる。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。

(改善策)

中央児童相談所の定員増加を含む拡張を図ることが望まれるが、それと同時に中核市への一時保護所併設の児童相談所設置（開設）の働きかけや、一時保護を目的とする里親支援等の登録者増加の働きかけを行っていくことを今以上に行っていくべきである。

(3) 一時保護所の職員（会計年度任用職員）の不足について（意見 28）

宿直補助員としての会計年度任用職員は学生を含め多数登録（30名程度）されているものの実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員についてはシフトに確実に入るようするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。

(現状及び問題点)

一時保護所では保護児童と寝食をともにするため夜間勤務の職員が存在しており、夜間は常勤職員（会計年度任用職員を含む）と宿直補助員（会計年度任用職員）の2名で対応することになる。ただし、宿直補助員はあくまで宿直の補助としての存在であるため勤務時間も以下のとおり深夜時間帯は休憩時間となっている。

始業	17時30分	
終業	8時00分	
休憩時間	23時45分～6時30分	※宿直補助員のみ休憩時間

このように宿直補助員の休憩時間は就業時間ではないため当該時間帯は常勤職員（会計年度任用職員を含む）の1名で各一時保護所の業務を全て対応することになる。一時保護所の職員として児童指導員を置く必要があり、現在の配置は一保護所ごと（男児、女児、幼児）に正規職員4名と会計年度任用職員4名の合計8名としている。

しかしながら児童指導員として採用している会計年度任用職員が1年を経過せずに退職するケースがあり、退職による会計年度任用職員の欠員が生じた場合には正規職員を中心に宿直業務にあたる必要が出ている。

また、宿直補助員としての会計年度任用職員については登録制で行っている。学生を含め多数登録（30名程度）されているものの、実際にシフト勤務できるものは限られており、宿直補助のシフトが埋まらない場合がある。シフトに宿直補助員が埋まらない場合は、正規職員等の宿直勤務の職員が夜間から早朝における業務の全てを引き受けざるを得ない。

以上、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

(改善策)

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員については、シフトに確実に入るようするため時間給単価の引き上げを検討すべきである。

(4) 宿直補助員の最低賃金について（意見 29）

宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。

このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。

(現状及び問題点)

前述したように一時保護所の宿直補助員については会計年度任用職員の採用を行っている。なお、宿直補助員に対する時間給は最低賃金（令和4年10月以降は単価895円、22時以降の深夜時間帯1.25倍の単価1,119円）となっている。

また、一時保護所の深夜帯は常勤職員1名での勤務体制となるため、宿直補助者の深夜の時間帯は休憩時間扱いとなり、当該時間帯は休憩時間であるため賃金は支給されない。

始業	17時30分	
終業	8時00分	
休憩時間	23時45分～6時30分	※当該時間について宿直補助員は休憩時間となる

上記の休憩時間は業務上拘束されるものではないため自由時間であるが、実際には宿直室（仮眠室）で待機している状況が多いとのことである。

宿直補助員の登録者はある程度いるものの実際にシフトに入る宿直補助員が不足しているのは当該要因が背景の1つと考えられる。

(改善策)

一時保護所は一般的に馴染みのある職場ではないことを考慮すると、採用する際に時給を見直すこと並びに休憩時間についても就業時間としてカウント（深夜帯も2名勤務体制とする）することで今以上に宿直補助員採用が増加することに加え正規職員の負担軽減にもつながるものと考え。

しかし、休憩時間を勤務時間とすると、逆に宿直補助員の応募が少なくなってしまう懸念もあることから、まずはシフトに宿直補助員が確実に入ることを優先し、宿直補助

員の時間給単価の引き上げを行うべきである。

(5) 職員の休暇取得状況について (意見 30)

労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の 25%が年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

具体的には、宿直補助員が採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

(現状及び問題点)

中央児童相談所の職員の令和 3 年度の年次有給休暇取得状況は以下のとおりである。

(単位：人)

日数	5 日未満	5 日以上 10 日未満	10 日以上 15 日未満	15 日以上 20 日未満	20 日以上	計
管理職		2	1			3
管理職以外	20	30	18	4	5	77
計	20	32	19	4	5	80
	(25%)					(100%)

原則として民間企業に適用される労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の 25%が年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

(改善策)

上述したように正規職員と会計年度任用職員の構成比を変更することや宿直補助員を採用しやすいように時間給や勤務体制の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

■ 2 4. 東部児童相談所

1. 東部児童相談所の概要

(1) 所管区域等



所在地：太田市新田木崎町 369 番地 5

所管区域の概要：

	対象面積	総人口	児童人口
令和元年度	851K m ²	557 千人	83 千人
令和2年度	851K m ²	557 千人	83 千人
令和3年度	851K m ²	553 千人	79 千人

主な管轄区域は太田市、桐生市、館林市であり県の東部地区全般を所管している。

(2) 施設概要

	面積	備考
敷地面積	12,684 m ²	
建物	2,756 m ²	鉄筋コンクリート2階建て

(3) 職員構成など

職員数	派遣職員等	会計年度 任用職員	特別嘱託職員
46 名	—	33 名	5 名

東部児童相談所（所長1名）			
次長 1名	家庭支援第一係長 1名	係員 6名	児童福祉司 5名 子育て相談員 1名
	家庭支援第二係長 1名	係員 6名	児童福祉司等 6名
	施設里親支援係長 1名	係員 6名	児童福祉司等 2名 庶務事務 1名 里親訪問支援員 1名 事務補助 2名
	虐待対応係長 1名	係員 11名	児童福祉司 6名 保健師 1名 子育て相談員 1名 虐待対応スーパーバイザー 1名 児童家庭相談アドバイザー 1名 弁護士（特別嘱託） 1名
	発達支援係長 1名	係員 11名	児童心理司 8名 精神科医（特別嘱託） 3名

一時保護担当 次長 1名	男児保護係長 1名	係員 10名	教諭 1名 児童指導員 6名 保育士 1名 事務補助 1名 内科・小児科医（特別嘱託） 1名
	女児・幼児保護係長 1名	係員 14名	教諭 1名 児童指導員 3名 保育士 7名 看護師 1名 児童心理司 1名 事務補助 1名

(4) 児童相談所で把握している現状での問題点及び重点施策
(令和4年度監査資料（令和4年9月30日現在）より抜粋)

【問題点】	
①	相談事例の複雑化・多様化に伴う、職員の心身面でのストレス増大。
②	児童福祉法の改正による児童福祉司等の専門職の確保や職員の資質向上。
③	一時保護所の女児・幼児棟において、女児（学齢児）・幼児を受け入れている。双方の日課・対応の違いから職員への負担増。
④	児童虐待がクローズアップされる中、本来の児童相談所としての相談支援業務が後回しにされる懸念。
⑤	所管区域は企業密集地域であり、加えて埼玉県、栃木県及び茨城県に接しているため、外国籍や他県から転入の家庭が多く、世帯状況を把握することが困難なケースや、親族等からの支援が期待できないケースが増加している。
⑥	大泉町を中心に多くの外国人が居住しており、外国籍児童の虐待事案対応や療育手帳申請等に伴う心理判定が増加している。外国籍家庭への対応は、言語コミュニケーションの困難さや文化及び習慣等の違いから、通常以上に職員の労力と時間を要している。

【重点施策】	
①	児童虐待通告に対して、的確な状況調査を実施するとともに原則 24 時間以内に児童の安全確認を行う。
②	関係機関との連携・支援の充実を図り、児童虐待の早期発見と早期対応及び再発防止に努める。
③	児童の健全育成と安全確保を目的として、関係機関の協力を得ながら、児童や保護者に最も適した援助・指導を行う。
④	要保護児童対策地域協議会の活性化・対応力強化のため、運営方法や個別事例の対応策等について技術的援助・助言を行う。
⑤	里親委託率を向上させるため、登録里親の増加や委託後の支援を強化する。
⑥	一時保護所入所児童の援助に当たっては、常に子どもの権利擁護に留意し、安心安全な環境を提供し、子どもの心身の安定化を図っていく。

(5) 過去 5 年間の相談種別受付状況

(令和 4 年版事業概要 (令和 3 年度事業実績) の表を監査人で一部加工)

(単位：件)

相談種別	養護		保健	障害			非行	育成	その他	合計
	虐待	その他		知的障害	発達障害	その他				
29	359	416	6	856	163	89	66	84	55	2,094
30	386	315	4	937	214	59	82	82	100	2,179
31(R1)	594	215	2	914	209	81	73	90	100	2,278
R2	722	322	7	913	185	70	76	125	88	2,508
R3	608	506	2	1,205	189	108	64	160	64	2,906

中央児童相談所と同様であるが、養護（虐待を含む）、障害（知的障害）を中心に右肩上がりの状況となっている。

なお、直近 3 年間の所管区域の児童人口に対する相談割合は以下のとおりである。

	児童人口①	相談数計②	② / ①
令和元年度	83 千人	2,278 件	2.7%
令和 2 年度	83 千人	2,508 件	3.0%
令和 3 年度	79 千人	2,906 件	3.7%

児童人口に対する相談件数の比率は上昇している。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）児童福祉司配置基準の継続的な達成について（意見 31）

法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在4名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

（現状及び問題点）

令和3年度末（令和4年3月31日）での法令上で求められている児童福祉司及び児童心理司の配置基準上の必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
管轄人口	22人	17人	△5人	10人	9人	△1人
経過措置	16人	17人	1人	7人	9人	2人

児童福祉法等により児童福祉司の必要人数として設けられている経過措置基準（管轄人口4万人あたり1人）は満たしているものの、令和4年度から適用となる設置基準（原則基準である管轄人口3万人あたり1人）は満たしていない。なお、児童心理司についても同様の状況である。

令和4年度途中（令和4年11月1日時点）における同基準での必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
管轄人口	26人	22人	△4人	13人	9人	△4人
経過措置	—	—	—	9人	9人	—

経過措置がなくなる本年度は、現状では児童福祉司の必要人数の法令基準を満たしていない状況である。

児童福祉司等の必要人数について法が設置基準を引き下げた（厳しくした）趣旨は、児童相談所へ寄せられる児童虐待相談を含め対応件数が年々増加していること及び全国的に子どもの命が奪われる重大事件が後を絶たないこと等の社会問題とそれに対する社会のニーズに応えるため児童相談所の体制を強化することである。

にもかかわらず、原則基準を満たしていない状況が今後も続くようであれば、相談内容の複雑化や相談件数の増加に相談員（児童福祉司）の対応が追いつかず利用者（相談

者) に対して十分な対応ができない可能性が高いと考えられる。

(改善策)

東部児童相談所では現在4名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が26名となる見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるものの、福祉職採用の職員について、関係部局と協議し、採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(2) 一時保護所の定員超過について(意見32)

平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題が発生する可能性もある。

一時保護児童の定員30名を前提とした職員配置へ増加することが望まれるが、それと同時に児童養護施設等への一時保護委託や一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。

(現状及び問題点)

東部児童相談所に設置されている一時保護所の定員は男児棟10名、女児棟10名、幼児棟10名の合計30名であるが職員の配置は一時保護児童人数20名を前提とした設置となっており、30名を前提とすると職員不足の状況にある。令和3年度の一時保護所の児童受入人数の状況は以下のとおりである。

【定員20名の場合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平均名	18.4	20.5	16.9	20.5	18.5	21.3	20.5	21.8	17.5	18.0	15.8	18.3	—
定員超過日	14	15	0	19	1	19	19	24	3	6	1	5	126

平均人数が定員超過の月が5か月あり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める

月も多い。ちなみに定員 30 名を前提にすると定員超過日数はゼロとなる。

現在（令和 4 年度 10 月まで）においても状況に大きな変化はなく令和 4 年度は夏以降超過日数が悪化している状況である。

【定員 20 名の場合】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	計	(前年) 10 月まで	増減
平均 名	17.5	15.8	<u>17.3</u>	<u>16.5</u>	22.5	<u>22.4</u>	<u>26.3</u>	—	—	
定員 超過 日	1	0	<u>1</u>	<u>2</u>	22	<u>17</u>	<u>28</u>	<u>71</u>	<u>87</u>	△16

一時保護所の定員が設定されているのは 1 人あたりの占有面積を一定化することで保護児童が快適に過ごせるようにすること、また、定員人数を基準として一時保護所の職員の配置基準を設けているのは、きめ細やかなケアができるようにするためであると考えられる。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。

(改善策)

一時保護児童の定員 30 名を前提とした職員配置へ増加することが望まれるが、それと同時に児童養護施設等への一時保護委託や一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。

(3) 一時保護所の職員（会計年度任用職員）の不足について（意見 33）

宿直補助員としての会計年度任用職員は登録者も少なく実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員についてはシフトに確実に宿直補助員が入るようにするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。

(現状及び問題点)

一時保護所では保護児童と寝食をともにするため夜間勤務の職員が存在しており、夜間は常勤職員（会計年度任用職員を含む）と宿直補助員（会計年度任用職員）の2名で対応することになる。ただし、宿直補助員はあくまで宿直の補助としての存在であるため勤務時間も以下のとおり深夜時間帯は休憩時間となっている。

始業	17時30分	
終業	8時00分	
休憩時間	23時30分～6時15分	※宿直補助員のみ休憩時間

このように宿直補助員の休憩時間は就業時間ではないため当該時間帯は常勤職員（会計年度任用職員を含む）の1名で各一時保護所の業務を全て対応することになる。一時保護所の職員として児童指導員を置く必要があり、現在の配置は一保護所ごと（男児、女児、幼児）に正規職員4名と会計年度任用職員4名の合計8名としている。

しかしながら児童指導員として採用している会計年度任用職員が1年を経過せずに退職するケースがある。退職による会計年度任用職員の欠員が生じた場合には正規職員を中心に宿直業務にあたる必要がある。

また、宿直補助員としての会計年度任用職員については登録制で行っているが、東部児童相談所での登録者は地理的な影響等もあり学生が少なく総登録人数は少ない

（10名程度）。加えて実際にシフト勤務できるものは限られており宿直補助のシフトが埋まらない場合がある。シフトに宿直補助員が埋まらない場合は、正規職員等の宿直勤務の職員が夜間から早朝における業務の全てを引き受けざるを得ない。

以上、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

(改善策)

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員については、シフトに確実に入るようするため時間給単価の引き上げを検討すべきである。

(4) 宿直補助員の最低賃金について（意見 34）

宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。

このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。

(現状及び問題点)

上述したように一時保護所の宿直補助員については会計年度任用職員での採用を行っている。しかしながら、当該職員に対する時間給は最低賃金（令和4年10月以降は単価895円、22時以降の深夜時間帯1.25倍の単価1,119円）となっている。

また、一時保護所の深夜帯は常勤職員1名での勤務体制となるため、宿直補助者の深夜の時間帯は休憩時間扱いとなり、当該時間帯は休憩時間であるため賃金は支給されない。

始業	17時30分	
終業	8時00分	
休憩時間	23時30分～6時15分	※当該時間について宿直補助員は休憩時間となる

上記の休憩時間は業務上拘束されるものではないため自由時間であるが、実際には宿直室（仮眠室）で待機している状況が多いとのことである。

宿直補助員の人数の登録はある程度いるものの実際にシフトに入る宿直補助員が不足しているのは当該要因が背景の1つと考えられる。

(改善策)

一時保護所は一般的に馴染みのある職場ではないことを考慮すると、採用する際に時給を見直すこと並びに休憩時間についても就業時間としてカウント（深夜帯も補助員を含め2名勤務体制とする）することで今以上に宿直補助員採用が増加することに加え正規職員の負担軽減にもつながるものとする。

しかし、休憩時間を勤務時間とすると、逆に宿直補助員の応募が少なくなってしまう懸念もあることから、シフトに宿直補助員が確実に入ること優先し、まずは宿直補助員

の時間給単価の引き上げを行うべきである。

(5) 職員の休暇取得状況について (意見 35)

労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の約 2 割が年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

宿直補助員を採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

(現状及び問題点)

東部児童相談所の職員の令和 3 年度の年次有給休暇取得状況は以下のとおりである。

(単位：人)

日数	5 日未満	5 日以上 10 日未満	10 日以上 15 日未満	15 日以上 20 日未満	20 日以上	計
管理職	1	1	—	—	—	2
管理職以外	4	12	8	4	—	28
計	5	13	8	4	5	30
	(17%)					(100%)

原則として民間企業に適用される労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の 2 割近くが年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

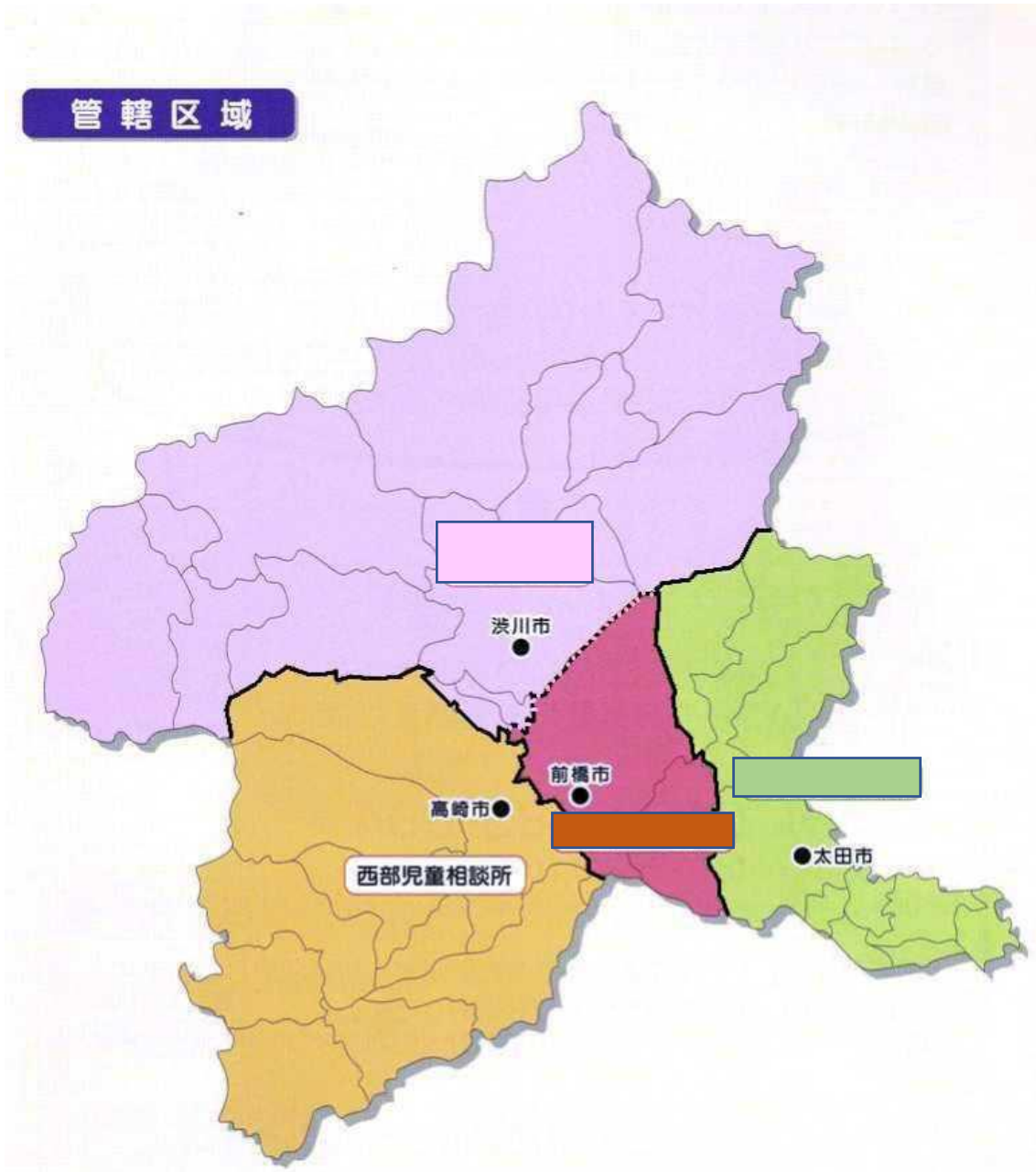
(改善策)

上述したように正規職員と会計年度任用職員の構成比を変更することや宿直補助員を採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

■ 2 5. 西部児童相談所

1. 西部児童相談所の概要

(1) 所管区域等



所在地：高崎市高松町 6 番地

所管区域の概要：

	対象面積	総人口	児童人口
令和元年度	1,700K m ²	559 千人	82 千人
令和2年度	1,700K m ²	559 千人	82 千人
令和3年度	1,700K m ²	558 千人	79 千人

主な所管区域は高崎市、藤岡市、富岡市、安中市であり県の西部地区全般を所管している。

(2) 施設概要

	面積	備考
敷地面積	3,365 m ²	
建物	1,509 m ²	鉄筋コンクリート3階建て

(3) 職員構成など

職員数	派遣職員等	会計年度 任用職員	特別嘱託職員
30 名	2 名	8 名	2 名

西部児童相談所（所長 1 名）			
次長 1 名	家庭支援第一係長 1 名	係員 6 名	児童福祉司等 6 名
	家庭支援第二係長 1 名	係員 6 名	児童福祉司等 5 名 子育て相談員 1 名
	施設里親支援係長 1 名	係員 4 名	児童福祉司等 1 名 庶務事務 1 名 里親訪問支援員 1 名 受付事務補助 1 名
	虐待対応係長 1 名	係員 10 名	児童福祉司 5 名 保健師 1 名 子育て相談員 1 名 虐待対応スーパーバイザー 1 名 児童家庭相談アドバイザー 1 名 弁護士（特別嘱託） 1 名
	発達支援係長 1 名	係員 9 名	児童心理司 8 名 精神科医（特別嘱託） 1 名

(4) 児童相談所で把握している現状での問題点及び重点施策
(令和4年度監査資料(令和4年9月30日現在)より抜粋)

【問題点】	
①	児童虐待の主な虐待者を見ると、本来、児童を守るべき実父母が全体の84.5%を占めており、更なる児童虐待防止に係る啓発や子育て相談・子育て支援が必要となっている。また、個別のケースにおいて、児童の発達障害が一因となっている場合も多いことから、児童心理司と児童福祉司が連携して対応することが必要となっている。
②	子どもに係る相談支援の窓口は第一義的には市町村であるが、地域ネットワークによる児童を守る体制の構築や関係機関の連携の強化などにおいて、市町村での取り組み・対応には格差がある。
③	子どもに虐待をしている家庭では、多くの場合、親のいずれか、若しくは両親ともに精神疾患、薬物依存、DV等の様々な問題が内在しており、保護者自身が横暴で攻撃的な言動や身勝手な行動がみられる。 また、児童自身の問題として非行問題があるが、現在は暴力行為等の犯罪行為よりも、家庭内での暴力行為や不登校、家出などから警察が関与して通告となる事例が多い。いずれもゲーム、SNS依存などが問題の端緒となっている事例も見られるが、この背景には児童自身の発達障害なども一因となっている場合もあり、これらの問題解決に向けて児童福祉司の幅広い専門性の向上や児童心理司との連携が必要不可欠となっている。

【重点施策】	
①	児童虐待通告に対して迅速な初期対応を行い、事態の深刻化並びに再発の防止に努める。
②	市町村要保護児童対策地域協議会への積極的関与及び支援により市町村が相談支援の第一義的役割を担う機関であることの認識を高め、市町村との連携を強化する。
③	令和元年度に策定した「群馬県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託を積極的に推進するため、市町村の協力を得つつ、一般県民(各種団体の構成員)に対し里親制度の説明と里親体験談など啓発を行い、里親会と連携・協力して、里親サロンを開催し、登録里親の増加及び里親委託率の向上を図る。
④	障害の判定や相談における専門機関として、児童心理職員の分析能力の向上と合わせ、関係機関へのコンサルテーションスキルのレベルアップを図る。
⑤	令和7年度に高崎市児童相談所の設置が予定されており、現状の高崎市分の業務は高崎市へ業務移管となる。本年度(令和4年度)から高崎市との協議を開始しており、令和7年度でのスムーズな移管作業を実現する。

(5) 過去5年間の相談種別受付状況

(令和4年版事業概要(令和3年度事業実績)の表を監査人で一部加工)

(単位:件)

相談種別	養護		保健	障害			非行	育成	その他	合計
	虐待	その他		知的障害	発達障害	その他				
H29	238	255	7	714	70	74	67	129	60	1,614
H30	321	264	3	689	40	48	61	106	90	1,622
H31(R1)	435	324	7	737	43	69	63	124	213	2,015
R2	537	287	6	579	41	36	44	129	458	2,117
R3	392	325	0	806	65	72	60	135	482	2,337

中央児童相談所と同様であるが、養護(虐待を含む)、障害(知的障害)を中心に右肩上がりの状況となっている。

なお、直近3年間の所管区域の児童人口に対する相談割合は以下のとおりである。

	児童人口①	相談数計②	③ / ①
令和元年度	82千人	2,015件	2.5%
令和2年度	82千人	2,117件	2.6%
令和3年度	79千人	2,337件	3.0%

児童人口に対する相談件数の比率は上昇している。

2. 監査結果(指摘又は意見)

(1) 不要固定資産の処分について(指摘2)

保健所時代から県有資産として保有している資産(エックス線フィルム自動現像機など)が児童相談所としてもそのまま重要物品として台帳管理されているが児童相談所としては不要な資産と考えられる。

資産そのものも老朽化しており、管理コスト等も踏まえると廃棄することが望ましい。

(現状及び問題点)

西部児童相談所は従来、保健所として設置されていた場所をそのまま児童相談所として利用している。保健所時代から県有資産として保有している資産が児童相談所としてもそのまま重要物品として台帳管理されているが、以下は児童相談所としては不要な資産と考えられる。

物品名	取得年月	価格（千円）
エックス線フィルム自動現像機一式	平成 11 年 1 月 29 日	5,670
X 線直接撮影装置	平成 12 年 3 月 27 日	4,515
胸部 X 線直接撮影用オートチェンジャー	平成 14 年 2 月 5 日	3,255

上記資産は現在では使用されていない状況であるとともに今後の使用予定もないものであるため固定資産台帳に計上すべきものではないと考える。

（改善策）

資産そのものも老朽化しており、管理コスト等も踏まえると廃棄することが望ましい。

（2）高崎市との連携について（意見 36）

高崎市では令和 7 年度を目標に児童相談所の設置を計画している。これにより、高崎市が現在の西部児童相談所の管轄からは外れることになる見込みである。

現在の西部児童相談所の敷地については現状高崎市と協議を進めているとのことであるが、隣接した空き地を含め高崎市と協議を行い有効活用すべきと考える。

また、移設する場合にも利用者の利便性だけではなく利用しやすいロケーションも含め検討することが望ましい。

（現状及び問題点）

高崎市では令和 7 年度を目標に児童相談所の設置を計画している。これにより、高崎市が現在の西部児童相談所の管轄からは外れることになる見込みである。

現状、西部児童相談所は高崎市に設置されているが管轄区外に設置される意味は利用者側からは乏しい（有効性は低い）と考えられること及び現在の場所は高崎市の中心部にあるため人通りも多く利用者からは訪ねにくい場所にあると考えられる。

また、過年度の包括外部監査の意見でも述べた西部児童相談所の隣にある県有地については現状空き地であり、過去に入札による売却も検討したが不調に終わっている。

（改善策）

現在の西部児童相談所の敷地については現状高崎市と協議を進めているとのことであるが、隣接した空き地を含め高崎市と協議を行い有効活用すべきと考える。

また、移設する場合にも利用者の利便性だけではなく利用しやすいロケーションも含め検討することが望ましい。

(3) 児童福祉司配置基準の継続的な達成について（意見 37）

法令上で求められている児童福祉司の配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。本年度内に任用前講習終了により1名の任用となる予定であること、また現在2名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことである。しかしながら、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年で基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

令和3年度末（令和4年3月31日）での法令上で求められている児童福祉司及び児童心理司の配置基準上の必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
管轄人口	21人	18人	△3人	10人	7人	△3人
経過措置	15人	18人	3人	7人	7人	－人

児童福祉法等により児童福祉司の必要人数として設けられている経過措置基準（管轄人口4万人あたり1人）は満たしているものの、令和4年度から適用となる設置基準（原則基準である管轄人口3万人あたり1人）は満たしていない。なお、児童心理司については経過措置基準及び原則基準ともに満たしている状況である。

令和4年度途中（令和4年11月1日時点）における同基準での必要人数と実際の人
数は以下のとおりである。

管轄人口	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
556千人	21人	18人	△3人	10人	8人	△2人
経過措置	15人	18人	3人	7人	8人	1人

経過措置がなくなる本年度は、現状では児童福祉司の必要人数の法令基準を満たして
いない状況である。

児童福祉司等の必要人数について法が設置基準を引き上げた（厳しくした）趣旨は、
児童相談所へ寄せられる児童虐待相談を含め対応件数が年々増加していること及び全
国的に子どもの命が奪われる重大事件が後を絶たないこと等の社会問題とそれに対す
る社会のニーズに応えるため児童相談所の体制を強化することである。

にもかかわらず、原則基準を満たしていない状況が今後も続くようであれば、相談内
容の複雑化や相談件数の増加に相談員（児童福祉司）の対応が追いつかず利用者（相談
者）に対して十分な対応ができない可能性が高いと考えられる。

（改善策）

西部児童相談所では本年度内に任用前講習終了により1名の任用となる予定、また
現在2名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3
月31日時点）では児童福祉司の数が21名となる見込みとのことである。しかしなが
ら、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法
の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不
足であることは承知であるものの、福祉職採用の職員について、関係部局と協議し、採
用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

以 上